

平成18年第1回(3月)定例会一般質問議事録目次

質問順位	質問者	質問事項
<a href="#">1番</a>	議席13番 遠藤 裕子	1. 辰野町ごみ減量化行動計画(素案)について 2. 地球温暖化について
<a href="#">2番</a>	議席14番 飯澤 将武	1. 指定管理者制度に対する Plan.Do.See.Check について 2. ウォーターパークの営業停止の決定と辰野町 の遊泳施設の将来展望は 3. 福祉輸送サービス(STS)の環境の変化と関係委 員会の設置について
<a href="#">3番</a>	議席 4番 小林 光夫	1. ウォーターパークの生涯・再開するための手 段
<a href="#">4番</a>	議席10番 福島 英雄	1. 財政難を理由に再開を断念すると発表された ウォーターパークの後利用について
<a href="#">5番</a>	議席 6番 山岸 忠幸	1. 平成18年度予算について 2. 辰野病院に関してのワークショップについて 3. 自治基本条例(まちづくり条例)作成の考え は
<a href="#">6番</a>	議席16番 成瀬恵津子	1. 国保の出産育児一時金の「出産費無利子貸付 制度」について 2. 今後のウォーターパーク利用について
<a href="#">7番</a>	議席3番 宮澤 清隆	1. 道路整備とワークショップについて 2. 踏切拡幅と今後の課題について
<a href="#">8番</a>	議席12番 桜井はるみ	1. ウォーターパークの再開を望む 2. 越道団地の建て替えについて 3. 有害図書等自販機の撤去について
<a href="#">9番</a>	議席 8番 宮原 功	1. 町の農業政策について 2. 工事分担金について
<a href="#">10番</a>	議席 5番 矢ヶ崎紀男	1. 新たな経営安定対策を踏まえた担い手づくり について 2. 地域防犯について 3. 経費の節減について

質問順位	質問者	質問事項
<a href="#">1.1番</a>	議席 15番 北條 常信	1. 食育基本法について 2. 町づくりと人権について
<a href="#">1.2番</a>	議席 2番 福島 主計	1. 19年度からの経営安定対策の導入について
<a href="#">1.3番</a>	議席 1番 根橋 俊夫	1. 誰でも安心して医者にかかれる国民健康保険制度にするための対策について 2. 診てもらってよかったと、より多くの町民から評価される病院にするための具体的な対策について 3. 辰野病院の建設場所について

第1回辰野町議会定例会第4日目一般質問記録

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 平成18年3月9日午前10時
3. 議員総数 18名
4. 出席議員数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢ヶ崎克彦	助役	赤羽八洲男
収入役	花岡猛	教育長	小林辰興
総務課長	加島範久	まちづくり政策課長	平泉栄一
税務課長	小沢睦美	町民課長	竹淵光雄
農林課長	赤羽敏明	商工建設課長	野澤修一
水道課長	桑沢高秋	保健福祉課長	小島敏雄
会計課長	中村宏	教育次長	白鳥義政
消防署長	厨川雅彦	病院事務長	有賀米吉
開発公社常務理事	根橋正美	代表監査委員	小野真一

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	竹入俊男
議会事務局庶務係長	熊谷俊美

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席	9番	向山正一
議席	10番	福島英雄

第1回辰野町議会定例会第5日目一般質問記録

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 平成18年3月10日午前10時
3. 議員総数 18名
4. 出席議員数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	矢ヶ崎克彦	助役	赤羽八洲男
収入役	花岡猛	教育長	小林辰興
総務課長	加島範久	まちづくり政策課長	平泉栄一
税務課長	小沢睦美	町民課長	竹淵光雄
農林課長	赤羽敏明	商工建設課長	野澤修一
水道課長	桑沢高秋	保健福祉課長	小島敏雄
会計課長	中村宏	教育次長	白鳥義政
消防署長	厨川雅彦	病院事務長	有賀米吉
開発公社常務理事	根橋正美	代表監査委員	小野真一

6. 地方自治法第123条1項の規定による書記

議会事務局長	竹入俊男
議会事務局庶務係長	熊谷俊美

7. 地方自治法第123条2項の規定による署名議員

議席	9番	向山正一
議席	10番	福島英雄

## 【一般質問 1 日目】

### 8 . 会議の顛末

局 長

ご起立願います。礼。(一同礼。)

議 長

皆さんおはようございます。早朝から大変ご苦労様でございます。定足数に達しておりますので、第 1 回定例会 4 日目の会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。ここで定例会初日の議会運営委員会で追加提出陳情について協議を行いましたので日程第 1 請願陳情についてを議題といたします。請願陳情につきましてはあらかじめその写し文書表を配布してあります。文書表を朗読いたさせます。

局 長

(朗 読)

議 長

ただ今の陳情 1 件については、所管の委員会へ審査を付託することにいたします。日程第 2 一般質問であります。7 日正午までに通告がありました、一般質問通告者 13 人全員に対して質問を許可いたします。質問・答弁を含めて 1 人 30 分、1 人 30 分程度として進行してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

質問順位は抽選により決定いたしました。ただ今から質問順位を申し上げます。質問順位 1 番 議席 13 番 遠藤裕子議員、質問順位 2 番 議席 14 番 飯澤將武議員、質問順位 3 番 議席 4 番 小林光夫議員、質問順位 4 番 議席 10 番 福島英雄議員、質問順位 5 番 議席 6 番 山岸忠幸議員、質問順位 6 番 議席 16 番 成瀬恵津子議員、質問順位 7 番 議席 3 番 宮澤清隆議員、質問順位 8 番 議席 12 番 桜井はるみ議員、質問順位 9 番 議席 8 番 宮原功議員、質問順位 10 番 議席 5 番 矢ヶ崎紀男議員、質問順位 11 番 議席 15 番 北條常信議員、質問順位 12 番 議席 2 番 福島主計議員、質問順位 13 番 議席 1 番 根橋俊夫議員、以上の順に質問を許可してまいります。

### 【質問順位 1 番 議席 13 番 遠藤裕子議員】

13 番 (遠藤)

傍聴者の皆さん朝早くからご苦労様でございます。それでは通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

辰野町ごみ減量化行動計画(素案)について

上伊那広域連合で、平成 11 年度に策定したごみ処理基本計画が 5 年を過ぎたこと、廃棄物処理を取り巻く社会情勢が大きく変化したことに伴い、平成 16 年度には抜本的な見直しを行い、ごみ減量化・資源化の目標が設定されました。このために辰野町でも、資源循環型社会の実現を目指して、平成 18 年度を初年度とするごみ減量化行動計画(素案)が示されました。目標の設定、基本的な方針、計画期間、目標を

達成するための行動計画について、1月の議会全員協議会でも説明をされました。ごみ減量化・資源化について、町が年度ごとの目標を立て、その実現に向けて住民とともに努力を重ねていくことは本当に必要なことであると思います。私もごみ減量化を一生懸命進めていきたいという思いで、この行動計画案について意見を述べさせていただきます。

この計画は、一つはごみの減量化を推進する施策として、具体的な行動内容は平成18年度から22年度までの目標が示されており、具体的な活動としては、生ごみの堆肥化の啓発活動と堆肥化を行う事業所、また減量化を行う事業所への支援。いずれの事業所に対しても補助金なしとしておりますが、補助金もつけずに事業所にどんなことをしてもらおうと考えているのでしょうか。町が事業所に依頼することであれば、多少なりとも補助金をつけなければいけないと思いますが、その辺のことはどのようにお考えになっておられるかお答えをいただきたいと思います。

また18年度は、堆肥化事業の検討、試行となっており、堆肥化は19年度には50世帯、毎年50世帯ずつ増し、22年度には200世帯にしていきたいという目標がありますが、18年度は試行期間としており、具体的にはどんなことを検討しようとしてどんなことを考えておられるのでしょうか、お聞きをしたいと思います。

現在でも農家の人たちは、生ごみは何らかの方法で堆肥として、土に戻し資源循環型の取り組みをしていると思います。一方、市街地に住む人たちは、生ごみも可燃物として出すしかないと思っている人が多いんじゃないかとも思います。行政として、ごみシリーズで町の広報に載せたり、出前講座、学習会で説明をしたり、チラシを配布する等、いろいろな啓発活動もしておりますが、町中全世帯に徹底することとは大変難しいことだと思います。16年度では燃やせるごみの43%が生ごみということですが、町中の人のごみの分別をきちんとするだけでも今より減らすことはできます。ごみ問題、資源の有効活用、ごみ処理費用の削減という両面から減量化を進めていかなければならない問題であります。

私が今一番簡単で楽にと思って1年中続けているごみ処理は、10リットル入りくらいのふたつきポリ容器に台所から出るごみを入れ、その都度ボカシをかけ、ふたをしておく。そんなことを容器がいっぱいになるまで何回、何日でも繰り返して行う。夏でもにおいも出ないし、ハエもたからない。それを畑に埋めたり、コンポストにあけて、1カ月に2回か3回で済む。こんなことは、少しずつを出せばだれにでもできることであります。そしてまた、費用もボカシ代だけで済みます。一箇月200円くらいです。

町のごみ処理の費用は、16年度は2億5,300万円、年間で1人1万2,000円、月にして1人1,000円、税金から支払う費用は2億4,000万円という莫大な金額であります。このごみ処理費用を少しでも削減していくのは町民全体の取り組みが必要であり、行政としては町民からの意見や提案を待つばかりでなく、もっと積極的にできることから取り組む。例えば区長会等にも現状を訴え、相談しながら具体的な行動に取り組めるようにする。極端な言い方をすれば、各区にコンポストをいくつか配布、配布をし、各区は常会に最低一つでも設置をしてもらおう。そして今まで可燃物とし

て出してきた生ごみをコンポストに入れる。それにボカシなり腐葉土なり土なりを  
かけ、ごみを分解させ肥料にしていく。この肥料の始末は、大勢が集まるごみゼロ  
の日などを利用し、みんなで協力しながらあいている畑に埋めさせてもらう。こん  
な形で土に戻していけたらと思いますが、このようなこと、18年度の試行として行  
動に移したら、移してみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

次に町民の関心を高める機会をつくる施策、その中で町民有志による廃油処理の  
推進の部分について。前にも述べましたが、保育園の廃油は環境浄化を進める会が、  
一般家庭からのものは年3回消費者の会が回収し、廃油石けん作りをしております。  
去年は石けんづくりをする作業場所も町の方から提供していただき、みんなで楽し  
く、楽しみながら作業をし、喜んでおります。町の行動計画の中では、一般家庭か  
らの廃油の回収は、18年度は350リットルを石けんにし、19年度からは10%ずつ増や  
し石けんをつくるという計画が示されております。

消費者の会でも、廃油の回収、石けんづくりはとてもよいことであり、これからも  
会の運動として続けていきたいとしておりますが、課題が一つあります。それはで  
き上がった石けんの消費の仕方です。今まではフリーマーケットとか、何か  
のイベントの際に、また消費者の会の共同購入で注文をとる、とかしながら消化を  
することにみんなで努力をしてきました。昨日も川島小学校から電話がありまして、  
廃油を使ってもらえないか、という問い合わせでした。松本の共立学舎でだめだと、  
だめだと言われてしまったのでなんとか消費者の会でもどうでしょうか、という問  
い合わせでしたけれども消費者の会でも寒いうちは石けんづくりもできないので、  
4月以降にでもなったらと言っておきました。そして、昨年いただいた石けんはと  
ってもよく、よく使わせてもらって、食器洗い、それから台所もきれいになりと  
っても皆で喜んで石けんは使わせてもらっているということでした。

石けんづくりをする会の人たちはボランティア活動であり、利益を得ようとはだ  
れも思っておりませんが、苛性ソーダの購入費用だけは最低限必要であります。行  
政でも石けんづくりをしている人たちと一緒に、でき上がった石けんの販路につ  
いても考えていただきたい、これは是非一緒をお願いしたいということあります。

次にもう1点、ごみ減量化推進委員会の拡充について。現在ある推進委員会も2  
年を経過をしていますが、推進委員の人たちは苦労しながら出前講座をするとか、  
何箇所かでそんなことを行ってきましたが、なかなか難しさを感じているように思  
われます。推進委員も町で公募したにもかかわらず応募する人がなく、やむを得ず  
既存の組織、既存の組織である生活協同組合、環境浄化を進める会、消費者の会、  
それぞれの会の役員が推進委員になるという状態。こんな情熱もない形だけのもの  
では、推進委員になった人たちも気の毒であるし、実効も上がっておりません。  
行動計画では、各地区に委員会を組織する、そして順次22年までに全地域にとい  
うことですが、私はまず町のごみ減量化推進委員会を大幅に変え、各区はもち  
ろん、衛生自治連合会、また今、今までの各団体、その他の団体も含めごみ減量化  
推進町民会議くらいとし、18年度中には町全体17区に組織をつくり、それぞれの区  
に合った取り組みをするということではできないでしょうか。

ごみ減量は、減量化の問題は、町全体で取り組まなければならない問題、町民は行政の取り組みの姿勢をよく見ております。そして、その情熱、真剣さが伝わっ、伝わったとき、大きな効力を発揮をしてくれるものと思われれます。その点についてはいかがでしょうか。

最後になりますが、家庭でできる地球温暖化の取り組みについて、町消費者の会の取り組みを少し報告をさせていただきます。地球の温暖化といっても多くの方は自分には直接関係ないことと思っております。しかし世界中を見ると、去年は巨大な台風、ハリケーン、猛暑、大干ばつ。日本においても集中豪雨による大災害、また暮から1月にかけて中越地方を中心に襲った、豪雪、大雪の被害などを、新聞・テレビで目の前にしたとき、これらの恐怖の異常気象は、地球温暖化が大きく関係しており、CO<sub>2</sub>、二酸化炭素の大量排出が大きな原因と言われております。

このCO<sub>2</sub>を減らすために、消費者の会ではNHKの調査資料、また電力会社の資料などを参考に、自分たちで調査をしたトレイ・レジ袋・水・電気・車など、CO<sub>2</sub>の排出量を計算したものを表にして、辰高のフォーラム、また豊南のイベントなどにも掲示をさせていただきました。辰野町では1世帯で1年トレイの枚数は450枚、CO<sub>2</sub>は3.6kg、全国平均は一人トレイは207枚、CO<sub>2</sub>は1.65kg。レジ袋は、町1世帯は年222枚、CO<sub>2</sub>は6.23kg、全国平均は315枚、CO<sub>2</sub>は8.85kg。レジ袋1枚をつくるのにCO<sub>2</sub>は30g、処理をするのに31gと、合計1枚のレジ袋は61gのCO<sub>2</sub>を排出することになっているようです。今、日本で消費されているレジ袋は280億枚といわれ、これを原油に換算するとドラム缶では2,891万本ともなるといふ、大変想像もできない量でございます。今まで何となくもらっていたレジ袋をやめてマイバッグに切りかえることができたりしたら、地球温暖化防止に大きな協力することになります。

また水も大切な資源です。私たちは水道水を1日1人で245リットル、2リットル入りのペットボトル122本にもなります。使うたびにCO<sub>2</sub>も排出されます。洗顔のとき、食器洗いのとき、出し放しにせずため置きをして使う。シャワーも1分間出し放しにすると12リットルも使うということです。節水することは費用の節減だけでなく、CO<sub>2</sub>の削減にもつながります。水の大切さを知って上手に使っていかなければならないと思います。

次は電気についてですが、家庭での電気消費量は一番多いものはエアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビの順となっております。常に気を配ることで効率のよい省エネになると思います。

CO<sub>2</sub>を減らすために、マイバッグ、トレイ、節水、節電について述べてきましたが、地球を救うためには、一人ひとりの力は小さくてもみんなでやれば大きな力になります。身近な生活を見直してみたいものです。

消費者の会では、今日9日午後から、駒ヶ根で南信消費者フォーラムがあり、その中で「地球温暖化はたった1軒の家庭から始まる」というタイトルで寸劇をすることにしております。また13日には町女団連の総会でも同じ寸劇をし、地球温暖化に少しでも多くの方が関心を持ってほしいと呼びかけ、何回もの練習をくり重ねておりま



した。地球温暖化については質問ではなく、消費者の会の皆さんで勉強をし取り組んでいることを町民の皆さんに少しでも知っていただき、一緒に考えてほしいということで発言をさせていただきました。壇上からは以上です。

町長

皆さんおはようございます。3月平成17年度の期末議会ということであります。今日から一般質問でありまして、傍聴の皆さん方も大勢関心を持ちお出かけいただきまして大変に感謝申し上げますありがとうございますと申し上げることです。たまたま今日は3月3日で英語で言うとサンキュウの日だそうです。

さて、それでは質問順位第1番の遠藤裕子議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

よく議員が取り組まれていらっしゃる、この環境問題、生ごみや地球温暖化についてということで、さらに深く掘り下げてのまた自分で実践した経験をもつ中での提言であり、また、要望であり一般質問であると、このように敬意をもってこちらもお答え申し上げたいと、こんなふう考えているところであります。

まず、生ごみの堆肥化活動他ということでございますが、辰野町もご指摘のとおり生ごみの減量化の行動計画を策定したところであります。これは、ごみ自体を減らしていくということの、まず減容化、議員もご指摘であります、減容化、容積を下げてしまう、同時にまた堆肥化する、この二つをもって減量化に持ち込むと、こういうふうのことでございます。これにつきまして、業者なども大分取り組んでいただけるといようなことも大分出てきておりますのでこれに対して補助金をつけるべきじゃないかと、いうことであります。まして、辰野町も今現在ごみ処理に対しまして年間2億5千3百万円という、議員がおっしゃったとおりの金額を支出するところであり、大変また多大なお金がかかっているわけですし、財源不足の中、大変にきゅうきゅうとしてこのことも進めていることも事実であります。そういうなかで補助金も出さずには言いますけれども、何とか町も一緒になって協力して、そしてそういった減量化の業者も加わってもらえないかというふうなことも今お話を進めて詰めているところであります。町全体を一気にということになりますとなかなか難しいわけですから、これは一つのモデル地区をどこかに設定をさせていただいて、説明会なども行い、また業者説明なども行い町もこれに対してこのような支援を今するんだと、いようなことをお金ばかりではありませんので、いろんなことの話し合いをもって煮詰めていければありがたいと思います。何でもどろっかいことをそのようにするのかということですが、まずこれはあの住民一人ひとりの皆さん方が、あの、理解して協力いただかないととてもできないこととあります。と申しますのも、辰野町は非常に今現在でも分別が非常にきちっとできている町だというふうにも評価されているところでありますが、なおこの生ごみの中から生ごみを堆肥化していく、というふうな形になってまいりますと、これ分別しなければならぬ、しっかりしないとこれはまた中途半端に終わってしまい、よけい大変なことになるといふことになってまいります。

そういうことで、まず、モデル地区を作って住民の協力を得て進めていく必要があるかと、こんなふうにあります。今、辰野病院だとか両小野国保病院だとか、あるいはオリンパスのような大きな会社になってまいりますと、ごみ処理に対しましては一つの機械を入れて、これがあの水と空気になってしまうという、世にも不思議な、と言いましても実際そうなるようですが、そういった方法も今採られているところではありますが、ま、一番いいのはこれは還元されて地球に還元することが一番いいだろうと、水と空気に還元したと言えればそれまでですけれども、やはり、あの堆肥還元だとかです。有効にこう利用されていくことが直接的には一番いいことだと思いますので、そんなふうにも考えてございます。今、業者2、3有るといってはやはりそういった堆肥、堆肥のようにしていったらというふうなこと、があの、主な考え方であるようで相協力してもう少し研究を進めて、そのようなご指摘のようなことも、進めていかなければならない時期にきていると、こんなふうにも思っております。えーまず、こういったごみの減量は、個々から始まるものだとこんなふうにも理解をいたしております。えー、それと堆肥化事業の検討、試行その内容について考えられることは、というふうなことでありますので、えー、これに対しましても、さきほど言った新たな方策もいろいろあるわけでありまして、是非一つご協力いただくと共に、ご研究いただいて、そしてまた今、現在分っている最適な一番いいものを取り入れられるような方向でモデル地区の設定を一緒にお考えいただいて、そして進めていいことはそれをだんだん普及していくということ、そんな方式を現在は考えているところがございますのでお願い申し上げたいと思います。次は町民の関心を高める機会を作る策の中で、廃油の回収と石鹼づくりについて、と、こういうタイトルのご質問であります。えー、町の消費者の会、あるいはまた環境推進の会、環境浄化を進める会、の皆さん方が積極的にこれも取り組んでいただいておりますで大変に助かっているところであります。えー、まあ廃油に薬剤を入れて半固化にしてあるいは固化にして、えー処理をするという方法もあるわけですが、今皆さん方がやっというようにこれを苛性ソーダを加えて石鹼にする、そうすると有効活用がもう1回できるということで、リサイクルとなってまいりますので、そういった方がよりベターでありより有効活用であると、こんなふうにも思っています。非常に作っていただいている石鹼が、私も使ったことがあります。よく落ちて非常に評判がいいと、いうことでありまして、顔も洗ったり身体も洗ったらそれだけはちょっとよしとけって言われましたんですけども、非常に市販の石鹼よりも、このあれですね品質が高いような気がいたして、住民の皆さん方にも浸透していることは事実であります。

さて、これに対しましての PR、販売、販路、もちろんあの何と言いますか、営業利益ということではないとおっしゃいますが、まさにそのとおりでありまして、ボランティアの中での販売でありますから町も協力していきたいと思っておりますし、今日こうやってご質問いただくこと自体も大きな既に PR になっているのではないかと、住民の皆さんに対して、ということで、まさにご同慶に堪えないところではありますが、今後もまたいろいろと、フリーマーケットだとかいろいろ、あの一会、出前

講座とかありますのでそういったところで販路をまた広げられるように、町の方も支援をしていきたいとこんなふうにも思っているところであります。町もお金があれば全部買っといてどんどん配れば一番いいんでしょうけれども、いまご存知のとおりでございますので、その辺はご勘弁いただきますが、えー、それ以外の積極的なこの支援はしていくつもりであります。

次は、えー、ごみ減量化推進委員会の拡充について。大幅な見直しが必要であると、いうふうなことであります。これは平成 16 年度に公募によって既に推進委員会ができてきているわけではありますが、これはまさに先ほど言ったことにも繋がっていくわけではありますが、えー、その今の委員会を拡充することは非常に大事であるし、同時にまた、各区単位ぐらいにですね、さきほど言ったように個々からこの減量化、ごみ、環境問題は始まるわけですので、そういった委員会が出来てくれることを望みますし、輪が広がってより大きな関心をもつ大事な有意義な委員会に拡充することを私共もそんなふうと一緒に同じく同感であります。是非一つご協力いただいて、共にまた関心を持っていただき積極的参加でご意見をいただければと、こんなふうにも思います。まず、これこそ住民主導であってもいい部分もあると思います。今、町議さん言われたように、こういうことをどんどん率先して、あの一、リーダーシップとっていただいて、旗を振ってあちらこちらにそういった人が大勢出てくること、そんな町こそが環境浄化に繋がる町だというふうに思いますし、行政も積極的に対応して参りたいと思います。住民のまずは意識改革というような意味で、今ご指摘の委員会なども拡充を図るように町としても施策といいますか、積極的に考えてまいりたいと思います。

次は、えーと、地球温暖化について、ということではありますが、町消費者の会が取り組んでる、身近な地球温暖化防止策というようなことで、いろいろと今質問で述べていただいたところであります。さきほどのごみで、ごみをご自分でボカシを使ってやっていること自体も、これもまた、温暖化にも広義な意味では繋がってくると思いますし、また、大きく捉えて地球温暖化防止ということになりますと、今のよう個々の積み重ねであり、結局はエネルギーの削減、エネルギー消費の削減を一人ひとりが心掛けること、そこから始っていくだろうというふうに思います。水道の水を節約すれば何で地球温暖化に繋がるのかと、直接わからなくてもまさにそのとおりであります。歯ブラシを使って磨いている間は水を水道を切っておいてもいいんですが、意外と出しばなしでやっている人が多いというようなことも、いろんな研究データにも出ているところであります。ま、このことはやはり、啓発をお互いにしていく必要があるわけでもありますので、そのことを一つご協力、さらにまたいただきたいと思います。今お聞きしますとトレーの枚数などもありまして辰野町が 450 枚一軒平均、こんなにあるのかなー、と、今びっくりしているところでありますが、まさにこれは石油から作られておりますし、最終的にはこの処理に対しましても今科学的にはいろいろこう考えられておりますが、結果的には二酸化炭素の増大に結びついていくこともまた事実であると、こんなふうに思いますし、ひいては今のような異常気象になって地球自体が狂ってしまうと、ということで、これをま

さに動物の中の人間の横暴であり、人間の責任であるところなふうに考えているところでもあります。えー、さらに消費者展や辰野高校、豊南短大などで家庭でできること、冷房などを一度位下げるとか、自動車を使わなくてできるだけ健康のためにも歩いて、自転車で歩くとかですね、いろんなことをあの、提案されてきているようでして、いちいちごもつともであると、こんなふうに思います。前にもご指摘いただいたようにアイドリングの防止、防止と言いますか僅かにしていただくとかですね、そんなことも大事なことだと思います。これに対しましても、町では呼びかけをどんどんいろんな機会を通じて今大事な時であると思いますから、まさに日本の中心辰野町からもこんな環境問題をいい意味で発信が広くできればと、まずは町から、それには個から、それにはこの集合体である隣組あるいはまた、区単位ぐらいでというふうなことで、関心を広めるような組織化にまた持ち込んでいきたいとこんなふうに思います。あと課長の方で詳しく説明しなきゃならんところありましたら、あの、答弁をさせていただきます。

町民課長

えー、それでは遠藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。今、町長答弁の中で大部分は答弁終わっているかと思いますが、一部あの一、ごみの減量化推進委員会の拡充についてということで、これらにつきましても、さきほど遠藤議員さんからありましたように各地区の実情っていうものがあるかと思いますが。農村地帯であればそれなりきの処分方法もあるかと思いますが。そこら辺をま、特にこの減量化は町民の皆さん一人ひとりの意識改革が必要ではないか、こんなふうに町としても考えておりますのでなるべく押付けでなく、地元からの発信というようなかたちの中で我々も協力しながら、ごみの減量化に努めていきたい、こんなふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

13番（遠藤）

今町長からいろいろとご丁寧な回答をいただきましたし、町民課長からもお答えをいただいたわけですが、私がその減量化のことに携わりながら感じていることは、町は区に対して何か気兼ねをしていると申しますか、もう少し積極的に一緒に活動を進めてもらうというようなことをしていかないと、町だけでいろいろ考えてもなかなか、現実には進んでかないと思いますし、ごみ減量化というような問題については、あの、もちろん資源化も含まれるわけですが、お金の面、資源の面、これはやればできるもんだって、いつも思ってます。そう思いながら自分でもできることをやってみて、また、あの一、町場の人たちに畑へ埋めるところのないような、あの一、とこに住んでいる方々にはどのようなことをしたらいいかという考え方は、まあ町が一つにはごみ処理機を使ってという方法もありますし、この分については私もあまり賛成ではありません。て言うのは、買うときに結構のお金がかかりますし、そしてそれをまた、使うときにずっと電気をくうというようなことから考えると地球温暖化防止にちょっと反するかなと思って、あの、処理機についてはあまりお薦めをしたくない問題でありますけれども、この前の時も申し上げましたように、私、自分ではダンボールに米、籾殻燻炭とピートモスを入れて、それ、

それにごみを混ぜて分解をさせていくっていう、これは、あの一畑が無くても捨てる所が無くてもできる問題でありますので、そしてそれが分解された肥料になった時は、周りの草花にあげるとか、そんなようなこともあるんで、できることをどこの人たちでもできるようなことはもっと町も積極的に取り上げていただきたいなと思っています。で、区とかそれから一般のいろいろ提起をしているのを待ってるのが町みたいな感じで私はその点ではもっともっと皆でやればできることあるんじゃないかって強く感じております。ま、自分もちろんやっていきますし、まあの、会の中とか、できるだけ地域の中自分の周辺の人にはそんなことをお薦めしながらやっていきたいとは思っていますけれども、この環境の問題は大変重要な問題でありますので、皆で是非やっていきたい問題だと思っています。以上です。

議長

答弁はいいですね。

13番（遠藤）

はい。

議長

はい。進行いたします。

質問順位 2 番 議席 1 4 番 飯澤將武議員。

## 【質問順位 2 番 議席 1 4 番 飯澤將武議員】

14 番（飯澤）

傍聴の皆様朝早くから傍聴ありがとうございます。議会に関心を持って頂いて感謝申し上げます。

早速質問させていただきます。まず、指定管理者制度であります。今議会にも、指定管理者関連の議案が 7 本程上程されております。公共の事業の遂行に Plan・Do・See・Check が重要であることは異議がないところであります。矢ヶ崎町長は、議会の冒頭 8 つの重点課題の中で「指定管理者制度の導入にサービスの向上と経費の節減」を掲げておられます。この制度の導入がうまく機能した場合の想定としては、ま、1 点は、行政にとっては低コストで、高品質の公的なサービスが提供できること、2 点目は、民間事業者にとってはノウハウを活かしたサービスで、事業の拡大や経済効果を、波及効果を得られること。3 点目、一番大事なことなんですが、住民や利用者にとって少ない負担で、より良いサービスが得られるという、えー、トリプル WIN、相乗効果も言われております。

その一方で様々な危惧が指摘をされております。そこでこの制度の最大の効果を引き出しながら、問題点を顕在化させないための次の点について質問させていただきます。

えー、この指定管理者制度が、住民や利用者の立場からの Plan・Do・See・Check が不十分ではないかと私は感じております。その理由を申し上げ、ご所見をお尋ねいたします。まず、議会は委託を議案として提案される段階で、議会のチェックは当然

かかるわけでありませう。しかし、予算・決算など行政の事務事業のようなチェック機能はなくなります。えー、また、指定管理者から執行側へ事業報告書が義務付けられていることが主であります。議会への提示はどうなさるのでせうか。更に、監査委員の監査も「必要が有ると認められた時」ということで、必須条件ではないように思われます。さらに、執行側としても、今までのように人的なつながりの薄い営利会社への委託もあります。日常的な Check 体制も必要ではないでせうか。

このように考えると、指定管理者制度は Plan・Do・See・Check が働かない制度的欠陥、問題を抱えているのではないかと思われます。

地方自治法 244 条 2 の 10 項を活用して、事前にサービス向上の目標など、必要事項を取決めておくことも大変必要ではないかと思うわけでありませう。私は、これらの課題を補完するためにも、指定する事業対象によっては参加型の「運営委員会」のような制度を採用する必要があるかと思うわけでありませう。例えば、情報センターならばパソコンの利用者、観光情報の発信者、委託当事者に受託者、等での運営委員会の設置であります。やはり町長のご所見をお尋ねをいたします。

えー、次にウォーターパークの営業停止の決定と辰野町の遊泳施設の将来展望についてであります。決定に至る経過にも触れながら質問をいたします。

私は、数年前から地方分権下での行政の手法の改革を訴えてまいりました。矢ヶ崎町長は、2 期目の町政にワークショップを住民参加の有力な手法として位置付け、病院建設での意見を聞く会や選挙での個人演説会で、病院とウォーターパークもワークショップを取り入れて政策決定に活かしたいと発言され、私もこの耳でお聞きしてきたわけでありませう。

その後、病院問題で実践され、4 回ほどの限られた回数でしたが、様々な立場や意見のある中で、意見が交流され、融合されました。専門家の指導なしに会議を運営し、まとめられた関係者の努力に敬意を表します。その結果有力な 1 案「飼料工場跡地」へと収められたことは、信濃毎日新聞や、長野日報等の記事からも読み取れたわけでありませう。その後、ウォー、ウォーターパークのワークショップをいつから始めるのかなーと、注目しておりましたところ、突然新聞の取材記事で「営業中止を決定」と報じられ大変驚いたわけでありませう。

私は、プールなどの施設の規模の問題は議論があるとしても、一般町民を対象にした遊泳施設は将来にわたって、辰野町にはありませんという訳にはいかないと考えます。この点についてのご所見をお尋ねをいたします。

また、学校や保育園のプール以外で一般に開放された施設を持っていない自治体は近隣市町村にはどの位あるでせうか。具体的にお尋ねをいたします。

私は、今の施設を取り壊しても、いずれ替りの遊泳施設を作らなければならなくなると予測いたします。そうであるならば、今ある施設を部分的に活かしてでも再構築を検討するとか、施設全体の活用の可能性をレジャー産業のノウハウを取り入れて検討するなど、更には民間に活用を任せるなど、様々な可能性を検討・研究すべきであるかと思うわけでありませう。10 数億の貴重な財産の処分の決定を、ワークショップなどの選挙での公約にも反して、限られた方々だけで決定してしまうのか。何

故なのか。という疑問は、私のみならず、多くの周囲の皆さんから聞かれるところ  
であります。私は返答のしようがありませんでした。

これでは、3期目は行政手法を大きく前進させて執行したいという矢ヶ崎町長の姿  
勢を疑われてしまうのではないのでしょうか。

私は、住民参加型町政の最大の力は「町政・行政に対する町民の信頼」であると信  
じます。今、辰野町の住民はワークショップの結果を行政がどのように汲取るか注  
目しております。

一方、2月15、16日の両日、行われた職員向けのワークショップの研修会には  
200人を越す職員が住民参加のツールとしての勉強会に参加をされました。今後、  
道具として使いこなすための講座も予定をされております。これらの動きが、動き  
が実を結ぶかどうか。今、大変大事なときであります。成功のかぎは、矢ヶ崎町長  
が住民参加の結果を我が子のように大切に活かすかどうかであります。変化は本物  
だと見れば、住民も、職員も動き出すと私は信じます。逆にやるだけやらせて、結  
局どこかで決まってしまうと思われたら、取り返しがつきません。

このウォーターパークの帰すうのプロセスは矢ヶ崎町長3期目の本質が試されて  
いるのではないのでしょうか。暮れも含めて4回も手弁当で参加され、真剣に辰野町  
の未来のために話し合われた皆さんの町への熱い思いに水をかけることの無いよう  
くれぐれも、住民意思の尊重、意思を尊重する対応を重ねてお願いを申し上げます。

3点目は、福祉輸送の扱いの問題と関係委員会の立上げについてであります。高  
齢者や障害を持つ方の移動の自由の確保は、公共政策の大きな課題であります。多  
くの自治体で百円バスなど、公的資金を投入して対応しております。それでも対応  
し切れない部分も多く、きめの細かな施策が求められます。平成16年3月の国土  
交通省自動車交通局旅客課の通達240号で「福祉有償運送」と「過疎地有償運送」  
について、厚労省と詰めた結果一定の方向性が示されております。それは、18年の  
介護保険、この春の介護保険の見直しが始まる迄は、運送法による行政処分  
は行わずに、指導・啓発をしていく、しかし、今年の4月からは取締りを行って  
いくということだと思えます。これらの経過から、1点、辰野町における「福祉有償運  
送と過疎地有償運送」の現状はどうなっているのか。そして、2点目はこの4月か  
ら「介護輸送に係る法的取扱」がどうなるのか、の2点についての概括的な説明を  
お願いを致します。そして、この通達によると福祉、えー運輸、福祉の両面から自  
治体単位での調整が避けられなかったのであり、行政のイニシアチブによる「運営  
協議会の設置」が決定的に重要であったと思うわけであります。

そこで「運営協議会」の経過についてお尋ねを致します。えー、これは既に始ま  
っておられるのか、それともこれから設立をされるのか。そして、構成メンバーは  
どうなのか。そして申請事業者はどのくらいあるのかお尋ね致します。

また、申請事業者が運営協議会へは加われないと聞くわけですが、説明の機会だ  
とか協議会の、協議の情報の提供を私は保障されるべきではないかと思えます。お答  
えいただきたいと思えます。設置については、議会が終った段階で開催されるとも  
聞いておりますが、もしそうだとしたら、4月を目の前にしてですね、拙速であり、

協議にもならない形だけの「行政指導」ではないでしょうか。こういう疑問を思うわけであります。えー、過日の議会で、矢ヶ崎町長は福祉タクシーの後退部分、を「あかりの有償」で補ってもらいたいとの期待を答弁されました。しかし、このケースは4月からの通達に従えば不可能になると思いますが、どうなるかお尋ねをいたします。

また、この部分に関して、「セダン特区」が可能ならばどうなるのか。そして、長野県下のセダン特区の動向についてもつかんでおられる範囲でお答えいただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

町長

それでは引き続き質問順位第2番の飯澤将武議員の質問にお答え申し上げたいと思っております。今、町が進めております指定管理者制度の問題であります。ま、P D S C というふうにも言われてますし、これも正しいと思っておりますが、辰野町ではP D C Aの方で進めております。同じことでもあります。プラン、ドウ、それからチェックでアクションとそこまでもってっております。えー、ま一言葉であります。P D S Cですとチェックまでと、ま、でも言っている意味は同じでありますので、そちらの方で私も捉えてまいりますのでご理解をいただきたいと思っております。えー、指定管理者に対しましてご質問がありますが、まず住民受益者、利用者の立場ではどうか、というようなことで、ご質問の中でもご説明されてたと思っておりますが、利用者の立場からみてもサービスの向上が図られる、えー、民間の感覚、あるいは又、民間のノウハウ、アイデアなどもこれによってはどんどんと導入されることになることは事実であります。なおまた、行政の方も経費節減にも繋がるということで、このことはそういった面からいくと非常にいいことであるというふうにも思っております。12月の広報の時に既に回覧文書でも町内全域にこの説明は致してあります。それで運営委員会についてどうなるかというようなことですが、今町が進めてます施設、公共施設、元来あの一、公共の建物あるいはまた施設、の運営は町が直営でやるか、あるいは町の出資した法人でやるかどちらかで今までやりました。これを民間委託もできると、というようなことに幅を広げていくものでありまして、例えばじゃ、どんな施設があるかと言いますと簡単に言うと、えー公民館、各区にある公民館なども同じことでもあります。それをじゃあ指定管理者という形の中で区の方へ改めてお願い直すということもこの一つの中に入れてまいります。また、新たに全然あの一民間の方でやっていただくとかですね、かやぶきにしても、あるいはまた、湯に行くセンターにしてもそんなことも対象にはもちろんなってまいりますし、今までの公民館だとか福祉施設だとか、そういった物ももちろん入るということであります。えー、ま、もっというと有料駐車場、有料といいますか町営の駐車場等の運営とかですね、世代間交流施設だとか、えー、高齢者能力活用センターとかそういった物も当然この中に入れてまいりますし、町の図書館だとか美術館等も、これは決定ではないですよ、そういった物も対象で今これからだんだん絞り込んで進めていくと、いう途中にある、しかし、不適な物或いは受けての無い物に対してはそれができないということでもあります。それで、その運営委員会ではありますが、もう既にそれぞ



れの施設に対しましては運営委員会ができております。運営の仕方、その他、で新たにここで運営委員会ということではありませんので、えー、その運営委員会は、残存させながらそしてまた、もう少し経営感覚をお持ちだというような形の方も入っていただくとか、またもう少し人数を公募で増やすとか、そういう形の中でそれぞれの指定管理者制度が進んでいくと、こんなふうに思います。ただ、指定管理者を選定するのに、この総体的な運営委員会で決めたらどうかというようなご質問もあるかと思います。これに対してはまだ、これが滑り出しのところでありまして、えー、全体的にここまでやりましょう、というようなことがきちっと体系が、体系はできておりますが、大きな体系として稼動しませんのでその段階で段々にまた民意を踏まえて指定管理が必要か、あるいは不適か、あるいはそういった選定の中で、えー、どなたにやっていただくかと、こんなことに対してはもう少し大々的になってくれば当然取り入れていきたい。まだ、今、はしり一つ二つをテスト的に進めている段階でありますので、そのようにご理解いただきたいと思ひますし、またあの一、議員ご指摘の議会のチェックはどうなるかということですが、これは特に議会のチェック、とか、議決ではないものになると思ひます。ま、考えてみますと今までも公民館全部区に委託してるわけですけども、その議会チェックもありませんし、またあの、パーク、パークホテルだとか、かやぶきだとかそういった、半営業的にやっているものも、これも議会には報告しているだけでありまして、議会のチェック、チェックといひますか報告はしますからいいんですけども、えー、一般質問の対象にさせていただいてやることもいいんですけども、議決ではない、というようなことありますし、敢えて言うとそういうところがほとんどではないかなと、もちろん議決の中に一般会計の中に入っているものも中にはありますが、ま、多くはそんなに心配されることではないような気がいたしますが、またどんなようなご質問なのか一応指定管理者制につきましては、以上のような答えをさせていただきたいと思ひます。

さて、次はウォーターパークのえー、営業停止の決定と辰野町の遊泳施設の将来展望はと、いうようなことであります。まず、公約でウォーターパークの再開、あるいはまた、今後についてワークショップなどで考えていきたいということも公約の中の一つには確かに入れてあります。ま、しかし、これはあの一説明のときによく聞いていなかったんでしょかねー、皆さん方が。えー、繰り返しになって参りますんで、非常に時間をかけて申し訳ないと思ひんですけども、まー、くどくど申し上げませんけども、いいですか、一番大事なのは私どもも止めたくて止めるんじゃないということです。要するに、財政が立ち行かないからです。じゃあその分だけ他を締めるといひますが、それはもう一般に今回もですね、18年度予算書を皆さんに配っておりますから、じゃ何処をカットすればいいのか出してください。我々もさんざこれをやろうと思ひて研究してきて、2年3年に亘ってですね、2年間で、研究してきてどうしてもこの生活密着型の方を優先させていただきますので、要するにもうますます狭くなって来てるわけです。当時最高で87億円という辰野町の一般会計最高のところがありましたが、何とこの一、先日予算発表、今、議会に提

案しているものは70億円そこそこですよ。17億円ぐらい下がっちゃってるんです。それで、えー、ま屁理屈言いだしゃきりないですけどねー、あの審議を聞いていただきたいんですが、あのー、何故選挙からこの3、4箇月の中でこうなったかということは、平成17年度今現在現行が進んでいます。それから18年度に4月から入るわけですが、国の方から来る交付金始め、ま、要するに国から来るお金ですね。各地方へ。辰野町の場合また2億2千万下がっちゃうんですよ。2億2千万下がってしまって、果たしてこれを協議してできるかどうか。ワークショップもいいです。しかし、ワークショップに財源のないもの、いくら論議してもらっても実は財源がなくてできませんなんてのは提示できないんです。それで、今後の見通しですけれども、一気にまた元へまー、何か良くなるでしょう日本も。あの景気も底打ったとかいろいろ言ってますから、ま、しかし、構造改革がどんどん進めておりまして三位一体改革、権限委譲、いろんな来ますけれども、税源譲与の方がうんと少ないんです。カットされる分より。ですから、通算してみると、えー、一年、まさか私共こんな急変ですね、激変。転変地変と言ってもいいでしょう。17年から18年に関して辰野町の国から来るお金はくどい話ですが、よく覚えていただきたいです、2億2千万マイナスになっているんです。それではとてもできないということです。残念ながら。それで平成15年ぐらいから見てまいりますと、辰野町は国から辰野町へ来るお金は今の2億2千万も入れて通年で見ると合計6億円マイナスなんです。で6億円の中です、絶対切れない事業一杯ありますよね。学校教育、ま福祉だって少し我慢してもらっていますが、福祉を多くカットできない。要するに生活密着、何を優先するか、だから選択だと私言ってるわけですが、そういう中で今回は、あのー、見通しを見てもあまり住民の皆さんに期待ばかりかけて、いつかやるぞ、いつかやるぞ、というようなこんな形の中で検討も忍びない。したがって、えー、この3、4年先、を眺めた、同時に現行を見て、今年度から来年度見て、これはもう断念しかない、ということで本当に残念ながらの断念でありますから、あのー、一つご理解をいただきたいと思います。えー、ピークで利用ですね、ウォーターパークの利用者が前にも言ったかと思いますが、4万5千人でありました。平成15年、ですね、15年に営業して16年から休ませていただいたと思いますが、15年では1万6千人です。そんなにあったからいいじゃないかって言いますが、ピークから見ると36%しかないんです。利用度が。それで運営が赤字、からちょうど修理期へ来ているということ、ま、そりゃ安くやるとか高くやるとかいろんな話も、もう屁理屈言いだしゃ切りがないんですが、行政として責任をもってきちっと再開できるですね、安全を確保して、修理代お金から何から見積もってみると、とても今のこの状態では辰野町の今の規模、できません。同時に辰野町、他でやっているじゃないかって言うんですが、同じような規模の町の町と比べてみて、私もこれも何度も言ってますから覚えていただきたいんですが、辰野町は我々の宝物があります。住民の皆さんと一緒にあって歴代作ってきた、いいですか。同じような町の規模からみて、病院が2つもあります。ま、1.5と言ってもいいでしょう。美術館もあります。福寿苑のような老健、これは公共でやっているのは松本と辰野と飯田しか

ないんです。よそは、別個の社会福祉法人がやってくれています。これはやってくれた方が助かるんです。ついこの間までは、辰野町は広域の中で、ごみ処理のクリーンセンターまで町独自でやっていました。これは、住民の誇りであり、我々の宝物でした。しかし、お金がかかるんです。同じ規模の同じような財源、税収があつた財源があるところで、相談しなんでもまず出てっちゃうんです、お金が、辰野町は。でも病院だから、美術館だから、皆の声だから、福寿苑だから、それでクリーンセンターはお陰様で平成14年の12月から広域の方へ全部渡しましたので、この負担は、上伊那の中では一律同じようになってまいりました。隣の箕輪町さんはクリーンセンターは作らなくて伊那の中央清掃センター、そちらの方へ加盟してもちろんお金を出していますが、自分でやらず、病院も公共病院を持ってません。美術館も、美術館は伊那市だってないですよ。というようなことで我々の誇りである、しかしこれだけこう切り詰められてくると、逆にそこへお金が相談なく行ってしまう部分が非常にハンディーとしてですね、いろんなものを持っていくのにはですね、出てきてしまう。ウォーターパークだってそうです。ま、全部止めてってプールだけっていう、また、考え方もあるでしょうけども、ああいった規模の物はですね、えー、同規模のところ、下諏訪見てください、ないですよ。下諏訪は公営プールもないですよ。ま、飯島町があったようですが、また後で他の人も質問がありますからお答え致しますけれども、あの、ということではありますが、また、箕輪町のプールですね、先ほど質問がありましたね、そういえば。えー、この近辺で、えー、自治体でプールが無いところはどんなところかということですから、上伊那郡市の中では宮田村がありません。長谷村がありません。現在ね。中川村がありません。諏訪地方では下諏訪町もありません。原村もありません。箕輪町に対してどうかというと、50mプールと、25mプールを公営で作っております。あ、幼児円形プールもあるようです。しかし、これは箕輪工業高校の直ぐそばで、箕輪工業高校がプールを作ることができない、なんでどうしてできないか知りません。そちらの方から、だから県の方からですね、箕輪工業高校の利用させてくれっていうことで、ある一定の額をいただいて、これを運営してるんです。また後で課長の方から詳しくこの開催、運営、日数等もお答えを申し上げたいと思います。ま、これは比較ですからいいですけど、そういう特性をそれぞれの町が持っているということ、じゃプールのために他の町の宝を止めてしまうか、そんなことはできないと思いますね。えー、そういうことで苦渋の決断でありますので、それからまたいくら公約であってもですね、もう絶対できないこと分ってながら、ワークショップってわけにいきませんので、また、出来る時になれば、また、その時のあの、あれですね、町執行側がワークショップだとか相談かけてくと思いますが、今はちょっと無理だと思います。こういうことで残念ながらありますので、くどい話致しましたが、くどく質問されますので、こうなっている訳でありますので、是非一つ、えーご理解をいただきたいと思いません。急に決めたいというんじゃないで、さんざ考えてきて、もう今の現状を把握して、ちょっとこれはもう断念だと、まー来年まで検討すると言ったっていいですよ。しかしあまりこれでは住民の皆さん愚弄、もう状況分ってますからね、で、予算書

みんな出てるわけですし、国の流れだって報道されてますから、国が地方へ押付けてるんですよ。痛み分けと言ったけど、痛んでないんですよ。国は。いくら今はやるようになってきましたけども。痛み押付けです。その痛みはこういうところへ出てきてるちゅうことです。痛み分けってはっきり国策で出てるのに、辰野が痛まなくて出来るわけじゃないですよ。そういうことで、大事なところはカットしないよう努力しますので是非一つ議員のご理解いただいて、えー、ご賛同といいますか、ご賛同とは言えないでしょうけども、一つ、番やむなきということも、ご理解いただきたい。とこんなふうに思っているところであります。

次はあの福祉輸送、あの、サービス、STSについての問題であります。ま、これは、あのー、えー、国土交通省の第240号の通達から始まったものでありまして、えー、今後は道路交通法、あ、道路輸送法ですね、道路輸送法の第80条第1項、の許認可を得なさい、ということであります。許認可権をどんどんどんどんカットしながら言いながら、またこれは許認可が増えちゃったんですね。国の方の国策で。ま、しかしこれはよく考えてみると無理のないところも多少あるわけですが、そういう中で、しかし、実際には今議員ご指摘のとおり、辰野町も町でこの福祉輸送をやっていただいているボランティアの皆さん方大変感謝しています。大変ありがたいことだと、いうことで私ども進めたいと思います。しかし、国の方の今のこの、国が作るのはいやなことに全部法律になっちゃっているんです。従わないと法律違反になっちゃうんです。ということで非常に厄介なんですけども、この法律から見ますと二通りあるんです。福祉型と、前にもこの一般質問で話をしたことがあると思います。福祉型と、ま、過疎型って言うんですかね。過疎型を受ければ今と同じようなことはできると思うんです。しかし、それは公共交通機関の空白な地、ま、それやってみますと辰野には、その地域地域じゃなくて、この町全、町がどうかってことですから、一部そういうところがあってもだめなんですね。え、辰野町の場合には、バスの路線の営業所もありますし、タクシーの営業所もある。ま、タクシーが公共化っていう理屈になってきますが、いずれにしてもそういうものがあるところは該当しないと、いうことでありますから、これも残念ながら、福祉型を導入せざるを得ない。ということであります。

えー、福祉型になって、そして、またボランティアの皆さん方も今までよりはちょっと減るかもしれませんが、対象者もそうはいつでも、どの位ありますか、対象者が全部乗るとは限りませんが、やっぱり4、50名位はあるはずでしょうから、そういう中で、どのように運営されるか町の方としてもできるだけ続けていただくように、また考えてみたいと、こんなふうに思っています。現在事業者としては、いくつあるかっていうことですから、3つ程の事業者が出てきております。えー、運営委員会、運営協議会はなん、なんかっていうんですが、この3月の中旬、立ち上げるようになってきております。ま、4月1日の施行ですからというものの、伊那もついこの間出来たところでありまして、大変これもあの作って普通の委員、運営委員会、協議会と同じように、はいポンというものでなくて、いろいろとこの思惑がありますし、いろんな軋轢があることは事実であります。これはあの経済的な

問題流れの中での国の、まあこういった通達及び法律ということになってきますので、えー、大変難しさが更には出ると思えますが、その中で協議をしていきたいと、こんなふうにも考えているところであります。えー、以上あと、課長の方からも細かい質問、あのー、答弁がありましたらお答えをいたします。

総務課長

それでは飯澤議員さんに指定管理者制度のことでお答えを申し上げたいと思います。議会の方への、報告というような関係でございますけども、議員さんご指摘のとおり、えー、地方自治法の244条の2で、えー、それぞれ、えー、指定管理者をどういうふうに進めてかっていう形の中で、ご指摘10項の中に、それぞれの指定の状況等を調査するってことがありますけども、これはご指摘のとおり地方公共団体の長は、報告を求めたりとか、そういうことができる、干渉するということがあります。それでまあ、そういうところで日常チェックをする、していくわけでありまして、え、議会が議決事項として求められているものは、指定をすることについての議決のみでございます。議会への、そういった、委ねられているものは現状のとおりであります。まあ、町長の答弁のようにありましたようにそれぞれの審議会ですとか、委員会、等ございまして、え、まあ議員さん方がその委員会の中に、参加する人員等が減ってきておりますので、まあ、そこらへんのとこの問題もあろうかと思えますけども、そういった中で、それぞれの状況等も監視できることでもありますし、状況等も聴取できるんじゃないかと、そんなふうに思っています。ま、そういうことで法令の定める中では、意に沿わない、こともあるかとも思いますが、現行法上はそういう規定であるということをご理解いただきたいと思えます。以上であります。

教育次長

えーと、プールの関係ですけども、あの、さきほど町長、箕輪の関係少し話が出ましたけれども、その関係でうちの方で把握してる部分だけちょっとお話をしておきたいと思えますけれども、えー、箕輪の方はさきほど話ありましたように、えー、工業高校が7月の16日頃からあー、使用をしていただいているということで、7月の開催につきましては一般開放は土日しかしてないということです。それから最終的には8月21日まで営業ですけども、これにつきましては8月1日から一般開放をしているということです。それで、やはり、えー、期間がちょっと1箇月とちょっとしか、というような状況ですけれども、状況を聞いてみますと、一般開放しても小学生以上が来ないというようなことで、だいぶ人数が少ないというようなことの中で、えー、学校の夏休みに合わせての開放というような、そんなような状況になっているらしいです。こういう状況をみますとやはり、規模縮小しても、うちの方でスライダー、溪流の規模小さくしても、その来る人数、そういうような人達が、あー、大勢来ていただけるかどうか、というようなことは、こういう状況みれば大変厳しいような状況じゃないかなと思えます。それと同時に、やはり箕輪の方でも高校生が来てくれなければこれからの営業はどうなるかな、ということでも心配だというようなそんな状況だというような情報が入っています。以上です。

## 保健福祉課長

それでは私の方から、輸送サービスの関係でお答えをいたします。まず、運営協議会でございますけれども、これにつきましては、えー、なかなか、いきなりすぐ始めてもまとまっていけないというようなことの中で、やはりあの事前に、ま、協議等がま、必要だというようなことで、何回かあの一、そういった事前協議というようなものを行ってきております。それでここにきまして、ある程度の、話し合いが整ってきております。それから、事業者の関係でございますが、この皆さん方とも話し合いを行いまして、申請をするに当たっては非常にあの、たくさんの書類等が必要になりますので、もうあらかじめ、あの、こういったものが要です、というようなことで打ち合せをして準備をしていただいております。それと、運転をする方につきましては原則2種免許をもっていなければいけないということになっておりますけれども、お一、特定の研修を受ければよいというような1項もありまして、既にあの、その研修等も済んでいるというような事業所では済んでいるというような状況でございます。それで、最初に運営協議会の関係ですが、町長答弁の中で中旬ということですが、今15日に行っていきたいというふうに考えておまして、えー、組織構成はどうかということでございます。町の方からの代表、それから運輸支局、それから地域住民の代表ということで、えー、今区長会と民生委員会、この代表の方、それからボランティア団体の代表ということでありますので、今女団連の方からの代表の方、それから利用者の代表っていうのがあんですが、それぞれ当たったんですが、実際移動できない方っていうことで会議には無理だろうという、こういうあの中です、いろいろ相談いたしまして、町の方には身障の相談員さんがおります。この方に3人入ってもらおうというような予定になっております。それとバスあるいはタクシーの会社の代表の方、それからえー、タクシー、あるいはバスの運転手の代表の方と、こういうあのことになっております。あと、セダン特区はどうか、ということでございましたけども、最初あの生坂村の方で上げたいというようなことで、やったようすけどもその後あの、結局まあセダン特区うまくいかないというふうに聞いておまして、この、近隣ではセダン特区を、受けて許可を受けたっていうところはちょっと聞いておりません。以上です。

## 14番（飯澤）

はい、あの再質問をさせていただきます。ま、1番目のあの指定管理者制度については、あ一、ま町長あの既存の、あ運営委員会については既存の運営委員会をま、あの一、運用してやってきたいということで、理解をいたしました。えー、まあ議会との関連については、今あのご答弁のように非常にあの議会のチェックがしづらい状況になってくるってことは、はっきりしたと思います。あの一、今までの直営なりあるいは出資法人なんかの場合だと、お一、ま、議会の予算決算あるいは委員会審査等をもってわりかし、それなりきにチェックの機会あるわけなんですけど、そういう点ではこれはま、課題を残すのかなーという感想を持ちました。ま、いずれにしてもですね、これからあの政策評価を町もやってかなきゃいけない。当然あの町民へ、あの一、お一、レベルも必要だ、であると、ほいでまた、パブリックコメ

ントがまあ求められている時代でありますので、ここらへんは今後研究していきな  
きゃいけないかなー、というふうにあの感じたわけであります。あの、ま答弁はあ  
の結構でございます。

あのウォーターパークに至る過程についてなんですが、ま、予算いろいろの関係  
は理解するわけなんですが、いずれにしても、あの町長3期目の公約の中で、あの  
ようなあのー、大事な変更をされているわけですので、えー、そのー、やっぱ住民  
の皆さんのやる気をそがないような、あの行政運営をお願いしたいと同時にですね、  
あのー、少子化対策、特にあのこれから人口減少の時代に入りまして、えー、辰野  
町が若者に魅力のある、こうー、まちづくりが必要だと、いう点で非常にあの、そ  
こらへんが町長のお考えの中で明答がプールのウエイトが低いなということが分っ  
たわけなんですが、あー、ま、これからずーっとですね、あの、この、ま、今もあ  
のー、課長の答弁では、あー箕輪等ではあんまりま、あの、あの現状では魅力が無  
いというような話でもありますけども、ずーとあの、まあ一般の例えば幼児等が行  
くプールが、あー、あの保育園は別としても無いというような状況でいいというご  
認識なのか、そここのところ改めてその点だけもう一度お願いいたします。

えー、3番目の福祉輸送についてなんですが、あ、あのー、1点えーと、さきほ  
どあの、あかりでやってた部分が前回あの福祉タクシーが非常に後退する中で、え  
ー、その部分を補ってもらいたいというような意思があったわけですが、そこが、  
ま、難しく、あの非常にほとんど不可能になってくると、いうことだと思うわけ  
であります。えー、ま、いずれにしてもこの、おー、部分に対しては行政もなかなか  
手が回らない、あるいは、ボランティアの団体も手が回らないというような、この  
部分が出てくるわけでありますので、是非足の無い、確保できないという、うー、  
部分に対して、またいろいろとあのー、研究をしていただいて、欲しいということ  
をお願いをいたします。えー、以上であります。

町長

えー、再質問にお答えを申し上げます。えー、最初の指定管理者につきましたの  
議会チェックとか、えー、議決とはねー、お互いに言わないでしょうから、ま、そ  
ういったところであります。ま、しかし今現状でもですねー、委員会へ議員があま  
り入らないようになっていうことが出てきておりますので、えー、例えば開発公社  
ですね、そういうところへ議員の皆さんも入ってますが、数を減らせ云々やってきま  
すと、あの、今現状とて、チェックが非常にしにくくなりますよね。まあそのへん  
も複合的にお考え、また議員の皆さん方の方でもお考えいただきたいと思いますけ  
れども、これで指定管理者になると、えー、確かにもっとこの運営委員会に入ら  
ない限りですね、議会の方へは報告だけということになっていきますので、議決じゃあ  
りませんので、ま、しかしあの、そんなにあの、なんですかね議会チェックを今ま  
で、今までもしているところはそんなにないわけですから、開発公社がね管理して、  
全部やっているところはですが、まあ、議員さんのおっしゃる意味も分らんわけじ  
ゃありませんので、できるだけあのー、議会のチェックが必要なものは報告義務を  
持たせるとかですね、いろんなことをまた、総体的な、さきほど言いましたような、

大々的なきちとしたあの一、指定管理者を決める運営委員会を、もしできたとすれば、あるいはまた、できないにしても、その期間のなかでも、もう一度検討はしてみたいと、こんなふうに思っています。

次はウォーターパークの方であります、公約でありますからと言いますけど、さきほど言ったとおりですので、公約であってもできないこともあります。公約だったら他の方を抑えてもやっていいなんてことは決して思いません。私は公約いくつも言ってますので、その中でこちらを優先されればこれが落ちるちゅうことだってありますよね。えー、自分でやったんじゃないですよ。自分でやったら責任取りますけど、国の方が2億2千万も下げられてこられたらほんとどうしようもないんです、これは。ということで、いつの機会かということで議員さんもまたそういう時には、できるようになったらプールの一つくらいはどうだろう、ということでもありますから、私も同感であります。したがって、調べてあります。25メートルプール1つで大体1億円位。作る、新たに作るとかかります。それでちょっと質問が分らなかったんですが、えー、幼児プールの何とかがってのは、必要性があるかどうかちゅうことですか。将来作る時に。ちょっと意味がわからない。

14番（飯澤）

や、あの一、幼児プールについてはあまりあの一、課長の答弁では、あの一、箕輪ではぐらいしか利用がなかったということ、今確認しただけです。

町長

ま、あの一、学校教育そういった面での健康、体操、体育、というような形の中のプールは各学校に全部プールありますし、それからあの一、乳幼児っておっしゃれば各保育園にも全部ありますし、ということで、まああの一、多分に娯楽性をもっているいい意味の大きな、お金があれば十分やっていきますよね、あるもんですからもったいですがね。それを運営に、えー、非常にお金がかかって他の物をカットしなきゃできないような状態、さんざこのカットし尽くしているんなことやってきて、まだこれからもやってかなきゃいけない道中でありまして、来年だってもっとまた19年に向けたらもっとまた下がるかもしれませぬ。というようなことで、断念でございますのでご理解をさきほど言ったとおりですからあの一、いただきたいと思えます。

ま、移送サービス福祉、輸送って言うんですかね。人間が動くんですから、移送、移送の方だと思いますけども、それに対しましては、あー、私共心配致しておりますので、できるだけまた、安価で、もちろんタクシーも含めてですね、えー、また、ボランティアの皆さん方もできるようなことを一生懸命に考えてはみたいと。いずれにしても15日から発足し出します、この運営協議会、ということで、えー、期待を申し上げて話し合ってみてほしいと思っております。以上であります。

議長

えー、進行いたしたいと思えますけれども、議長の方からお願いをいたします。えー、ウォーターパークの問題につきましては2番飯澤議員から質問があり、これからですね、3番、4番、6番、8番というふうにずーと続いていくわけございま



すけれども、町長の答弁では止めたくて止めるんじゃないかと。財政がとにかく立ち行かない、ここへ来て地方交付税が2億2000万円も減らされて、他の国からのこの財政的な支援というもの、加えてみりゃえらいことになると、ゆう、そういう答弁がありました。ので、その答弁を踏まえてですね、繰り返しを避けて、要点的、重点的に質問をしていただきたい。こういうふうをお願いいたします。えー、それでは質問順位3番議席4番小林光夫議員

### 【質問順位3番 議席4番 小林光夫議員】

#### 4番（小林）

え、私は大変立派な町有施設、施設、施設であるウォーターパークを営業再開に向けて検討していかなければと思っております。この度の町長の営業再開断念には大きな疑問を感じ質問に至りました。飯澤議員の質問とえー、ダブル部分がありますのでえー、答弁については省略した形で理解していきます。私も現実をしっかりと受け止めて冷静に分析し、分析します。厳しいのは町民も分かっています。その上で冷静をお願いします。はー、違う、え、ウォーターパークの営業については、町民も様々な考えがあると思われま。そこでまず、それらの意向を4つに分類して考えてみたいと思います。まず、1番目は経営難、財政難の中での低い必要性あるいは跡地利用等営業は止めるべきだという意向、2番目は、営業は望ましいが検討の結果、断念せざるを得ないという意向、3番目は必要性はそれほど感じないが一定の住民の強い要望を重く受け止め、立派な町有施設をありとあらゆる経営改善、財政的見直しのリスクも検討して営業すべきという意向、4番目は強い必要性があり、もちろん経営財政を改善し、強い願望からの営業すべきという意向です。私の意向は、3番目であります。町長と同じ認識かどうか生活におけるプールの必要性、優先性はそれほど感じていないのが正直なところであり、4番の人達とも認識が違い暑い夏であっても、山の上で涼むもよし、プールばかりが行くところではないし、小中学生なら学校のプールを利用すればより経済的であり、健全であります。また、いくら営業方法を改善するとはいえ、さほど利用増はとも望めない感じですね。いま、重要視されている少子化対策についてもあくまで健全さは別にして考えると、より小さい子どもを対象とした、ちびっこアインランドの方が効果があるでしょうか。なんでそんなウォータープールなんて作ってしまったんでしょう。十数年前の建設に際しては私は、反対だったことでしょうか。しかし、今にして思えばすごいなと感心しているわけですが、オープン当初は周辺地域に先駆けたバラエティーに富んだ立派な施設であり、入場者数はここ近年の2、3倍と多く、黒字であった訳なのであながち失敗ではなかったのかなー、とも思います。また、さきほどの町長の答弁の15年度の利用者数1億6,000万人程ということですが、えー、あ失礼しました。えー、1万6,000人程ということですが、15年度は冷夏の影響で少なかったということも認しきりて認識していただければと思います。

町長の営業断念表明に際し、まして、ここで1つ目の質問になりますが、13年

間の営業の総評をお願いします。投資に対しての功績はどうだったか。成功であったか、13年間の営業期間は十分と言えるでしょうか。10年以上経った施設は、もう古いでしょうか。先日しだれ栗森林公園運営委員会に出席しましたが、こちらも施設利用者が減少し続けています。キャンプ場についてですが、オープンから16年余りと平成に入ってから施設であり、キャンプ場としては比較的新しいかなーと思うのですが、説明の中では近隣に更に新しく設備の良いキャンプ場がオープンしてきたのも影響しとる、してるのではないかと、ということです。自然を求める施設であっても、もう古い部類になるのかなーと考えさせられました。私自身ウォーターパークの塗装の色あせた所を見るにつけて、いささか古さを感じ、贅沢な鈍った感覚になってしまった、しまってるなーと思うところです。また、夏だけの施設で利用価値を指摘する声もありますが、逆にその分、長年使えたらいいなーと思っています。ともあれ、公共施設で人のニーズの変化に対応していくことは大変だ、な、ことだなーと思いました。公共サービスでも施設営業というものは、厄介なものです。建設に対して莫大な経費がかかっているわけで、例えば営業不振であっても、施設を営業していくことが、責務であります。行事や制度であればその点ももっと柔軟に止めることができると思います。必要性があればまた、再開すればいいのです。施設でもウォーターパークはここ2年は休止をし、町民のたまった強い要望を受け、なんとか再開をといるところでありました。そこで町長の断念表明と今後について質問します。

町長はさきほどの意向の分類の中で、1、すなわち営業をやめるべきという意向であれば、価値観の違うわけですからある程度したら、議論を平行し町長の決断と反対意見の中での最終的には多数決の決着、になることもあるでしょうが、ある種納得できます。それに向けての早い段階での断念表明についてわかります。実際には町長は2ということであ、え、え、営業をしたいが残念ということできさきほども答弁で伺いました。よろしいでしょうか。あ。私なんかよりウォーターパークの必要性を重く認識してるのではないかとご察知いたします。来年以降の財政は完璧にはわからないわけですから、せめて単年度での断念なら分かるのですが、なぜここで永久、断念をする必要があるんでしょうか。え、まあ町長の立場を考えると、ここ1、2年断念ということで、何かだたらとまる1の営業を止めるべきという意向の人、あるいはまる4の営業すべきという意向の人だろうのやりきれない不満に対しての決着を図りたいということなのでしょうが、この問題を長引かせたくないということでしょうか。さきほどの答弁でも伺いました。がその気持ちはわかります。ただ、なんとかここで協働であります。町長の選挙公約でもウォーターパーク含めてワークショップの導入とおっしゃっております。是非ウォー、ワークショップを開いてもらえませんか。圧倒的多数での支持で当選されたわけですから、多くの町民が支持してもらえます。そこで町民は財政的リスクを覚悟して再会なのか、あるいは断念なのか、検討させてはもらえないでしょうか。経営の改善策については過去の一般質問でも、議論されました。特にプロの方々協働のまちづくり、職員会議での改善後の試算によれば、黒字の試算が出ております。しかし、やってみ

なければ結果はわかりません。この財政難の中、失敗はできないという、慎重な方針は評価しますが、そのリスクも町民に検討させてはもらえないでしょうか。そういう手順を今後していく上でのし、指針としてこの度の町長の断念表明を重く認識していくことでよろしいでしょうか。その町長の断念表明の理由について質問します。ここ 1、2 年断腸の思いで休止をされ今年には更に大幅に財源が少なくなり、またウォー、ウォーターパークよりも大事な予算を残した結果、再開はできない今まで以上に苦しい中、ととてもとても再開はできないということでしょうか。ことで、ま、それは納得、なにしろおつりが出るくらい無理なんだから、しかしなんか腑に落ちません。ここ 1、2 年休止した、したことで再開に向けてどのように検討してきたのか、さきほどから申していますが、町民に対しても様々な方策を我慢をもって検討できていたのか、また、町長の立場を考えるとここ 1、2 年休止したことを否定するのは心ぐしい、苦しいことだとも思います。我々は再開を目指しているわけで、その時その時に対応して再開を目指しています。ここ 1、2 年も大きな教訓になりました。また、行政としましてあれだけ立派な町有施設をありとあらゆる手段、一部営業など開放を検討し続けることが行政の責務ではないでしょうか。また、予算の中でウォーターパークと天秤にかけて検討したものはあったのか、結果見直された予算、ぎりぎり見直さなかった予算はどんなものでしょうか。ウォーターパークの再開を望む気持ちは町長も私も同じであります。是非町民とリスクを共有し、可能性がある限り検討しつつ、続けられと思います。協働の挑戦であり、まちづくりの試練であるかと思えます。以上で質問を終わります。

町長

えー、それでは質問順位 3 番の小林光夫議員の質問にお答え申し上げます。えー、質問の冒頭に質問はダブルけれども答弁はダブルにならないようにと、いうことで変な質問ですね。これは。あの、答えなくてもいい部分があってもいいということですね。再確認いたします。その次、なんか感想的ないろいろ質問であって答えようのない部分がたくさんありますが、そういう中で小林議員はそんなに必要性感じてない、ちびっこアイランドの方がいい、しかし最後のこう、後段の方では再開を目指している。リスクなら財源を、あーリスクを住民と共有しようということ、ちょっと意味がよく不明なところがありますけども、えー、一応通告のタイトルにしたがってお答えをしまいいります。リスクってのはですね、やったらもしかしたらお金が足りなくなるかもしれない、あるいは、うまくいくかもしれない、ていうのをリスクっていうんですよ。今回みたいにお金が無くてできないというのリスクって言いませんので。あのー、もしよろしければ、ことばを変えていただきたいと思えます。あの、財源がなくて出来ないんです。あのー、これははっきりしています。それで、えー、ウォーターパークの営業を振り返って投資したのに対して、功績がどうであったかということですが、誰の功績なんだろうかね。これ。そこがちょっと分からないんですが、ま、あのー、かってに解釈させていただいて、ウォーターパークを造ったその効果が、実効があったかどうかと、いうことじゃないかと思えますが、もし違ったらまた言ってください。これは、あのピークでさきほど言った

ように4万5千、あのダブってはいけないといいますが4万5千人、えー平成15年度で36%、えーそれはちょっと気候の問題もあったっていいですが、その前々年度を捉えてみても、も50%前後ぐらいしかないんですね。えー、ですからま、そう言ったことでありますが、えー、実効があったかどうかという事は、私としてはですね、それはそれなりにあったかと思えますよ。4万5千人来たからっていうんじゃないで、例えば1万6千人でもその人達が有効に活用出来て、えー、えーとこれが運営できればですね、それなりのあの効果はもちろんあるはずですよ。ないから止めるとか、そういうんじゃないので。それから、13年の営業期間は長いのか、古いか、古くないか、あーしだれ栗公園は、というようなことでお話ですが、古いとか、古くなくて、今回の問題になっているのは、古かろうが、新しかろうが、ちょうど修理期にきたということです。古いから止めちゃうということではありません。それもあくまで財源の問題であります。そして、急にここで決断したって言いますが、この間住民のみなさんにも36チャンネルや議会や、あるいはいろんな、あの報道などで相当話題は提供しているはずですよ。そして、相当住民の皆さんも関心持っていたことも事実でございますので、それで、えー、ここで「なぜ」って言いますが、またですね、こう、住民の皆さんはさきほど言ったようにつたりですね、でももうちょっと出来ないと思えますよ。はっきり言って。誰が町長になっても出来ないと思えます。そりゃ、学校教育かなんか止めてやれって言えばできますよ、それは。ま、普通の考え方でいくと出来ません。あの、生活関連型を先行すると出来ないという意味です。あの予算書よく、全部総体的に見て眺めてみていただきたいと思えます。で、議会でも論じましたし、論じるっていいですかね、議会でも質問にあたり、また、えー、委員会でも揉んでいただいたり、いろいろなことがあったと思えますし、しますので、十二分にえー、ここで再開って言うてもいいでしょうし、あるいはまた、ここで断念っていても急にですね、なんかこう、それこそ何もみんな知らないものを突発的に言ったのは全く違いますので、そのへんは、えー、小林町議さんもよくご理解をいただきたい、住民の皆さんにお話をいただきたいということです。あの、あまりにも唐突じゃないかと、全然そんなことありませんので、そのように、ただ違う角度から眺めてりゃそういうふうにとられるかもしれませんよ。普通のノーマルの状態で、ノーマルな状態で考える人はそんなふうにとりません。と思えます。それから天秤にかけたかどうかということですが、もう、あっちこっちしょっちゅう天秤ですね。どっちを優先するかこの問題だけでもないですよ。他にも美術館にしても何箇月か休むとか、ウォーターパークだけ狙い撃ちしているわけじゃありませんので、福祉にしたって、またそんな言うと質問材料は一杯になるかもしれませんけども、我慢してもらっているところ一杯あるじゃないですか。そりゃあの一、予算書を皆さん審議してわかってますよねー。そういう中でのウォーターパークってことですから、1つだけじゃありません。それで、どっちが優先かということの中で、これも大きな公約であります。私も言ってます。これからはあの優先、事業の選択の時代である、すぐやるもの、ちょっと我慢してもらおうもの、もう少し我慢しても

らうもの、それから断念しなきゃいけないもの、これだけのことがあるってこと言ってます。でやるならば、こりゃワークショップもいいでしょうけども、お金がなくてできませんけどワークショップで話し合ってください、ってこんなこと出来ないですね。もう一回言います。なんかわからないようですから。財源なくて出来ないんです。今はですね。こういう予算組むと出来ないんです。ですけど、できないけど、ワークショップで皆さん、あのリスクっていう、あの議員がおっしゃいましたが、リスク共有するために話し合ってくださいませんか、っていうワークショップはナンセンスですね。というようにご理解いただければありがたいと思います。えー、そんなところで、あとは答弁はダブらなくていいようでありますので、えー、答弁させていただきます。

#### 4番（小林）

はい、えーと、さきほどの飯澤議員のえー、時の答弁でもちょっと言っておりましたが、ま、今は財源が無くて出来ない。でまあさきほどの時にはまあ3、4年後にもし、ってようなことを言っていましたけども、ま、確かにあのー、このその来年以降つうの、わからないわけですから、それについてはしっかりとあの完璧にはわからないわけですから、もうあくまで町長の予想の範囲ということと、あのま町民に対する町民がそういふふうに思うんじゃないかっていう、そういう危惧からのことであって、あの、そういうふうにあー受け止めてもいいのであるか。ま、3、4あの永久というまあ、それでも3、4年後というようなこともまあ、可能性のある限り、えー考えていっていいのであるかと、でまた、ウォーあの財源の無い中で、ワークショップできるかどうかという、うー中で、うんそれでもあの、いろんな、あのそこで町長がそこで意見表明断念の意見表明ということがそこでしっかり活きてくる、しっかりもう町長は意思を表明して、こういう状況だっても、町長ほいで、あのワークショップをというそういうことでもいいかと思えます。で、ま、ぜ、あの予算の、その、あの、修正ももう絶対出来ないってことでは、ないことだと思えます。まあ、私もちょっと検討しまして、例えば、例えばあくまでこう天秤にかけられるあれですけども、じゃ、ほたる祭りの負担金が去年と同じ、ま300万円ということになっておりましたが、ま、そこいくらかでもこう少なくしてまああれだけ大きい行事の中でま、確かに、そこで縮小行事が縮小される部分あるかもしれないですけども、そういう中でほたる祭り、例えばま、ある他のま補助金だとか、清掃委託料なんかま掃除のこの内容というか、ま回数っていうのを変えて、そういうところも削っていければ、という、まあ、いくらかでもそこへ近づける作業をやっていかなければいけないと、私も思うのですが、いかがでしょうか。また、それで

議長

えーと、簡潔にお願いします。

#### 4番（小林）

はい。はい。そういうことで、はい。お願いします。

町長

えー、それでは再質問にお答えを申し上げます。えー、来年度は完璧にわからな

い、神様じゃない限りって言う意味ですね。しかし、完璧にできません。来年も。断言します。それは、繰越てる事業がいっぱいあるせいです。もっと正確、私がお考えるに、あるいは多くの皆さん方、ま、特別な人は別としてですね、特別というか、あの反対者もあるでしょうけど。だいたいえー、6割以上、7割ぐらいが、あのー相談すれば当然今までの例から見て賛同してくれる、そっちを優先しなければいけないものが一杯山積みなんです。ですから、そういう意味で、えー、三年間くらいで6億下げられて、また、くどいですが、今年から来年かけて2億2000万下げられたんでは、まだまだ生活密着んところ一杯ありますので、できないという意味です。3、4年後、良くなればということですが、そりゃその時の時点で良くなれば当然そりゃ、ないよりあった方がいいわけですから、で、さきほど、あのー、何がどうで止めたんじゃないかと、財源だけの問題で今止まっているわけですので、そのへんをご理解いただきたいと思います。ワークショップをやって、そこで町長の決断意見を言えっていうけど、決断意見を言うようなワークショップは無いんです。世の中に。やるならばどうするか。それをいろんなあの各方面からやってくんですけども、財源が無くて出来ないことをワークショップへかけてですね、ま、そりゃひねって、ひねって屁理屈言っちゃそういうワークショップもどっかにあるかもしれないけども、まだまだ辰野は純粋なワークショップでスタートしているところですから、出来ないってわかっているものワークショップへかけて、皆さん方にね、それこそ、それこそさきほど言ってるように住民を愚弄にかけようとはしたくないですね。解っていただけますかね。それからあのー、予算書をずーと見てえー、ほたる祭り300万円、それを少し削って少しでもって、いうんですけど、あのー、なんですかねウォーターパークの運営費の赤字知ってますよね、金額。どのぐらいか。今と同じようにやれば。それからそれを減らしてやってく方法もあるのかもしれない。ウォーターパーク、あー、ウォータースライダーとか溪流下り、それでえー、入園金どっかのどこでもそんな話出てましたね。入園料下げて、こりゃあのまた、あの飯島の方ではね。そうすると、ガクーンと減っちゃうんだそうです。だから赤字がどの程度あるいは若干減るぐらいでそんなに変わらないですね。データの的に見て。だから行く人の立場から考えてみてください。じゃ、500円が300円、300円が200円になったからといって、あーいったまあ魅力的な物がまだあるから来てくれるという人もあるんでしょうけども、じゃ、プールだけです。えー、子どものプールだけです。これだけでほんとに来るかどうかが、それは実際にあのー、民間で営業でもしている人の方が少し分かりやすいかもしれません。小林町議も民間で営業にも少しどっかに携わっているんでしょうからよくそんな角度から検討してみてください。それからほたる祭りも、これもですね、今まで600万位出してたんです。それを広域的にしちゃうのも大変だちゅって、それで皆さん方にもご賛同いただき住民の皆さんにも一部怒られていますけども、あるいは、多くが賛同いただいて育成協力金などもいただくようにして、それから経費を節減に節減して、で、ほたる祭りの何ですかね、メイン会場の大きなあのテントドームですね、これも中止して、辰野駅前のあの、ひさしを借りてオープニングやるようなぐらいにし

て 300 万にしたるんですから、これをまだカットしろっちゅうことですか。カットしていくら出てきます。全部カットして 300 万でしょう。というふうにまあ、数字的には追ってみてください。えー、以上であります。

4 番（小林）

あの、その様々なその、確かにその、きずーなることはわかります、そのえー、町長再三申しましたあの、たくさんの、えー他にあのー、予算を苦しい分があるということであるんですけども、是非そのへんをできるだけ、あのー、まあ具体的に、ま、ウォーターパークだけじゃなく、やっぱ今後、そういうものを、ま町民にこう、一杯こう提示して、ま、そういうものも含めワークショップなり、こう町民と共有して話し合われる、えーそういうことをし、をこのウォーターパークのことに、を問題もに、も契機にまあ、そういうことをしていかなければなー、と思うのでしょうか。

町長

えーと、誠に申し訳ないですが、意味がわかりません。

議長

えーと、ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は正午、12 時といたします。

休憩 11 時 46 分から  
12 時 00 分まで

議長

休憩前に引き続き再開いたします。

質問順位 4 番、議席 10 番福島英雄議員

#### 【質問順位 4 番 議席 10 番 福島英雄議員】

10 番（福島(英)）

ウォーターパークに関連した質問をいたします。前 2 議員と少々違った角度から行ってみたいと思います。先程飯沢議員より決断にいたる過程についての質問がありましたが、私はこの度財政難を理由に再開断念と発表されたウォーターパークの後利用についてお聞きしたいと思います。

今定例会の一般質問では、多くの議員から関係した質問が通知されていることでも分かるように、ウォーターパーク再開断念のニュースは、辰野町民にも大きな関心を持って受け止められています。

私は、すでに 2004 年 12 月定例会の一般質問にてウォーターパークについて、意見を述べさせていただいていますが、税金で賄われたあの貴重な広大な土地をもっと有効に活用すべきであると考えています。「まちづくり」にあたっての攻め方のポイントは、基本的には二つあると思いますが、現在の町の持ち物を最大限有効利用出来るかどうか、そしてもう一つ

は町の将来に向けてどれだけ積極的に多くの種を現在蒔くこと、いわゆる矢ヶ崎町長の言う、仕込みをして行くことができるかどうかです。そのような観点から、私は、今回の町長の再開断念を支持し、足腰の強い辰野町の明日に向けて有効的な後利用を大いに期待する一人であります。私は、多くの町民から同様な意見を聞き、多くの町民が同じように期待していることを知っております。もちろんそれには、お互い我慢しあわなければならないことは当然であります。今回大変重い決断を町長は、町長判断としてなされたと思います。

過去十余年全国的に混迷を深めたバブル後の日本についてはあまり思い出したくないのでありますが、ここで二年前の2004年12月定例会での私の質問の一部を紹介させていただきます。

「国の景気刺激策の影響が大いにあったのでしょう。既にバブル崩壊が始まっていたにもかかわらず、国からの補助があるからと、本来民間の活力を増すことにより地域の足腰の強化に努めなければならない行政が、それも莫大な土地の取得に代表されるように自分の実力や能力を超えて必要以上の規模の民間事業にまで入り込み、しかも、気が付いたらそれらを利用しきれずに身動きの取れない泥沼状態になっている。このような辰野町の実態に気が付くのであります。そして、たとえば見通しの甘さとずさんな計画に基づいた新町工業団地であったように、莫大な代償を払わなければならなかったのであります。多くの自治体で指摘されてきた若い、苦い行政の実態が辰野町にもあったことが分かるのであり、日本全国バブルに沸いていたことは事実としても、この町にもこのようにバブルの置きみやげがあったことを再認、再認識すると共に、深い反省の念と、ため息がどうしても出てまいります。辰野町が、現在もし元気がないとすれば、それはこれら負の遺産の重荷があまりにも大きかったことが要因の一つとして上げられるのではないのでしょうか。一年のうち2ヶ月にも満たない利用しか見込めない、それも天候に大いに左右されるそういう施設に対して、10億円以上もの税金の投入という大盤振る舞い、そして信州の厳しい自然による風化・老化、その維持管理費、軽く単純に「あったらいいな」の発想で地方自治体が競って取り組んだバブル崩壊後の事業の例として上げるにはあまりにも良い例かも知れません。私の質問の一部をご紹介します。

さて、今回の再開断念は財政難がその主な理由と聞いていますが、私は、今ご紹介した様に、財政難でなかったとしても、たとえて言えばジェットコースター付きの大型遊園地のような大規模な娯楽施設、しかもそれが一年12ヶ月の内の2ヶ月足らず、しかも土曜、日曜しか利用があまり期待できない、そういう事業を行政が自ら運営することがそもそもふさわしいのか。そして住民の幸せにつながる行政の行うべき事業、望まれる行政サービスとはいったい何か。すなわち行政サービスはどうあるべきかという行政サービスの本質を問い直す原点に立ち返り、これからの町民の為にあの貴重な土地の有効利用は何が考えられるか、いまこそ町民の知恵を出し合って、町民総意による後利用をまとめてゆくべきであると思うのであります。これこそ今進められている行財政改革の真骨頂であります。

伊那谷の北端にあって土地が狭いと常々いわれている我が辰野町において、私は、狭いということうまく行かない言い訳にははいけないと思っています。そうであったら、それでどのように対応して行くか、行けるかが大事なことであります。そのような狭い所で税金でまかなわれて有効利用されていない貴重な広大な土地があったとしたら、どのように、その税金投入にふさわしい、町民の幸せにつながる有効利用ができるか、という単純な問いかけが、ここ



では大事なことであります。足腰の強いまちづくりは、決して一発ホームランで1日にして成ることではないのであります。このような地道で地味な取り組みを住民と行政が手を取り合って行うこと、これこそ今進めている協働のまちづくりの真骨頂であります。

そこで質問に入ります。矢ヶ崎町長はウォーターパーク再開断念を決断されました。この重い判断であったと受け止めています。この再開断念と発表されたウォーターパークの後利用をどのようなプロセスを持ってまとめて行くお考えか、また、町長ご自身、跡地利用をどのように考えられているか、もう既に具体的な案をお持ちであったらお聞かせいただきたいと思ます。

町長

それでは質問順位 4 番の引き続き福島英雄議員の質問にお答えを申し上げたいと思ます。やはり、ウォーターパークの今度違う角度からで質問であります。今問われている行政サービスの本質に触れる貴重な質問であるというふうに思っています。確かに昔はと言いますか、あの頃は日本中が一村一品運動あるいは一つの象徴例としてパッパホール等を作るとか、というようなことが各地ではやった時代でもあります。しかし、議員のご指摘のとおり、あすこが、平成 3 年に作られたわけではありますが、既にその一年前、8 月には湾岸戦争が始まったところであり、原油高騰、イラクのクウェート侵入、多国籍軍なんという言葉が報道にたくさん出てきたところでありまして、あの頃既に株価が暴落されておりましたが、もう少しソフトランディングは出来たのかもしれませんが、日銀の総裁、まあその人が一人でやったわけじゃありませんが、その人の象徴するように政策として金融と株とそれからもう一点は地価、の高騰を思いっきり抑えたということで、バブルが証明されバブルが崩壊したと、いずれ泡ですからどこかでは段々になったのかもしれませんが、一気に上がったのがこれは確かに有名なことであります。ま、しかしこれは実質経済社会にとって各企業、他それぞれが大変な、あの、破局に追い込まれたことも事実であります。まして、企業でありますからいろんな知恵を出し合って、また、這い上がり、また、素晴らしい今度はバブルのない、できるだけないような強い体質の企業にもお互いになったわけではありますが、行政が分かっているながら少し甘かったか、行政の方へその、震撼と言いますか、振動が到着するのが遅かったのか、ということでその状態の中で、これから出来上がったと、一年後に出来上がったところであり、ご指摘のとおりかと思ます。まして、これは辰野ばかりでなくて日本中がそのような、行政、ま国の指導、県の指導等も含めてそういう状況であったことも事実であります。したがって、これに対しましては、できればやっていくし、もったいないとは思いますが、しかし、あるもの全部やっていくということに対しまして一家の家庭でも同じであります、その時期その時期、その時期の収入などに合わせていきませんと、あの若干のやはり、緊急の時のための蓄えも少しは持っていないと、これは、できないと言う形にもなってしまうので、まあ、財政調整基金も段々減ってはいますが、少しは持っています。予算たてるには、前にも言いましたように、それを使わないと予算が出来ない仕組みに日本の法律がなっ

てますので、持ってないとほんとに出来ないことになっちゃいます。まあ、そのあと国の方から、県の方から来るもので埋めてくんですが、今、埋めきれなくてマイナスになってますので、その辺も、皆さん方も是非一つ見ていただきたいとこんなふうに思っています。ま、それほど苦しんで一杯一杯以上に使って今現在行政をやっているところであります。したがって、もう既にこの約8、9年前からビルトアンドスクラップという言葉が出てきております。行政に合わないもの持ちきれないもの、国も段々気がついてきて、どこでも土地開発公社、あるいは振興公社いろんなもので先行取得しとくということで、たくさんこう抱えてしまったものに対しては、国の施策もあったでしょうし、また起債政策というものがあって、国がお金が無いから貸して上げる、貸したものはいつか返ってくるだろうって、こんなことでどんどんやっちゃいましたから日本中、ものすごい借金になってきちゃったわけであります。こういうことの中で、国の方もそういったものは段々に健全財政にというふうなこともいくらか方策的に出してきた矢先の今現状であります。ま、こういったところでありますので晩やむを得ずということではありますが、一つ議員ご指摘のことも全くそのとおりだと思いますので、えー、次の方向の方へですね、切り替えていかないと、あれもこれも全部、そりゃ満点とっていけばいいんでしょうけども、今満点じゃないんですから日本が、その中でいかに、その大事なことを優先してくかと、選択するかと、いうことがあの、これも一応常識的に考えてですね、半常識的に考えたら何やったってだめですからね。えー、ということで一つノーマルな広い考え方の中からご判断をいただいているものと非常に感謝申し上げてるところであります。

さて、この跡地の有効利用ということではありますが、まさにおっしゃるとおりかと思えます。ま、しかし、跡地利用の目的があって止めたわけではありませんので、今現在は全く用意されておりません。今後議員ご指摘のとおりでありますし、あそこはまあ都市公園の中の一つでもありますし、えー、あのままでいくか、何か有効利用ができれば、というようなこともまた真剣に考えていかなきゃならないことでもあります。ま、幸いにしてあのまま危険物には現在なっておりませんので、あの、直ぐ取り壊さなきゃいけないとか、そういうことではありません。ある一定の年限経つとやっぱり、FRPあたりもうバラバラになってきますから、危険だということになってきますけども、ま一応そういうことで辰野も比較的いい場所にある、温泉もある、あの、都市公園でありますので有効活用を皆さん方のお知恵もいただきながら考えたいと、こんなふうにも思っているところがあります。確かに負の遺産ということで、あの、おっしゃられたわけではありますが、そういったものがちょうどタイミング私にとっては悪く全部ここへかかっている、もう着任したときから後山工業団地、なんにも入っていない状態、なんにもといただきますか、そりゃあの、ある辰野にある本社のあるその関連会社は入ってましたけど、他造成したところ何にも入っていない状態で私も忘れて、えー町長にならしてもらった訳ではありますが、住民の皆さんに大分ハッパかけられまして「行政の責任じゃないか、行政は継続である」と、いうことでまさにそのとおり

でありますから、責任をとって一生懸命やらせてきてもらっております。なお、このウォーターパークに関しましても誰がやった云々でなくて、今現在継いでる行政の責任の責任でありますので、そういった意味でご理解をいただいて今後の利用につきましても是非ご協力をいただきたいとこんなふうに思います。以上であります。

(福島(英))

えー、町長のご答弁によりますと、えー、継続を断念したと、えーということであの施設についてそれからあの跡地についてはまだ、えーこれから検討するというあの答弁でありました。えー、是非先程私がああ壇上からご質問させていただいたように、町の将来に向かって辰野町の、足腰の強い辰野町になるような方向を見出していただきたい、それにはえー、町長のリーダーシップとそれから今進めている協働のまちづくり、それを大いに活用していただいて私どもの子どもたち将来に向けてえー、いい行政であったと評価されるようなまとめ方をお願いしたい、以上の希望を述べて私の質問を終わらせていただきます。

議長

ただ今より昼食をとる為、暫時休憩といたします。なお、再開時間は午後 1 時 20 分、1 時 20 分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩 12 時 16 分から  
1 時 20 分まで

議長

質問順位 5 番、議席 6 番山岸忠幸議員

### 【質問順位 5 番 議席 6 番 山岸忠幸議員】

6 番(山岸)

通告に従いまして質問いたします。

先ず本年度予算について、特に辰野病院増改築事業の予算に関して、質問いたします。予算書によりますと、増改築事業費として総額 34 億 3,900 万円が見込まれ、本年度は 8 億 8,700 万円が計上されています。その内訳は、実施設計、監理料、ボーリング及び敷地測量の委託料として 9,950 万円、工事請負費として 7 億 8,750 万円となっています。

私は予算案の新規事業を見るときには、何時、どこで、誰のために、どのような目的のために、こういった内容で行われる事業なのか、といったことに目を向けています。そういった視点でこの事業を見たときに、一番肝心と思われる、どこに建設、といったことが示されていません。今までの経過から見て、ウォーターパークの所か、信州飼料の所のどちらかであると思いますが、議会初日の町長挨拶、また議案の提案説明の中でも明らかにされませんでした。私は一議員として、今、町民

の最大関心事である病院増改築事業の、その建設場所が明らかにされない、この事業の予算は、審議するだけの条件が整えられていないということで、今の段階では認め難いものと思っています。

そこで質問に入りますが、まず、なぜ建設地の決定を見ない現在の状況で、当初予算として出されたのでしょうか。建設地が決まった段階での補正予算でも良いのではないかと考えますがどうでしょうか。その時には、議会でも喜んで臨時議会を受け入れると思いますがいかがでしょうか。

次に総事業費約 34 億 4,000 万円という額は、昨年の町民の意見を聞く会で配布された資料の、当時 4 候補地のどの概算事業費よりも安くなっていますが、この中には、医療機器・備品費の 3 億 9,000 万円、それと用地費は含まれていないと考えてよいのでしょうか。さらに本年度予算の 8 億 8,700 万円にも用地費は出てきませんが、これは用地費のかからない所と判断してよろしいのでしょうか、それとも今後補正予算で出されることがあるのでしょうか。

次に病院の建設完成を平成 19 年度と予定しています。今からちょうど 2 年間、24 箇月ということになりますが、概略で結構ですのでどのようなタイムスケジュールになっているのかお答え願います。

4 点目に町長は先月 6 日の議会全員協議会の場で、この病院増改築に関して、ワークショップの報告を受けて、これからは建設、医療、医業といったような専門部会を設けて、その中で検討してもらおうとっておられました。1 箇月余が過ぎようとしていますが、これらの部会のその後の経過、検討結果はどのようになっているのかお答え願います。

この件の質問の最後に、敢えてお聞きしますが、町長はこの場で建設場所をあきらかにするお気持ちはないのでしょうか。また、今、答弁頂けないということであれば、いかなる理由によるものなのか、またどういった時期に発表される予定なのかお答え願います。

次に先に行われました、ワークショップについてお聞きします。ここでは、ワークショップの中で話された内容はともかくとして、ワークショップそのものについてどうであったかお聞きします。

新しい行政手法として始まったワークショップが、病院の増改築に関して初めて取り組まれました。また先日も職員を対象に研修会が開かれ、さらに本年度の予算にも、ワークショップ、ファシリテーターの講座委託料として 100 万円ほどの予算が盛り込まれています。こうしたことから今後も町の重要課題の場面には取り入れられてくると思います。

そこで質問しますが、この間実際にワークショップが 4 回開催されました。初めてのことであり戸惑いもあったかと思いますが、実際にやられてみて企画した行政側としてどういった成果があり、また反省点、これからの課題としてどういったものを感じられたのかお聞かせください。

また、このワークショップの最後に、参加者の皆さんに対してワークショップに関しての反省点や、これからのワークショップに対しての要望、意見等の提出を求

めたと思いますが、実際の参加者からこういった声が寄せられているのかお答えください。

3点目の質問に移ります。現在の地方自治は、地方分権が進む中で、住民の町政に対する関心の高まり、また多様化する行政課題に対して、行政側としても今までのように住民の声を取り入れて、という段階から一歩進んで、住民と共に行政運営を進めて行く、という協働型社会の段階になってきています。

こうした時代要請の中、辰野町においても先の第4次行財政改革大綱において、行財政改革の具体的方針のトップで、開かれた行政の推進、住民と協働した行政運営の推進、をあげています。その中では、住民意見の公募制度（パブリックコメント制度）の導入、審議会・委員会・計画作成等への住民の公募制の拡大、といった住民参加の手段が示され、またその前提としての住民との情報の共有化や、委員会・審議会の公開や会議結果の公表等、情報公開の推進が示されています。

さらに先の町長選で新しい行政手法ということでワークショップということが言われ、先ほどの質問の中にあっただように、既に取り組みられていますし、現在作成中の第4次総合計画後期基本計画の中でも、ワークショップ方式等を活用した町民参加のシステムづくり、として入れられています。

このように現在、いろいろな形で行政運営に住民参加ができる体制ができつつあります。現在辰野町ではこうしたことは、先にも言ったように大綱や基本計画の中に示されています。しかし、パブリックコメントやワークショップ等が、きちんと制度化されているとはいえない状況だと思います。また、そこに参加する住民の権利や責務といったことも曖昧です。さらに協働型社会での行政や、議会の役割分担や責務といったことも明確にしておく必要があると思います。

そうしたことから、今後のまちづくりのために、この町の自治の基本理念、住民の権利、また住民参加のための制度や仕組み、住民、行政、議会三者の責務と役割分担などを明確にした自治基本条例の作成が必要だと思いますがいかがでしょうか。

この1月に総務文教常任委員会で、神奈川県のアシカ町に視察研修に行きました。この町はちょうど2年前の平成16年3月に自治基本条例を定めています。辰野町と同じようにパブリックコメントを住民参加の一手段として取り入れていますが、この条例の中で、一つの章を設け7条の条文でパブリックコメントの定義から、対象となる計画や条例等、手続き方法など細かく制度化されています。

アシカ町ではこの条例を作るのに2年近くの時間をかけています。辰野町でも今から、まさに住民参加によるこの条例作成に取り組んでも早すぎることはないと思いますが、町長のお考えをお聞きして質問を終わります。

町長

それでは午前中に引き続きまして、一般質問、質問順位5番の山岸忠幸議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、辰野病院増改築事業予算に関してということで、今議会に提案申し上げております、8億8,000万円ということでありまして、これに対して場所が決まらないのになぜ載せたかというふなご質問であり、また、この8億8,000万はどうい

った金額のものであり、えー、土地であるのか、医療機器は入っているのかどうか、ということのご質問であります。

これは、場所はまだ決まっていません。ていいますのは、また後でワークショップにも関連してまいりますけど、ワークショップのあのやっていただいた、結果にも関連してきますけども、なんしろ相手があることでありますから、ここだって決めて交渉するなんてことはできませんし、交渉しなきゃいけない場所も一つに入ってます。もう一つの方も、また、えーただ例えばウォーターパークとすればウォーターパーク閉め、止めてしまえば直ぐそこへ出来るかってことでもありません。ていことで、早い内にこれは相手のある方にしてもですね、詰めていかなきゃならないと、いうことであります。8億8,000万は今議員ご指摘のとおり34億3,900万円という、あの一応の総工費が出ておりますので、その継続ということで18年、19年、20年その中の8億8,000万を盛らして貰ったということでありまして、なお土地代とかいうものは入っておりません。また詳しくは病院の事務長の方からお答えを申し上げますが、当然土地を買う必要が出てくれば、あの金額を見定めてですね、それでこれはあの補正として盛り上げていかなきゃならないもんだと、こんなふうに思っております。そういうことであります。やっぱり終わりが決まっていますので、早くしてかなきゃいけないということではありますが、あまりこの、事をせいで更にまた、全部公開の中で相手の、相手にこちらの考え方全部出して交渉するというもんでもありませんので、その辺はお含みをいただきたいと、こんなふうに思います。いずれ、きんきりきりの予算の中でやるわけありますから、買うんだったら安くしてもらわないとまずいと、こんなふうにも思っています。

辰野病院に関してのワークショップについてであります。成果と反省点参加者の意見はと、こういうタイトルで来ております。これはあの、例えば場所については、あのワークショップの中で絞り込んでもらっても良かったかと思っております。例えば一つにですね。ま、しかしそれをするかしないかもそのワークショップの中で決めてもらうことであって、最初からこうしてくださいということのワークショップではないわけあります。それで、ワークショップの中で話し合って皆さん方が分散会に分かれたり、また全体会をやっていただいたようでありまして、その中では我々はこれ以上はもう専門的分野に入る、したがって、最後まで専門的分野とかいうことでなくて、住民的な見解、あるいはまたそこで知らされた資料その他に基づいての見解であります。ということで、場所は希望的にはあの、組合飼料の方を、の希望がそのワークショップの中では多かったようではありますが、いずれ、ウォーターパークも捨てがたいということで、いずれ2つという、当初からいきますと5つくらいあった場所だと思っております。現地も入れて。南信パルプの所もありましたが、これは企業が来たことによってなくなりました。当初は組合飼料というのは逆にあそこが売るとも止めるとも言ってませんでした、入っていませんでした。それで、えー、現地とウォーターパークとそれから営林署の跡地とかですね、それから一つが消えて一つが新たに入ってきたと、ま今後もそういった変換もいくらかもあるかもしれません。あるいはないかもしれませんが、そういった形の中で2つに

絞り込まれたことは複数の中から2つに絞り込まれたことは事実であります。なお、病院のあり方、えー、こういった運営の仕方、というようなこと、あるいはこんな病院を望むと、というようなことも提言されておりますのでまた事務長の方から、あのお答えを申し上げます。

えー、ワークショップの中で専門的にある程度まで結論を出すということになりますと費用は当然町の方で用意いたしますので、専門家を呼んでいただいて検討していただいても、そういうやり方もあります。あの一、今後のワークショップのやり方です。あるいは、ここまでと、話し合いの中で、ワーク、あくまでワークショップの中で決めてここまで提言、あるいはここまで、あるいはあの、ワークショップの中には議員の皆さん方の担当委員会の皆さん方も来ていただいて話をしてもらうとか、いろんな方法が、手法があるわけありますので、まああのまずは初めての辰野町も正式なワークショップでありましたので、一応のご苦勞をねがって成果が出たのかなと、こんなふうに私どもは考えてますが、ワークショップの種類の中では結論的なものは、今の言ったようなことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。したがいまして、前にも言ったとおり町としては医業的、医療的、建設的またあるいは地質的、地質的までいくかどうか知りませんが、場所的、専門的なそれぞれを今現在も進めているところであります。そんなまあ一つの専門部会というようなものを作ってやっているということでは、あの、ありませんし、必要が出てくれば最終的にはそういったものをやるかもしれませんが、個々の中の専門分野を今えー、検証をしているところであります。ワークショップの結論に基づいて。

次は、え、自治基本条例、まちづくり条例作成の考えは、ということでありまして、神奈川県のアシタマの方へご視察に行っていたようにございまして、大変にご苦勞さまでございました。この道、あるいはこういった方法、あるいは熟成した民主主義のあり方の中で、先進町であると、いうふうに私たちも理解をいたしているところであります。ま、しかし辰野町もあのこういったことでなくて、議員ご指摘のとおり全てが完備されているかどうかということとはまた別といたしまして、辰野町も協働によるまちづくりということを進めておりますし、まちづくり委員会ご存知のとおりであります。その協働のまちづくりの指針を検討いただいております。今後も引き続き、また町政へ住民参画を推進するつもりであります。ま、そんな中で、審議会等の委員の公募に関する基準も作っていきたいと、盛り込んでいきたいと思っておりますし、えーまた、盛り込まれておりますが、現在でも、審議会等の会議の公開に関する基準も盛り込んでおります。また、要綱ではパブリック、あパブリックコメントの制度、資材支援の事業、それから地区担当制度なども定めます。また、町民の声をまた、町のホームページで求めると、いう新しい手法も取り入れたいと思います。また、今のワークショップ手法であります。重要な計画などに関して活用をさせていただくと、いうふうなことでご理解をいただければと思います。したがいまして、自治基本条例の制定につきましては、今後研究する課題であるというふうなことで煮詰めていく中で必要に応じてこういったことも導入

しなければならぬだろうかなと、こんなふうにも思いますのでご理解をいただければと思います。あと、担当課長、事務長の方からお答えを申し上げます。

病院事務長

えーと、私の方からは、あの予算の内容について若干あの説明させていただきます。えー、今回提案したのはあの、えー今町長申し上げましたように工事費ということであります。えー、基本的にはあの、意見を聞く会等で提示した移転新築の工事費を計上させていただきました。用地費につきましては、将来今後決定して必要になれば固定資産購入費という科目で、補正等をお願いすべきものと思いますし、医療機器につきましては、当然あの建築1年では出来ないと思いますので、完成年度の時に有形固定資産の購入費ということで、計上されるものと思っています。からえー、なぜ工事費だけということですが、今町長言いましたようにあの、意見を聞く会やワークショップの中ではどうしても必要だということで、病院はどうしても必要だということで今の病院の老朽化や狭隘な施設の改善、耐震化、駐車場対策それから現在いる、いる医者確保を含めて早急に着手すべきというような、えー、ことの中で、えー、工事費を計上し、場所決定については、あの、なるべく早く、というということで、考えて計上させていただきました。で、専門部会につきましては、今町長言ったとおり、え、実際に建築士、設計士の方から本当に建築基準法等について問題ないとか、土地についても両方の候補地について隠れた瑕疵がないとか、そこら辺の調査、それから医業的に、えー、今まで提案してきた内容の病院が本当に経営上大丈夫なのか、規模が大丈夫なのか、というそういう検証もしながら作業を進めているというような状況であります。で私の答えるべき問題ではないかと思えますけれども、ワークショップの成果については、当初、議員の皆様にもあのお話、説明しましたように、町立辰野総合病院の必要性やあり方について考えていただき、必要と言うことならば場所をどこにするかを、絞込みまでお願いしたいってことで始めたものでありますので、えー、初期の目的は達成されたものと考えています。で、参加者からは、やはりあのー、4回ということで非常に不安だったんだけど、それぞれ資料等をえー、早期に作成して提供していただいて自分たちなりの意見が出せれたし、4回の中で十分議論ができたかっていうふうな、あの反省あの意見もありましたし、今後もこのこと発端に町の政治の中で是非取り入れていって欲しいというような、えー評価をいただいております。また、悪かった点については、やはりあのファシリテーター、いわゆるコーディネートをしたりあの進行するファシリテーターがきちんとしたあの、能力を持った人が必要だったかっていうことから、リーダーとか議事進行については若干あの不満が残ったというようなことがありますので、今後の中ではそういった反省点を活かしていければというふうに考えております。以上です。

6番（山岸）

議長答弁漏れがいくつかありますのでお願いします。

議長

では答弁漏れについて指摘をしていただきたいと思います。



6 番（山岸）

まず、建設地が決まってないと、未定だということで一番初めに質問したんですけども、それが決まった段階での補正予算を組むっていうことはできなかったのか。ここの当初予算に出してくる何か理由があるのか。そこのところと、それから今後のタイムスケジュール、一切まだ聞かしてもらってないんですけども、この2年間のタイムスケジュールを知らせて欲しいということ。えー、答弁漏れはその2点をちょっとみてください。

病院事務長

えーと、私の方ではあの、さきほどなぜこの時期に工事費だけ計上したかっていうのは説明したつもりでありまして、意見を聞く会や、ワークショップの中で、早急に病院の増改築なり新築は必要だということで、工事費等は計上させたというふうにお話させていただいたつもりでありますし、タイムスケジュールについても具体的な細かいのではないんですけども19年完成についてやりたいと、あ、それは答弁したりしません。あの、19年完成を目指してやりたいというふうに考えております。以上です。

6 番（山岸）

えーと、町長も議員を経験したこともあると思うんですけども、この予算を出す時に場所が決まってない、タイムスケジュールも明らかに出来ない、ただ19年度完成だと、それでこの予算を審議しろと、議会に求めるんですか。建設場所が決まってすぐそこで臨時議会を開いて、審議して決定してもいいんじゃないんですか。そこのところはどうなんですか。

町長

えー、お答えいたします。えー、さきほど来言ってますように山岸議員のご指摘の部分もありますけども、これは多年度に亘るものでありますので、やはり工事費は最初から盛り込んで、病院全体について場所とかそういったことはまた決まればそこで追加の審議をいただくわけですが、まずその、先程事務長が言ったように住民の皆さん方がこのような病院を欲しいんだということで、どっちみちかかる経費でありますので、場所は決まらない、また、土地のもし必要であれば、購入が必要であればその予算も盛らない段階で、まず、建築費の審議を願いたいと、こういうことで出したつもりであります。以上であります。

山岸議員

えー、もうこの質問しかできないんですけども、あの、ここで建設場所を明らかにしないと、ここで建設場所を明らかにしないことで町が得ることっていうのはなんなんですかね。失うことははっきり分かっています。議運での審議、町民の意見を聞く会に参加した住民、ワークショップに参加した住民、その人達は何のために今まで審議してきたんですか。これから協働のまちづくりをしてこうという時に、なんかそういう、そこへ参加した人達やおきざり感を覚えるんですよ。なんだ、結局は、結局はトップの判断かと。そう意識になりゃしないかということが一番危惧するんです。これから協働のまちづくり、自立したまちづくり

を進めていくと、いうことでやってるわけで、そういうためにも、この基本自治条例ワークショップとはどういうものか、パブリックコメントとはどういうものか、きちんと条例化して、権利を保護してやらなきゃいけないんですよ。住民の。で、行政のやること、議会のやることってのは明確にしなければいけないと思うんです。そこらへんを私はうんと強くこの間感じてるんですね。ここで、発表されないっていうのは残念でしょうがないし、それをこう、これから病院の増改築の予算についてはあの、委員会審査になってくんでしようけども、私は納得できない。あーいいや。

町長

じゃ再、再質問でございますが、お答えいたします。本来ですとやはり場所からそこら決めてということですけども、えー、ご理解一番いただきたいのは、あの、ここでまだ本当に場所決めてないんです。決めてあって言わないんじゃないと。であるなら、そっくりをまたあの何ですかね、臨時議会をかけて当初のこの8億8,000万からかけるべきだという、こういったあの気持ちもわからないんじゃないですが、これはもう病院を作っていくんだという、ワークショップをとおしても住民の意向がありますから、まずは盛り込んだということが、さきほど山岸議員の多少私の言うことが屁理屈っぽくなるかもしれませんが、それを汲んだ状態でまず出した、それで二つの候補のうち一つは買取でありますので、それでまだこれから売る、売ってくれるかどうか、売るならいくらなのか、法外でも困りますしということで、事実上もう一、二度交渉も実はしてるわけありますので、その段階でここで場所をとすることは言うわけにはいかないということで、多少これは変則的では確かにあります。ありますが、えー、特に他意はないつもりでありますので、また、ワークショップの皆さん方に裏切り行為をしているというようなことでもありません。ワークショップの皆さん方も、相手があって買い取らなきゃいけないところも出してきた。で、それを専門的に、検証しているわけあります。という部分もありますので、そういったことで本当の話、決定していないわけあります。じゃ、全部決定してから臨時議会かけてという方法も確かに、くどいようですがあるわけありますけども、それでは本当に辰野町は全体、一つのことだけに検証してるのに、あるいは二つ三つ検証してるのに総体を無視してるかって言われちゃう可能性もあるわけですね。ということで、まあ、多少の屁理屈っぽいんですが、意のあるところは是非一つ汲んでいただきたいと、こんなことであります。えー、なお、また、これが経年予算に継続予算になりますので18年当初に建設費は盛り込ませていただいたと、以上であります。

議長

進行いたします。

質問順位 6 番議席 16 番、成瀬恵津子議員

## 【質問順位 6 番 議席 16 番 成瀬恵津子議員】

16 番（成瀬）

通告に従いまして、二項目について質問します。

まず、一項目目としまして、国保の出産育児一時金の出産費無利子貸付制度についてであります。急速に少子化が進み総人口は自然増減とも平成 17 年には減少し、わが国の人口は減少局面に入りつつあると見られます。辰野町におきましても、人口は年々減少するばかりで、辰野町の出生数を見ますと平成 15 年以降毎年減少傾向にあります。こうした中、厚生労働省では 2001 年に子どもを安心して生み育てるための家庭や地域の環境づくりを目指した 21 世紀の母子健康ビジョンが提示されております。また、少子化社会対策基本法の成立、少子化社会対策大綱の策定、子ども子育て応援プランの策定など総合的に推進する枠組みが整理されました。少子化担当の特例大臣が任命され、政府は更に少子化対策に力を入れております。辰野町におかれましても、少子化対策、子育て支援には、相当力を入れていただいておりますが、何しろ子どもを生んで育てるという大変重要な役割を 20 代、30 代の若い人達が行うわけでありまして、手厚い子育て支援をしているようでも当事者にとってみれば、不安は山積みの状態であります。町の将来のためにも、子どもはたくさん生んで欲しいと願うばかりであります。時代の大きな変化の中で、核家族化が進み不況も手伝い特に経済面が一番大変と言われております。出産費だけでも普通 40 万円から 50 万円ぐらいかかり、それまでも月 1、2 回の検診、また、赤ちゃんを迎えるための準備等、結婚して 1、2 年でそれだけのお金を準備するのは大変なことです。現在出産、育児一時金が 30 万円支給されておりますが、平成 18 年 10 月から 35 万円に増額されます。これから出産予定の夫婦にはとてもうれしいことではあります。今の辰野町のシステムはその月の 15 日までに申請をすると月末に支給されますが、15 日を過ぎてしまうと翌月の末にならないと支給されないため、自分で出産費を全額工面しなければなりません。また、現在伊那中央病院では出産予定日の 2 箇月前に 20 万円を前払いをしなければならないのであります。若い夫婦が子どもを産みたいという夢を応援するどころか、夢を閉ざしてしまっているように思います。出産をためらう理由の中に、これらのことがあるのではないのでしょうか。現在若夫婦を支援し、出産の経費負担を軽減するための出産費無利子貸付制度があります。実質的には出産育児一時金の前倒し支給であります。厚生労働省では、各都道府県に対し、市町村が 2001 年 4 月 1 日からの出産費貸付制度に積極的に取り組むよう周知を要請しています。既に国保では長野県で 28 市町村が実施し、サラリーマンが加入する組合健保でもスタートしております。そこで質問します。

1 点目としまして、現在辰野町は国保の出産費、貸付制度が創設されておられません。少子化対策としてこの制度を創設していく考えはないか、お聞きします。

2 点目としまして、これから子どもを産みたいと願っている夫婦が安心して出産し子育てをしていくためにも是非出産無料、出産費無利子貸付制度の創設を要

望します。

2 項目目としまして、ウォーターパーク利用について質問します。

1 点目としまして、矢ヶ崎町長は 2 月 23 日の 18 年度当初予算案発表の中で 16 年度から休止しているウォーターパークの運営再開を断念することを明らかにしました。町長は今後の利用は全くの白紙状態と言われておりますが、いつまでも今のままの状態にしておくわけにはいかないと思います。あの広大な土地を今後どのようにしていく考えなのかお聞きします。これに関しましては、町長が先に答弁していますので、答弁は結構であります。

2 点目としまして、温泉を活用した疾病予防の施設の構築についてであります。わが国の平均寿命は食生活、居住環境の改善、医療技術の進歩、充実などにより世界でも最も高い水準にあり世界の長寿国となりました。健康で長寿、これは全ての人の願いであります。しかし、一方で日本は世界有数の寝たきり老人の多い国でもあります。急速に進む高齢化の中で、食生活、運動不足などの原因による生活習慣病の増加、これに伴う認知症や寝たきりなどの要介護状態にある方の増加が、深刻な社会問題となってきております。その原因は、無用の安静は目に見えぬ毒薬の処方といってもよく、わが国のリハビリ医学の不在が、世界最大の寝たきり老人大国を作ってきたからであります。辰野町の高齢化率も 26.3%となり、今後団塊の世代が 65 歳になる 2015 年には 5 人に 1 人が高齢者といわれております。そうした中、辰野町の目指す社会の姿は元気な高齢者の多い社会であり、高齢者が健康を保持し、生涯に亘って生き生きと暮らせる社会を築くことが重要であります。高齢者が生甲斐をもつために心身ともに健康であると共に、高齢になっても社会の一員として積極的な役割を担うことでもあります。全ての町民が、健やかで、心豊かに生活できる社会生活を実現するためにも疾病の早期発見や治療と共に、積極的に健康を増進し、疾病の発生を予防する一次予防に重点を置いた対策が必要だと思っております。温泉には本来リハビリやリラクゼーションなど心身両面で健康を増進させる効果があることが指摘されています。温泉療養法士、療法医の山内祐一医師は、温泉の効果についてこのように述べています。

「温泉の保険作用には三つの側面があり、第一が病気の一次予防と健康増進の応用。第二が病気の治療。第三が病後のリハビリテーションにあり温泉環境を利用した障害者に対する心身のリハビリには他の医療主義に勝るも劣らない利点がある」と推進しています。

ウォーターパーク敷地を年間通じて有効活用するためにも、敷地内に温泉資源を取り入れた施設の建設を進め、町民の病気の発症予防、リハビリテーション、健康維持、増進などに広く活用し、特徴ある施設作りを提案します。具体的には、温泉プールを利用し、筋骨のストレッチ、筋力増強、水中ウォーキングなどリハビリを適宜に組み込んだ水中運動であります。つまり、住民の健康管理、生活習慣病の予防のための温泉を活用したクワハウスの施設構築であります。今、全国でも温泉を利用して運動の出来る施設が増えております。今後は疾病予防、健康増進ということが高齢社会のキーワードになることは必須であります。町民

の健康寿命を延ばす意味からも、とても大切なことだと考えますが、辰野町として温泉を活用した施設の構築をどうお考えかお聞きします。以上で質問を終わります。

町長

それでは質問順位第6番の成瀬恵津子議員の質問にお答え申し上げます。

えー、まず、少子化対策ということで辰野町は出産費貸付制度がないがこれをどうするかというご質問であります。えー、確かに、えー最近では病院によっては前払い制度というような所が出てきて大変なことだなと思っておりますし、今、議員がご指摘のとおり15日過ぎてしまうと、次にいただけるのが45日向こうへ行ってしまうと、ゆうふうなことになりますので、えー、15日とか2週間とか1週間以内位でしたらまだいいんですが、大変えー、多大な出費がかさむ出産費につきましては、問題があるとこんなふうに思います。いずれ辰野町の国保からも、現在1人出産毎に30万円ということで、出産の一時金を今出しているところであります。なお、議員ご指摘のとおりこの秋ぐらいからは35万円ぐらいにしていく必要があるということでそういう方向で、今、国の方も動いているわけありますから、辰野もその方向をとっているところであります。えー、ただ現在も社協では県制度の中で3%の利息はかかりますけども、貸付金制度はありますのでまたこれも周知徹底していきたいというふうには考えております。ま、しかしえー、この時代の流れでこれも優先しなきゃいけないことだろうと思いますし、人口減に歯止めをかけたたり、少子高齢化、特に少子化に対する施策も多岐にわたって打ってく必要があると、私も思っております。えー、この件に関しましては、早速出産費の二番目に書いてあります無利子貸付制度を平成18年度から導入していきたいと、こんなふうにも思っております。金額その他は大体あのよそでま、先進で20何箇所何かやっているようでありますが、えー、ま、一時金の8掛け位というようなことで、出しているところがあるようでありますが、ま、できるだけ多く結構出費もかかるようでありますので、また事務的に精査してご指摘でありますので、できるだけ早いうちに導入し、また、住民の皆さん方に知らしめていきたいと、こんなふうにも考えております。ま、是非一つこうゆう制度をあちらこちらでやったり、子育て支援センターやったりいろいろしてますが、えー、であるから余計一つ子どもをたくさん産んでもらうようにまた皆さん方もアピールをしていただいて、えー、ま、とにかく2人掛りで1人2人じゃどうしょうもないわけですから、是非一つ2人3人4人と産んでいただけるように、えーご協力といいますか、えーこうそういったことがいいことだと、少ないその子どもさんたちが将来日本を背負うときにとっても大変ですから、大勢で背負わないと大変だという論理もありますので、そういったことも説得いただいて、お願い申し上げたいとこんなふうにも思っております。

次は、ウォーターパークの利用については、あ、これはいいということでありますので、さきほどの答弁のとおりであります。

次は温泉を活用した疾病予防、病後のリハビリテーションのための施設の構築

とこういうようなことであります。えー、確かに温泉、循環を良くする、とにかく循環が悪い、ま健康の元は血管で血液を運んで新陳代謝を良くして栄養も補給してこれはあの基本になっているわけでありまして。ご指摘のとおり無用な安静というものはかえって病気を悪くするということは事実であります。え、急性期はもちろん安静にしなきゃいけないわけでありまして、そういった意味におきまして温泉の活用とでもご指摘のとおりだということは医学会の方からもよく聞こえてきている話であります。辰野も温泉が折角ありますのでということで、えー、「パークセンターふれあい」の所へ何とかそれを構築すべく、えー、こないだあの頑張ってみたわけでございますけども、相当のお金をかけなきゃならんということになりまして、この水中歩行を断念した経緯があります。ま、なんとかそういった物出来ればと思いますけども、町の100%のお金ではとても難しいですから、また、厚生労働省ほか当たって、それで有利な予算をなんとか展開できるような事業があれば導入して、そのものずばりじゃなくてもそこへ併設なり、あるいはまた、そのものをクワハウス的な考え方でもってくなりを考えていかなきゃならんと、常に頭には入っております。えー、ま、しかし辰野に温泉がある訳ですんで、温泉もまあ、かやぶきも入れれば温泉とは言いませんけども、薬効効果も高いところでありますし、あるいはまた湯に行くセンター、それから今の現在のパークホテルいろいろある訳でありますので、是非辰野のナトリウム炭酸水素塩泉ということでうたいだしをいただき、この度たまたまタイミングよくパークホテルの中にも1人温泉療法士、療養士ですか。ちょっと正確な名前すみませんが、要するに指導できる人もいますのでありますので、もう少し複数そうそういった資格を取って懇切丁寧にえー、リラクゼーションだけでなく、本当に病気のいるんなあー、治癒に向けてのですね、リハビリかなんか、のなるような方向も一つとればと、こんなふう考えていますのでご利用いただくようには是非またお話を奨めいただきたいと、こんなふうにも考えているところであります。えー、課長の方からももう少し詳しいとこ言うようございまして、お答えを申し上げます。

町民課長

はい、えーと、それではあの成瀬議員のご質問の中の出産費の貸付制度ですが、あー、先程議員さん言われたように、近隣の市町村でも現在やっとなる市町村あります。それらの様子をお聞きしまして、えー、制度を早急に作っていったま、あの一、少子化の歯止めの一助になれば、こんな様に考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

16番(成瀬)

再質問します。え、出産し、出産費一時金に關しましては今前向きな答弁をしていただきまして、是非また実施に向けてよろしくお願ひいたします。それからすみません、あの一その、温泉の活用につきましては、あの私、あの質問の中にもいろいろあの述べましたけど、あの、ほんとにこの素晴らしい温泉が辰野町にありますので、是非その温泉を活用しての施設をまた考えていっていただきたい

と思います。以上であります。

議長

進行いたします。

質問順位 7 番、議席 3 番宮澤清隆議員

### 【質問順位 7 番 議席 3 番 宮澤清隆議員】

3 番（宮澤）

通告に基づいて、道路整備と踏切拡幅について質問をいたします。国、県、町、共に緊縮財政でやり繰りが大変であることは理解しておりますが、お金がない訳でなく、今その少ないお金をどう分配するかが問われています。

私が道路問題を取り上げて質問するのは、これで 4 度目になります。特に、春日街道の開通と、そのアクセス道路については 3 年前の議員当初の頃から何度となく指摘、指摘して来ています。伊那建設事務所のホームページでは春日街道を「伊那インターと伊北インター、帯無工業団地と北沢工業団地を連絡する路線」と位置付け「伊北インター付近は、交通が集中する区間で 1.5km 間に交差点が 5 箇所あり、通勤・通学時間帯を中心に慢性的な交通渋滞を引き起こしている」と理解し、「当該区間を整備することで現在国道 153 号線に集中している交通量が適正に分配され、より円滑な交通ネットワークを形成する」としていますが、この文章を読んでおかしいと感じる人は私だけではないはずで、肝心な問題解決の重要な部分は置き去りにされたまま、春日街道が延長したことによって、益々 153 号線に車が集中し脇道の細い農道に溢れ出しているのが現状です。更にこの 2 月、権兵衛トンネル開通でより多くの車の集中も予測出来ます。この 3 年間の間に、付近には新たに 3 階建ての大型アパートが 2 棟建設され、先線には 3 軒の住宅が新築しております。このまま放って置いたら、益々困難な状況に陥って行くのは火を見るよりも明らかです。

私が再三警告しているのは、既になりつつありますが「もうこれ以上は耐えられない」と判ってから考えるのでは「間に合わないのではないか」という懸念からです。箕輪町は、このたった 1km を延長するのに 10 年かかっています。50 年前にバイパス計画があり 5 本の道が 1 本になる地点です。どう考えても現状のままでは無理があるのに未だ将来像が浮かんでこないのはなぜなのでしょう。町では平成 12 年 11 月に延長の説明会が 1 回あったきりで 5 年以上も話し場が持たれておりません。平成 16 年 9 月に始まった、町道路懇談会もその 16 年度中に 3 回予定されていたのに、1 年経って去年、17 年の 9 月ようやく 2 回目が開かれたのみで尻切れになりそうです。これは行政の怠慢ともいえ、過去のシコリを引きずっている様に見えますが、町長はどうお考えでしょうか。その上で町のトップとしてこの地域の将来像をどの様に考えているか、ひとつお聞かせ下さい。重大かつ早急に対策が必要であることは、の認識は誰もが感じております。1 度蹴飛ばされた国県が逃げ腰なのはわからなくもないですが、当地者の町が弱腰で

は進む話しも進んで行かないのではないのでしょうか

このまま立ち消えになってしまっただけでは元も子もないので、先月 2 月 7 日に国道 153 号線整備促進、あ、整備促進協議会がえー、「伊北インターチェンジ周辺の道路の検討について」と題して道路研修会を開きました。その中、その席で伊那建設事務所より小ブロックに分けワークショップ方式を進める方針が示されました。

「後は任せた。皆さんワークショップを開いて対策の検討をお願いします。」と突然言われても、聞き入れられるものではありません。ワークショップにしても、言葉だけが先行し「いったいどうやって進めたら良いものか」と皆が困惑しているのではないのでしょうか。まず、予定どおり町道路懇談会を 3 回開いてからワークショップに移行した方が納得できるのに、あえて取り止めにした理由をお聞きします。移行と言えば聞こえは良いのですが、ワークショップを理解していない殆どの住民には一種の逃げとも受取られかねません。3 回目が開かれない理由をハッキリさせた上でこれからこういった形で進めて行くのかお聞きします。とはいえ、私もワークショップを余り理解しているとはいえ一人、先月 22 日に南箕輪村で開かれた伊那建設事務所の主催の研修会に参加しました。その中で行政には今までの経緯の説明責任があり正直であること、参加者共通の認識が必要で住民の信頼が不可欠であることを教わりました。だとすると全員でまず「道とは何か」の講演会や勉強会から入り、道に対する共通認識を持ち、当時の反対運動もワークショップなんだそうですが、まだ私が生まれる前のバイパス反対運動まで遡り、どのルートを通る計画だったのか。それに対し住民はどう反対し結果はどうなったのか。その後の経過の洗い出しも含め必要だと考えます。今までの経過が曖昧なままでは「未来の子供たちの住み良い地域を創る」という共有の認識には至らないと判断しましたが、趣向を変えて 3 回目にいかがでしょうか。幸い講師の小野先生は辰野出身で我が町の職員も研修を受けていると知り心強い限りです。もう一つだけ、実際にワークショップで北小河内の竜東線の拡幅を 3 年かけてようやく決定にこぎ着けた藤森区長さんのお話しの中で、説得するのに 32 回通った家があったということを知り、頭の、頭の下がる思いでした。果たしてここまで出来る人はいるのでしょうか。

えー、質問から少しずれてしまったのでサラット行きます、18 年度にワークショップの具体的な計画が組まれているか、お答えをお願いします。えー、ごう、行政支援がなくしてワークショップは成り立たないのです。特に始まったばかりなのでなお更です。行政が住民をどの様にして参加させるのか、がカギを握っています。手をこまねいては何もできずに終わると思います。

次に踏切の質問に移ります。辰野町は鉄道により発展してきました。しかし車社会に移り変わり、今度は交通の妨げになりつつあります。全国には約 3 万 6,000 箇所の踏切があり、この数字は異様に多いのです。例えば東京 23 区とほぼ同じ広さのパリと比べてみると東京は 600 箇所以上に対して、パリは 14 箇所と 40 倍以上も多いのです。我が町の踏み切りの数を調べようとしたのですが正確な数が掴めませんでしたのでお聞きします。できれば大きさも大中小に分けて教えて下



さい。地図上では人の歩ける程度の小さな踏切は抜けており、それでも 22 箇所有りました。箕輪町は小さなものも入れて 24 箇所余りですのでそれ以上、あ、それよりはるかに多いと思います。このうち拡幅が必要と考えられるのは車が 1 台通れるくらいの踏切が対象になるとと思いますが何箇所くらいあるのか。また、今までに拡幅ができていた場所は何箇所ありいつ頃完了したのか、その経緯も合わせてお聞きします。

特に今、拡幅が必要と考えられるのは新町と羽場駅近くの踏切ですが、この二つの踏切について今までどのような取り組みが成されて来たのかお聞きします。踏切の拡幅は非常に大変で他の踏切を廃止するか縮小することが必要と聞いていますが、JR は一体どういった理由で踏切の拡幅を認めてくれないのか、また、拡幅出来た所と出来ない所に違いはあるのか。あるとしたらいったいどこなのかをお聞きします。新しく箕輪町で松島駅の南の踏切が立派に拡幅されました。その時、どこか他の踏切を廃止したのか、他町のことなので知りうる範囲で教えて頂けたらと思います。廃止あるいは縮小が必要条件とするならば現在我が町にはそういった踏切は存在しないのか。これから先も考えられないのでしょうか。もちろん全く使わない踏切は無い訳で地元の住民と慎重に話し合う必要があると思いますが、もし存在するとしたら町が説得するしかありません。踏切を潰すことに賛成する人はいないのですからワークショップ手法をも使えず、大変嫌な役割ですが町発展と住民の為になるのなら積極的に進めて行くのが町の使命だと思います。

最後に、現在羽場の踏切は両側の道路の拡幅が完了し北側が道にハミ出した形となっております。誰が見てもおかしく見えます。羽場踏切の拡幅を実現させる為には他に、どのような課題があるのか。また、それをクリアしたとしてどのくらいの時間がかかるのか。5 年 10 年あのまま放ってよい訳がありません。いつ頃を目処にどういった形で進めていくつもりなのかお聞きして壇上での質問を終わります。

町長

では、引き続き質問順位 7 番の宮澤清隆議員の質問にお答えを申し上げます。えー、道路整備とワークショップについてと、いうことであります。ご存知のとおりえー、県の方の体制も我々もやはり住民世論を汲んで路線も決定して欲しいと、いうふうな形の中で過去 2 年に亘って 2 回の町全体の辰野町の道路網についてということで、道路懇談会をもったところであります。一応町の全体の課題は一応これでもって出たというふうに、えー、伊那建の方も踏んでますし我々も段階では進んでおります。あー、踏んでおります。えー、次は、今度はその当該地区、要望地区の区長さんにも実はお願いしたんですが、住民懇談会を今度小さくしてワークショップのこの分散会みたいな形で、えー、各区、あるいはまた、区で切れなくてもその沿道、地域というような形の中で、ワークショップをお願いしたいと、いうふうなことをお願いをしたところであります。えー、今、議員がご指摘のとおり、「さて、ワークショップやれ」、「はいはい」と言ってみてもどうやっていいか、何の、何の

ことだかということが、ま、現状でありますので、若干遅れているということでもあります。それで、今辰野町も職員の、さきほど来お話がありますようにワークショップのお一、研修会ファシリテーターと、あるいはまた実際にそこで体験してみ、ということで町がお手伝いできるような形を行政主導でなくて、地域の方へ入り込んでいきたいと、こんなふうに思います。そして、地域で盛り上がって、ところが道路ですから繋がってますので、地域で整合性がとれない場合はこれまた、合同のあの一、ワークショップを至急始めていただいて、そして、え一、簡単に言う一つの地域で5本も6本も、もうあるいは2本3本も無理だということです。なぜか、何が無理かと言うと財政の問題だと思います。え一、で、住民の皆さん方がこの道を一は是非頼むと、言ったときに初めて県の方は、ま一、県道の場合ですね、県単工事の場合国道も一部そうです。国道は辰野町は前にも言いましたように2級国道ですから、え一、国が50、県が50%で50、50で行う事業でありますので、当然県の方の採択も必要になってきます。ということでえ一、検討をいただきたいと、いうふうなことでまた、頃合をみて進めていきたいと、思います。え一、ワークショップは、病院方式みたいにトントントンとやるのもいいし、少し間をおいてかなきゃならん場合もありますし、今度の場合はえ一、そこへ出ている自分たちの、自分の道路も、あ一の土地もですね、潰れてく可能性だって出てくるわけです。そういう形の中でまた必要によっては町の方も、また区の方も、あるいは町議さん方も積極的にえ一、説得にあたってもらう場合、場面も多々出てこようかと思えます。え一、路線が決定してという場合ですね、用地買償、買収の必要のあるところはですね、というようなことでえ一、次の段階はそういうところを今現在待ってるところでございますので、もう少しお待ちいただきたいと、行政の怠慢だとかですね、そういうことでなくて、今手法が変わってきてますから、その準備を万端整えて入ってかなければならない。それで、え一、これは後の方でいいですね。はい。え一、ま、こういった手法の成功例も実際にはありますので、それを一つ自分たちの指標としてですね、成功例、もちろん失敗した所もあると思います。え一、一つのいいところの手法を何とか持ち上げるようにして、え一、議員ご指摘のとおり辰野町非常に狭隘な所、狭い道路ということで、え一、話してあっちこっちバイパスでといくと、いけないところともありますので、その辺がいいや悪いや、また、春日街道今のまんま真っ直ぐもってきますと、え一例えばですね、考えられることとしてこれは地元の人も伊那建も言っていましたけど、あの伊那、153号線の羽場踏み切り、あ、もとえ153号線の羽場の信号ですね、あっちのほうへより近づいてくそうですね。ずーと真っ直ぐの真っ直ぐですよ、曲げりゃあいいですけど。そうすると近い所に2本という考え方はどうもこれも規定はないですよ、道路構造令だとか、道路法で規定はないですけども、採択しにくいという形になってきます。でしたらどの辺から曲げてくかとかですね、その辺がやっぱり住民の皆さん方の希望、どこへ結んでいくかですね、これもまた住民の皆さん方の考え、またその辺で行政も出て来いと言えば行政の考えもいろいろ出てきます。いずれにしても、この一つの前のようにこの道を開けるべしと、賛成者もいたと、陳情したと、しかし住民の皆さま

ん方はそん中で少し反対もいると、あるいはまた全然知らぬ存ぜぬで、あーそういうもんかい、なんていうところは採択にはですね、採択にはちょっとあの、お金がない時ですから、お金がない時、許認可だとかそんなものはいいですけども、えーお金がない時ですから、もっと住民一丸となってる所へ先付いていってしまうという、まあ結局枠が狭まってますのでどれを有効に言ったらそういうふうになってくんじゃないですかね。ということで、辰野町も、あー、いい悪い抜きにもう少しその辺を進めていくように区の方へもお話を申し上げたいと、えー、ことであります。ま、結果見てますとですね、あちこち言っていると一つの町、一つの地域であっちもいい、こっちもいいって、いろいろ要望していると、「はいまとめてください」、ちゅって結果的には県が泳いじゃうんですかね。泳ぐつもりなくて泳いじゃうふうになっちゃいますよね。ほすとあの時間もかかると、いう形にもなってまいります。えー、まあ、引き続きそれも関係があるわけではありますが、えー、踏み切りということではありますが、この一、辰野町では何箇所あり大中小に分けて、どのくらいの数があるとか、えー、ま拡幅が必要だと思われる所はどこかっていう質問はいいんですけど、こんなこと聞いて何するんですか。何箇所ある。必要なんですか。この質問の中、流れで、もし必要だったらこのえー、文面からですね、通告文書から読み取れませんので、調べてありませんので、後日また必要ならばです、ですから後で、もし何かあればこういう訳で必要だと言ってください。必要じゃないもの一生懸命調べて出すほど町の方も今暇じゃありませんので、ご理解いただきたいと思います。あの、ただ、また商工建設課長の方からここはどうだろう、あそこはどうだろうというようなことは、人間、町に住んでれば皆考えると同じでしょうから、その辺に対しての考え方も言ってまいります、まずはその踏切ですね、踏み切りはえー、何で認可されないかと、JRの方が。そういうご質問ですけども、これは皆さんもお分かりで聞いているんじゃないかと思いますが、JR側の方ですね、スピードアップと危険回避です。踏み切りはないほどいいんです。踏み切り渡る車は少なきゃ少ないほどいいんです。そうかっていいかげんな踏み切りだとまたかえって危ないということにもなります。こんなことを論理で考えてますので、なかなか整合性が日本中つかないってのが、そのとおりです。一説によると一つの踏切を拡幅するのにどっか1箇所潰してらっしゃい、と。みんなが合意を持ってらっしゃい、そうすればそこを拡げましょう、なんていう考え方もあるようです。それと同時にですね、やはりそのJRがお金出して踏み切りを造るんじゃなくて、そこを渡ってく施行者ですから町道なら町、県道なら県がJRにお願いして造ってもらうんですね。ですからその施行者の方に財政的余裕だとかあるいはやる気になってないと、いくらJRがいいちゅっても直ぐ出来ないことになります。ですから、羽場踏切辺りは、あの、先に「なぜか、なぜか」って言いますけど、先に153の方へ結びつけた、拡幅した道路、ということをお県の方は先考えてるんじゃないでしょうか。それで、ていいますのは、踏切を拡幅するそればっかって言いますが、非常にお金がかかるんですね。私びっくりしました。あの、我々がちょこっと計算する約3倍位かかるんじゃないかと思います。こりゃ概数ですけど、それはしだれ栗

線のあるところへ、あの開けましたので、そこではっきり分かりました。それも町が施行者ですから町がお金出すんです。しかし、工事はJRの方でやるんです。JRの方で希望どおりの幅にして後で請求受けると3倍位かかります。ですから県の方も今羽場踏切に対しましては先、どっちが先か同じ予算ならどっちの方が住民有効か、あ、でもやっぱり見りゃ変だな、とかいろんなこと研究していると思います。ですから、議員もご指摘でありますので、これも飽くなき陳情を、更に続けていかなきゃならないと、いうふうにも考えてるところであります。えー、それから実現するためにはどのような課題があり、課題はあのご指摘のとおりだと思います。いつ頃目処にこういった形で進めていくか、っていうことでありますが、パターンはありません。あの、何年かかってこうやればできるなんてパターンどこにもないですよ。うーんと時間が議員も今言われましたとおり、箕輪町はあの春日街道最後の1キロにですね、10、10年もかかっちゃった、ってこともあるでしょうし、皆結束してお願いして、すぐ1、2年で出来ちゃうこともあるでしょう。こうすべしというパターンはない、まあ、変な言い、答えでほんと申し訳失礼で申し訳ないんですが、こういうパターンが決まってるわけではない。ですから、いかに説得して陳情するか、要望するか、採択しにくいところに県もあります。えー、というようなことで、あの手、この手でもってやってくわけですが、まずはだけでも地元の皆さんが先ほど言ったようにどこを一番最初に、あの優先してほしいのか、ということを決めるのが今は、県は、特に今の県の政治、手法がですね、そういうふうになりつつありますので、それに乗ってかない限りいくら逆手をやってみてもだめだろうと、こんなふうにも思われるところも、おー、感知される場所でもあります。鋭意あの努力をしたいと思いますが、あと商工建設課長の方からお答え申し上げますし、またあの、先ほどの何箇所その他はですね、どういう意味かということをお知らせいただければ、あの至急調べたいと思いますが。

商工建設課長

それではあの補足をさせていただきます。え、18年度にワークショップの具体的な計画が組まれているかということでもありますけども、この道路懇談会ですが、あー、県が主体となって行いまして、えー、議員の言われるように現在2回行われまして、えー、次は、あー、ワークショップによって、えー、地域の皆さんがどこを最優先でやっていただくかと、こんなことを決めていただいたり地元の熱意があるような所は早く予算が付きやすいんじゃないかと、こんなことで地元の方々にワークショップをやっていただいて辰野町内での順位も決めてもらうことがいいじゃないかちゅうことで、あの県からのワークショップの提案があったわけがあります。ですからあの、県としてのワークショップを18年度にいつやりますちゅうことは、今のところ決まっていないかと思えます。それと、踏切の数の問題でありますけど、あー、全体の数は調べさせていただきましたが中央線で22箇所、本当に小さい、えー、佐久間道っていいですか、赤線に繋がって人が通るようなものは入っていないかもしれませんけども、中央線で22、踏切合わせてこの内の3箇所ですか、これが改良されているようです。これ、仲田踏切、えー信州飼料、組合飼料の横のこれ

は街路事業で、えー平成 5 年頃ですか、宮木桜町線ということでえー、拡幅はしてあります。それと今村の第 2 踏切、いー、今度新しい工場が出来ましたけれどもあれの南側、圃場整備事業として昭和 61 年に行ったようです。それとしだれ栗踏切、パークラインですけども、これがあー、14、平成 14 年行っております。それとあの、立体交差としての平面交差でなくて立体交差に改良された踏切もあります。上平出、えー、ほたる童謡公園の所、あれ知らなんで通っているとちょっと分かりにくいかと思えますけども、あれは旧道が上平出の方へ曲がっていたのを、立体交差にして踏切改良です。これ、ちょっと時期が分かりません。えー、それと万歳橋、そこのおー下辰野の駅のところです。あれも、元は踏切だったものを立体交差にして踏切改良ということです。それと、上辰野線の上辰野の元の公民館の所、えー、中央線の下をくぐるところです。それが改良されております。それで、飯田線でありますけども、11 踏切があるようです。この内の 5 箇所が道路改良と一緒に改良されております。これがあの横川踏切、下辰野日の出町、県道地方道の下諏訪辰野線の踏切です。それと城前踏切、あれも元はあんなもんじゃなかったかと思えますけども、街路事業で 30 年代に行っております。それと天狗坂の踏切、ちょっと時期はすみませんが、あれも拡幅されております。それといぼ神の踏切、これは天竜川改修の時にあそこの元のいぼ神のあった所にあつたわけでありまして、えー、車が通れないということで北の方へ持ってきまして、えー、改良がされております。それと北沢踏切、東西線のオリンパス横の踏切、改良済んでいる所はこんな所でありまして、そのおー、議員の言われる拡幅が必要な踏切が数箇所あるんじゃないかと言われますが、この拡幅の必要であるちゅう踏切をどんなふうに捉えるかということでありまして、あの一、私としましてはその一前後の道路の幅員と、おー、同じ踏切は狭くても直ぐに必要なっていうようには捉えておりません。前後があー、あの一、道が広くて踏切だけ狭いちゅうことはあの一、必要だと思えますので、現在の町道としては、あー、特に直ぐ改良ということは考えておりません。それとあの一、平成 11 年ですか、えー、県でもこんなようなことを基にして調査をしております。歩道が前後の区間に比べて 1 メーター以上狭い通学路、これについて調べてありますけれども、全県の県道の中ではあー、1 メーター以上狭い所は 21 箇所あったそうです。それでこの内に、中に下諏訪辰野線の、えー、下辰野日の出町のあそこの踏切も入ってございましたけども、これの調査としましてえー、通学路に指定されているか、また、歩行者の交通量がうんとあるのか、それと自動車と歩行者が本当に錯綜して危険であるかというようなことを検討されたようでありますけども、あそこは、まだあの程度なら直ぐに拡幅の改良ないだろうというような結論に至ったようであります。あの、最後あの一、議員の言われるどうしてもっていう思っておられるところ、あの一、羽場のおー、与地辰野線の踏切あの前後が拡幅をされていて、ちっとも進まないのはなぜかという質問のようでありますけども、私もあの、あれだけやったら早くしていただきたいちゅうことを何回もお願いしました。そしたらまあ、今の所、県の予算の関係のなのか、どういうことかはっきりは言いませんけども、えー、あれの踏切の下田側は改良してきました。続けて羽場

の側へ渡りまして改良しましたけどもあれは、あくまでも改良の続きでなくて、ま、向こうが逃げたかどうか知りませんが、待避所であるっていうような言われ方をしてあの一、あそこの踏切の拡幅はまだないと言われてしまったわけです。ですから、あれを早くするにはあ一、どうするかっていうことはあ一、県があ一、その順番に載せてJRをお願いに行かないことには話は始まらないものだと思います。ですから、JRがあ一、いけないとか、いいっていう話ではないかと思います。それとあの一、箕輪ですか、箕輪の松島の駅の南の踏切、あれも、数は減らしてあそこへ造ったようであります。ま全体としてはあ一、JRは踏切を拡げることが危険ということではなくて、数の多いことが危険でありますので、飯田線の中で一つでも減らせばやってくれるかと思います。ま、羽場の、あそこの踏切を改良するに羽場のすぐ隣をなくせということではないようでありまして、辰野町内のどこでもいい、ということもありますし、ま極端なことを言えば天竜峡へ行って通行料の少ない踏切を一個買ってきてえ一、辰野へ付け替えると、こんなことはまだ話の中でも、もしかすれば可能ではないかと、踏切の数の問題だと思います。以上であります。

### 3番（宮澤）

え一と、ま答弁漏れみたいな形なんですけども、あの一、伊北インター付近の将来像をですね、町長はあそこはどうゆう、やっぱりどうゆうふうにあるべきかという将来像を一つ、あの一ま、こうやればいいんじゃないか、ああやればいいんじゃないかという案は出てますけど将来的にまあ、も50年100年後あそこはどうなっていないきゃいけないか、っていうビジョンをね示していただきたいっていうのが1つです。あとあの、道路懇談会が、あの一、そうですね、ワークショップに移行するので3回目がないということで理解していいのか、それだとあの3回やるって言ったのはおかしくなっちゃうんですね。それだから伊那建のホームページもまだあのそういうことは書いてありませんし、町の方でも告知はしてないわけですね。それで、あれは皆が参加できる、住民なら、会なんで、あの、それを知らない人達、3回目が開かれると思ってる人達がかかりいると思います。あの、アンケート結果でも、え一、あ、懇談会に出た方のアンケートなんですけども、今回の懇談会の出席、あ、今後ですね、懇談会の出席、是非出席したい、できれば出席したい。これはあの次3回目あるって言った時、やつですよ。それが80%なんですよ。出た方は、で、その後でワークショップに移行した方がいいという方がやっぱり72%じゃないかと、私はこの分析を見るんですけども、それなのに何故3回目、3回目やればいいんじゃないかと、さきほどもちょっと提案したんですけども、やっとしてからワークショップに、あの一、もうちょっとさっきも言いましたけど、昔の背景とか、道路のこととか、皆で考えておいて、あの一、細かいワークショップに入っていくべきだと思います。それと、ワークショップの形なんですけども、あの一、これでは3つのブロックに分けて一応、グループに分けてやるって形なんですけども、それよりも私としては、あの目的別ですね、例えば渋滞対策とか、あの歩道が必要だとか、拡幅が必要なんだというところを、に分けてやったらいかかかなと思いますし、あと、ま、14箇所一つひとつでやっていくっていうのも方法なんですけ

ども、一篇にやっぱりできないと思いますんで、ま、ハードルの低いところ、ま、できそうなところですね、選んで、とにかく、ま、職員、住民みんな勉強してワークショップの力を付けていくっていうのが一番必用だと思いますんで、ま、さきほども病院のワークショップありましたけども、開いてどうだったのか、というのが住民に分るように、ホームページとか広報でどんどんこういうことをやってるんだということを知らせていく必用があると思います。で、お願いします。あの、ビジョンの方だけお願いしたいと。

町長

それでは再質問にお答え申し上げます。えー、と、さきほどの大中小に分けてのあれはいいですね。特に。あの、課長の方で答えた、あーゆう意味でいいわけですね。

3番（宮澤）

あ、えーと。

町長

それじゃ、答えたとおり、うーん、まだある。まあ、いいや、後で。はい。

それでは今、質問されたところでありますけども、まず、あの地域の将来像ということではありますが、えー、辰野の今度、新しい時代の流れの道路網からしてのやはり玄関口になってるわけでありまして。その渋滞を取り除いて、通過交通がスムーズに流れるような場所、同時にまた、それを利用して、いろんな産業や住宅などがまた、適宜、えー、この混雑しないように、うまくこの住み分けをして道路も含めてですね、発展してくとこだとこんな将来像をもってるところであります。ただ、まあ優良な穀倉地帯でもありますから、その辺のオーバーラップをどのへんに考えてくか、というところでもありますけども、それも踏まえてですね、考えてかなきゃならんと、こんなふうに思ってます。えー、したがって、道路網に関しましてはどうもバイパス1本逃がすという手もあるでしょうし、現道の拡幅も1つの手でもあるでしょうし、新たにその普通の少し高規格の町道あたりを開ける、あるいは県道を開ける、というような方法もあるでしょう。そういう中では、当然あの、さきほど来話がありますように春日街道、それからそれに交錯していく町道、で県としても春日街道県道で延ばすなら、えー、一応の予定地まで一気にいくわけじゃありませんので、途中どこでもってこの止めてしまうんでなくて、あの、今ある既存道路に接合させていくかと、というようなことも一緒に合い合わせて考えていかなきゃならないと思います。ワークショップのやり方に対しては、渋滞対策とかそういうふうなことでやってく手も確かにあります。あるいは、地域ごとに全体をやって、それでその中でまた分散会をもっていていただいてもいいかと思いますが、それはまたその頃、あの、ご希望で一緒になって話をさせていただきたいと、こんなふうに思います。えー、あ、3回目やるといったとか、それに関しましてはちょっと課長の方からお答えを申し上げたいと思います。

商工建設課長

あの、道路懇談会の件ですけど、これはあのー、県が音頭をとってやっているこ

とでありまして、確かに最初はその年の内に3回やって次ぎの年にやってまとめてしまうというような言い方でありましたけれども、昨年なんかは、災害というようなこともありましたし、遅れているうちにこのワークショップ方式があー、あの県でも考えてきたのかどうか、多少変更になってきておりますので、3回目にいつってことはまだ聞いておりません。

議長

ただ今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は2時55分、2時55分といたします。

休憩 2時 45分から  
2時 55分まで

議長

再開いたします。質問順位8番議席12番桜井はるみ議員

### 【質問順位8番 議席12番 桜井はるみ議員】

12番（桜井）

ご苦労さまです。通告してあります3点について質問いたします。

まず、ウォーターパーク再開を望むですが、5人目となりましたが、改めて質問いたします。えと、18年度予算報道関係者発表の冒頭、町長はウォーターパーク再開を断念を発言をされました。この記事を見た方から、どうなっているのかと早速に電話が寄せられました。夏のスポーツとしてのプールがなくなれば子どもたちはどこへ行けばいいのか。孫たちが毎年楽しみにして夏休みに来ているのに、プールがないのでは、もうだめなのか、何とかならないのか。工夫してやってみてくれないか。とお叱りの電話がありました。ほかにも病院と絡めてプールは壊さないで欲しいとの声も寄せられています。

昨年のウォーターパーク営業再開のアンケート調査結果の集計の中でも、回答された75%の方が再開を望んでいます。

町長も昨年の選挙の中で、熱烈なプール再開を望む子どもたちの声を、目の当たりしてきたことは記憶に残っていると思います。夏の期間2箇月にお金をかけるのは無駄。採算が合わないとして中止断念するということですが、金だけの問題で片付けていいのか問いたいと思います。断念でなく再開をする施策を考えて欲しいと質問するものです。

さて、日本ではうーんと深夜の放映でありましたイタリア、トリノのオリンピックが終わり日本の金メダルは1個でありました。この金メダル1個は救いであったが、取れなかったら日本のスポーツ施策はと問われることにもなると批評されました。スケートを通年する施設は年々減少し、長野県では1つもないのです。さらに子供たちのスポーツをする機会、奪われている実情を評論家、スポーツ評論家



は憂っていたのです。

さて、平成 16 年の試算でまちづくり職員会議の経済チームと、教育チームでプールを営業するとしたらの試算が出されております。経済チームの試算では修繕費 3,000 万円をかけ、委託料は町の職員で行えば減額できる、営業日数を 35 日として減らして 17 年度は 2,465 万円の赤字。18 年度からは黒字との試算をしました。

また、教育チームはスライダー、溪流下りをやめ、修繕については部分的なもので行い、入場料を下げても営業日数も 37 日として減らして、454 万 7 千円の赤字と試算をしました。町の職員の持っているノウハウを結集した試算であり、担当の方々の苦労があったと感じております。この数字を見る限りでは、教育チームの試算した溪流下り、スライダーはやめても、入場料については検討しても、町民の要望に応えられる十分な計画であると考えられると捉えたのですが。今、町に問われていることは、子供たち、大人たちも含まれるがスポーツをする場所を奪って良いのかということではないでしょうか。この赤字部分試算の 454 万 7 千円が、町民の体力向上、近隣市町村の皆さんとのスポーツの交流、共用に貢献できる内容であるのなら、町の人たちも理解できると思うのです。もしそれでも納得いかないのなら、新たな公約であるワークショップを開き、町民の声を聞くことを提案しますが、しかし町長はやられないのだからワークショップをやってもしょうがないとのことあります。聞く必要がないという結論なのですか。お聞きします。

次に移ります。越道団地の建て替えについてです。越道団地の建て替え、建設については、建て替えるといわれて長い期間が過ぎました。町長の一大居住都心構想、一大居住拠点都市構想の政策でようやく越道団地に回ってきたか、計画の実行に移すのかと期待をしているところです。18 年度予算に公営住宅建設の事業が計上されておりますが、この内容についてお聞きします。委託料、工事請負費の内容ですが、どのようなものなのかをお知らせいただきたい。また、平出地区からの要望もあります。また 15 年の 3 月議会でも公営住宅の建設について質問してあるところですが、複合施設の検討をということ。ぜひとも取り入れて欲しいと考えるところです。現在、ときめきの街の中に子育て支援センターが開設されておりますが、1 箇所だけでなく、他の地域でまた違った環境の場所も考えていくことも必要ではないかと感じています。そして現在平出で行っております、お年寄りの皆さんへのいきいきクラブ、その中にも入れられる方法もぜひ考えて欲しいものです。独り暮らしの方、年金生活者の方、障害者の方、低所得の方など各層あるわけですが、入室できる条件を幅広く作ることを望みます。町長は、若者が定住できる町をということですが、現在住んでいる町を離れることなく暮らせるような住宅の建設を望むものです。

次に移ります。自動販売機のうーん、有害図書自販機の撤去についてです。今、幼い子供が犯罪に巻き込まれ、命を奪われる事件が起きております。暴行を受け殺害され、その遺体が無造作に山林に捨てられていた。など、ここで近年子どもが犯罪の標的にされてしまった事件が発生してきています。テレビ、雑誌などでも無神経に殺人場面が放映されております。しかも子供の見る時間帯でもしかりでありま

す。

さて、本年1月、ライブドアの堀江社長の逮捕、ヒューザーの小嶋社長の証人喚問のニュースと同じく17年前の1988年から89年にかけて連続少女殺人事件の宮崎被告に対して死刑の判決が出たところです。4歳から7歳の少女4人が殺害、誘拐され殺害され山林に捨てられました。また、少女の骨が自宅に送られてきた。このニュースは日本全国に大変なショックを受けていたのです。なぜこのような残虐な事件を起こしたのかと解明に努力を費やしてきたのですが、分らないまま死刑の判決が出たといわれています。

当時はビデオレンタル店がはやり、辰野でもレンタル店が経営され営業された時期でもありました。またテレビ、漫画本でも女性に対しての性的な残虐な場面が氾濫していたのです。さらにロリータコンプレックス、ロリコンと言いますが、これは少女に対してだけしか性的欲望を感じない中年男性の心理をいうことですが、この宮崎被告の部屋にも多くのビデオテープがあったと報道されていました。またロリコンといわれるビデオもあったと報道されています。まだ未熟な青少年に残虐なビデオ、あるいは映像は見せないで欲しい。お母さんたちの願いが社会を動かしたのですが、大人の世界は反省どころか、子どもの時間帯に平気で殺人場面を放映してきています。そして、このような時代経過の中から現在では郊外に、国道沿いに公然と自販機が置かれているのです。辰野町では上平出、今村などにあります。さて、飯島町では耕地、PTAなどがたちあがり町をあげての、この有害自販機撤去運動が起こり、その内容についてもお聞きしました。その中で辰野町はすごいですよと、自販機の内容、設置台数などについて説明があったとお聞きしました。不名誉な、すごいという言葉をもらうことでなく、青少年に対して、大人に対しても有害となるような、犯罪につながるかも知れないものを置かないよう、早急に撤去を求めるものですが、その対策、対応についてお聞きします。以上、3点について質問をします。

町長

はい、それでは引き続き質問順位第8番の桜井はるみ議員の質問にお答えいたします。えー、またウォーターパークの問題であります、えー、さきほどダブったところのないようにということですが、町の方の職員の見解をとということで、あの頃はまだ、可能性があるのかなという中で検討した時の話であります。やるとしたらということありますから、えーウォータースライダー、溪流下り止めたりなんかして単価を安くして、そして入場者が、あれは、入場料約900万ぐらい見てますね、それで強引にやった場合に最初赤字で次がというようなこともこう出てきてるわけでありまして、決してあの前提条件をもった見解であるというふうに我々は判断しているわけで、まあ、これもとても無駄なことだとは思ってませんけれども、そういうことも全部加味した今回の決断の中ではえー、中の話であります。えー、それからお金のためだけで止めてよいのかっていうんですけど、やるにお金かかるにどうするんですかね。その辺もちょっと焦点をどこ置いて話してるのかってことで、ひとつお考えを願いたいと思います。えー、それから、ワークショップ

でやれということですが、えー、聞く必要ないのかという、そういうのは、あの、言い方を変えて言われると困るんですが、あの、やれないものをワークショップにかけても無意味であるし、住民を愚弄することになると、さきほど言ったとおりであります。えー、言葉を変えて言わなんでください。それから、ちょっとわからなかったのは、病院と絡めてプールを壊さなんでくれという発言があったというふうなことを今質問の中で言われましたが、ちょっと意味が、これ質問じゃないからいいですが、そこはちょっとこっちの方がちょっとわからないところであります。えー、ま、いずれにしましても総体的な見解の中での結論でありますので、えー、お含みをいただきたいと思います。

次はあの、越戸団地の建替えについてであります。これは前に向山議員が質問されたことがありますして、その時に答弁してあるとおりであります。しかし、今回はあの予算が、えー、幼稚園だとか、あー保育園だとか、宅養老所だとか、そういったもので付けてくわけじゃありませんので、まずは公営住宅の建替えというような形の中で進めさせていただきますから、現在はそのことはこん中に入っておりません。ま、しかし、えー、余裕ある時、あるいはまた、そういったあの財政が財源の裏付けがあったり、またいろんな補助金があったりする中では、あのそのスペースは共有できるような、やってもいいような、あるいはしなくてもいいような、というような状態の方には前に向山議員に約束してありますので、検討はして見てるところであります。えー、有害図書自販機についてであります。えー、これはあのー、前から論議されてますけども、長野県では県条例がないんですね、これが。なくてお互いに理解しあってそういうものなしにしようというような考え方が出されてしまっただけと十何年来ております。もっと前からですけども、県条例を作らないって方向が出てからでも既に十何年経ってますね。それで、辰野町も屋上屋重ねてもいけませんし、また、屋上の下にまた屋上作ってみても意味ありませんので、歴代教育委員会あるいはPTA、それから青少年育成、それぞれの皆さん方と、あのー、撤去に向けて鋭意努力をしているところでもあります。現在あるところだけポンポンと言われますけど、撤去された所もありますね。この間に、ないですか。あるところだけ言われたって困るんですよ。確かにあるところ多いですね。ちゃーんと撤去されたところあります。今はまたあるところに対して撤去してもらうように鋭意努力をしなければならぬというふうなことであります。しかし、これ、あのー、法的には自由ですので。あとは住民パワーと住民運動で、設置者それから地権者にご理解いただいて撤去するよりしょうがないんです。それで、有害図書であることは、あのー、間違いないです。法律変えてもらった方がいいですね。これは、こういうものがいけないっていうようにね。本当は。法律はいいんだから困っちゃうんです。しかし、事実上は我々が見ても地域環境のためによくないので撤去するように頑張っていくかなきゃならぬー、と運動展開をしているところでもあります。飯島の例を言われました。これも片面しか言ってません。飯島の場合は、ま、片面っていうのは悪い事じゃないからいいですが、設置者も飯島の人。それから地主も飯島の人。だから比較的短期にあの撤去しやすかったということはいえるのかな、と、しかし、

飯島の皆さん方がたも鋭意努力したなということもよく分ります。我々も、えー、子どもたちの環境に向けてこんなことは当然うまくやっていますし、これからも続けてやってかなきゃならないと、こんなことであります。えー、課長の方から詳しいところありましたらお答えを申し上げます。

商工建設課長

それでは、あの平出の団地の越戸の住宅の建替えについて、えー、お話をさせていただきましても、これはあの、平成 12 年度に辰野町公営住宅ストック総合活用計画、これが出来まして、小野の中島団地の建替えに続きましての計画であります。平出の 52 戸の住宅と町屋敷、小野にありますのがこれが 10 戸、これを合わせまして 62 戸の建替えの、全体としては 62 戸の計画であります。え、今回 18 年度、の計画を出したわけでありまして、とりあえずの 3 年間の計画であります。えー、事業計画が 18 年度から平成 20 年度までの 3 箇年に、えー、52 戸の内、24 戸を除去しまして、18 戸を建設建設をしたいと思っております。平成 18 年度でありますけれども、えー、敷地の測量、おー、地盤調査、基本設計、こんな委託料であります。それと、住み替えの移転に伴う改修の工事であります。えー、取り壊しの予定の所にも、おー、現在入っておられる方がおりますので、えー、取り壊しの予定の所を取り、えー、今回の取り壊しでない所を補修をする、補修をして移ってもらうための補修の工事であります。そして、平成 19 年度に取り壊しを行いまして、埋蔵文化財の調査、えー、住み替え移転、えーこれは 9 人ありますけれども、移転をしていただく予定であります。そして平成 20 年度には実施設計と住、建設の工事を行いたいと思っております。ま、構造として今考えておるのは、あー、R C D 作りの 2 階建、え、戸数は 18 戸です。3LDK を 10 戸、2LDK を 8 戸、これと、おー付属施設としまして、えー、自転車置き場とか、あー、1 戸 1 台分くらいの駐車場、こんなことを考えております。以上であります。

教育次長

えー、有害図書の自販機の関係ですけれども、さきほど町長から話がありましたように、今まで根強いえー、運動の中で町内でも 2 箇所ぐらい撤去ができたというような箇所があったと思います。またあの現在ですけれども、さきほど、町議さんの言うように上平出と、今村 2 箇所の設置場所があります。ま、これにつきましては、えー、町では毎年 7 月 11 月に、え、青少年の健全育成強化月間になっておりますので、この月にえー、環境浄化の関係、えー、それと巡回活動ということの中で、えー、町内の書店の関係、それからコンビニ等へ有害図書を置かないように、また、未成年者には販売をしないようにというような訪問をしております。それと、町の広報や、あー、有線放送を使いながら広報活動、啓発活動も行っております。それと、おー、地主の方ですけれども、おー、撤去要請を通知を出しております。えー、設置させない、利用しない、放置しないということ、との中での活動をさせていただいています。それで、えー、ひらい、上平出の方の、あ、それから地主ですけれどもそれぞれ町外であります。それで、上平出の方ですけれども、この地主に

対しましてはえー、16年の11月に、20年の10月までに撤去をするというようなことで、一筆はいただいております。ま、そのような通知をいただいても毎年、年2回は必ず撤去要請を出しております。それから今村の方ですけれども、一応16年の11月から、えー、設置されてるわけですけれども、3年間の契約で土地を貸してあるというようなことで、途中でも撤去をお願いしたいというような要望してるんですけれども、たまたま違約金が、あー、支払わなければいけなくなるというような、そんなような回答もいただきまして、えー、時期的には土地の契約の時期ですかね、そのころ見計らってということの中で対応していくというようなことが、できればいいな、というような感じをとっております。えー、それから、えー、通知を出してる中においては、町長名、それから教育長名、子育ての支援マスター部会長名、いろいろの団体の長で、通知を出してるんですが、中には、この文章をいただいで気に入らないというような言葉も返ってきてます。ま、気に入らないというような言葉があるつつうことは、それだけプレッシャーをかけてるのかなーというような部分もあると思いますので、根強く通知等は今後も出していきたくて思っております。それと、たまたま、えー、今村の場合ですけれども、かなり環境が汚れ、周りが汚れておりました。ま、その関係も通知を出しましてえー、そちらの環境的なものもちゃんと整備しろということで、えー、いろいろと苦情も本人からあったわけですけれども、12月今年、え、去年の12月にはその掃除もさせて、ま、環境の整理もさせたというような経過もあります。え、これからですけれども、おー、場所につきましてどうしてもその三角地などのその有効活用ができにくい土地やなんか、あるいはその道路沿いで周りに民家がないような箇所、それから、あ、地権者があいまいであったりすると、そのような土地が、貸してくれというようなことで、狙われやすいような土地だと思います。ま、あの地元に対しましても各地域に対しても、話があってもいろいろ確認をしながら、そういう者には貸せないというような、そんなような周知をしていきたくて思ってます。それと、現在ある地域の方々とは、連絡を取り合って、看板の設置、あるいは必要性があれば一緒に地主の方まで出て行って要請をしていくというような、そんなような活動も今後考えていきたくて思ってます。それからさきほど飯島の関係がありましたけれども、町長答弁あったとおりですけれども、やはり地元の人達だった、ということの中で撤去が出来たと思います。たまたま、飯島の方から情報が入りまして、えー、その設置の業者が辰野、伊北方面へ設置をするというような話をしてたということで、内の方で早急にキャッチしましたので、えー、羽場、それから北大出、新町の区長さんをお願いをしまして、そのような話があるからいろいろ機会があったら皆さんに是非、えー、そのような話があったら、土地を貸せないようにということで、周知をしてもらいたいというようなことで、お願いしたり、しました。そういう状況の中でいろいろ今後、おー根強いえー、運動を進めていきたくて思っております。以上です。

12番（桜井）

あの一、今日4人の方達のお話をプールの聞くわけ、で、あの一、町長確かにね、国で交付税減らしてきてるし、三位一体でもってあの一、町の財政っていうのも確

かな窮地になってきまし、きてると、ことは確かだと思えます。で、あの一、何を重点に置くか、財源がないからできないとかってということが再三言われるってことはね、ま、国の、地方の財政窮地に追いやられるってこととの、こともあるわけですけど、国の責任ばかりではないと思えますね。で、ま、国の責任もあるでしょうけども、じゃ、その限られた中で、首長として町民に対してどういうことをしてあげたらいいかってのは、ほんとに選ぶ責任、その責任もあると思えます。であの一、やっぱり、さきほども言いましたけれども、こ、町民に対して何が優先順位かなっていうものも真剣に考えていただく中でもって、私はやっぱりこの、子どもたちのスポーツをね、とってやっ、とり上げちゃっていいのかどうなのかっていうことを一番憂いております。さきほども言いましたけど、学校や部活等ではそれぞれスポーツやっています。プールもそれぞれがあります。しかしあの一、それぞれのクラブ中ではね、あの保護者が個人のお金とか、保護者のお金でスポーツやっているとところもありますけれども、あの、スポーツをするってことが一部の人たちの利益って考えて言うのかってことも疑問に思うわけですけども、町の町民に対しての福祉や、それから体力の向上、対する考え方ってというのが、今この事件で問われているかと思えます。で、やっぱりあの、私はさきほども言いましたけど、このウォーターパークの経済チームもまた、町の職員のうーんと、教育チームの中でプールを再開をしたらどうなるか、っていうこのほんとに、真剣に考えれたこの金額ってものはね、やっぱりこれでやってみたらどうか、ってゆうの、やってみた、って、やってみようっていう考えがなかったと思うんですけども、もう。で、ここへ断念っていうことになってきたと思うんですけども、あの、もっともっと町民の声ってのをほんとに真しに聞く中でもって計画、この考え方を出していただきたかったな、と思うんですけども、そこらへんの経過、もうしばらく、もうちょっと聞きたいと思えます。

町長

はい、え一、それではまた、再質問であります。ウォーターパークの件であります。え一、さきほど来言っておりますようにやるとしたらということですから、その中で、そりゃそれなりに一生懸命研究してくれて効あったと思えますし、今と時点が違いますのでね、そのころは。その交付税も、もしかしたら、もしかしたらって期待もってやっている時です。同時にそのやるとしたらですから、900万ぐらいの収入見込んでるちゅうことですよね。たぶんそうだったね。900万ぐらいの。それで、あの一、実は飯島町も同じようにスライダーがあります。それからプールもあります。与田切川側のとこですね。これが、飯島町で運営でききれなくなって、町の振興公社に委託をしたんです。それで、振興、辰野町の場合は、あの一、もう前に町直営から、え一、開発公社に委託になってますが、飯島町の場合はこれが2、3年前から振興公社になったわけです。それでやはりスライダーが老朽化して修理とてもお金がかかるということで、スライダーなどは止めて、それでプールだけで、あの一、平成17年、にやってるんですね。それでどうなったかということ、じゃああの、平行まあ、あるいは比例的にそれだけプールに来てくれるかということそうじ

やないんですね。激減しちゃうんですね。ですからスライダーだとか、いうものを例えば止めた、分くらいの経費が下がるかということそうにはいかないんですね。経費はなるほど止めれば下がります。それ以上に収入が落ちちゃうということなんです。これはもうわかりますね。世の中の常道の中で。そういうことで、あの、ま、飯島の方も、今年は何とかやりますけども、もうほとんどこれは、来年難しいだろうって今プールだけでも難しいと、この減らしてってみて成り立つ法則もあるんですね。しかし、余計駄目になる法則もあるんですね。ということで、えー、ま、やるとしたらどうしてもやるという場合にはどうだっていうふうなことでありましたが、実際にやった例もありますので、これはそうはいかないと、こういう判断を、ま、経過としてはみたということであります。それから、えー、国の責任ばかりではないって言うんですけども、町は優先型って言うんですけども、もちろん教育も直接的教育ほか優先しております。それから、生活密着型を優先しているということを私は言っているはずですよ。それでも、それでも立ち行かなくて我慢してもらってる分があると、いうことでもあります。そういう中でありますから、えー、ま、ウォーターパーク全てが体育、スポーツでは私はないと思ってますし、ま、そりゃあの一、娯楽部分もあったっていいんですけども、お金が立ち行けばいくらでもやりたいところなんですけども、その財源の問題があって、なかなかそこまで回らないということでもあります。えー、区長の皆さん方からそんな話聞いたこと1回もないですね。投げかけてみたこともありません。むしろ、あの道路やれ、この橋やれ、えー福祉の方こっちやれあれだということ、やっぱり区を統轄されている住民の皆さん方の声を一番汲んでる区長会中からも、あの、ずーとこう分って関心はもってくれてるんですけど特にありません。ま、だからといってんじゃないですけども、それであってもあるものは何とかしたいと思ってるんですが、先ほど来の話のとおりでありますので、財源不足の中、やむを得ず、ここで決断したわけありますから、ご理解をいただきたいと思います。他に何か質問あったかな。ま、そういうところであります。

#### 12 番（桜井）

ただ今プールの話ですが、まあ、区からの要望がないから、区からが要望がなければ全部やらないってわけじゃないからってことですが、お母さん達が区長へ言うのか、教育委員会へ言うのか、町へ言うのか、それはそれぞれの捉え方であると思いますので、また町長ご一考いただきたいと思います。

次に団地の問題です。えーと、18戸ということでありまして、取り壊す過程でもってあの、新しい南の方へ家をちょっと修理しよう、それで入っていただいて建てるということですが、その一、修理した建物がブーとこれからもしばらく何年間は入れるのか、どうなのかというのは、半永久的に使えるんならば安い家賃であの一、使わせていただけるってことも考えられるのかなと思いますけど、いずれにしてもあの、低家賃で本当に安価で安心して入れるような町営住宅っていうものを作っていただきたいと思えますし、今後の中でいろんなあの一、お母さん達、世の中複雑になってきますので、いろんな施設のスペースもあればということですので、それも

検討していただきたいと思います。

それから自販機についてです。いろいろあの一、それぞれ努力されていることは分っておりますけれども、いろんな今この世の中のいろんな一流れの経過の中でもって子どもたち本当に犠牲になってきていると思います。このビデオのテープだけじゃなくっても、いろんな刺激のあるもの売ったりして、そういうことでもって一つでも有害になるような、そして、危険になるようなものってというのは町に持ち込まないようにしていただきたいと思ひますし、行政の方でもそれなりきのあの一、地域への周知徹底っていうものを強力に進めていっていただきたいと思ひますが。

商工建設課長

仮に入る時に修理するのが長く入れるかちゅうことでありますけども、これはあくまでも建替えのために、仮住まいに直すわけでありまして、あの一、そんなには一るか安い家賃で入っていただくわけにはいきませんので、あの一、建替えが終れば新しい方へ移っていただくことになるうかと思ひます。

議長

え、進行いたします。質問順位 9 番、議席 8 番宮原功議員

## 【質問順位 9 番 議席 8 番 宮原功議員】

8 番（宮原）

え一、通告の質問と順序が少し変わりますが、お願いいたしたいと思ひます。

え一、今、どこの農村へ行っても、米や野菜、果物、畜産、畜産物などの生産者価格は下がり続け、「このままでは、もう農業はやっていけない」という悲鳴があがっています。農産物価格の暴落で農業の働き手や後継者が不足し、耕作放棄農地の急速な広がりが深刻化し、集落の維持すら困難な事態となつてきています。

この大きな原因は、貿易拡大を最優先にする W T O 農業協定や F T A 自由貿易協定により、食料・農産物市場の開放を進め、アメリカの食糧戦略と食品多国籍企業の食品農産物をめぐる利益の追求、商業的作物の偏重、買ったたきと投機的取引が需給と価格安定を破壊しています。アジアから日本に輸入される農産物の多くが、日本の商社や食品企業が現地に企業を立ち上げ、または、委託生産して国内に持ち込まれる開発輸入であり、相手国の低賃金や低地価、緩い規制などを利用し、国内で開発した技術や品種を持ち込んでの生産が、国内産地を衰退させるだけでなく、世界の国々の家族農業が危機に、家族農業が危機にさらされています。この農業・農村の危機は、食料自給率の低下だけでなく、地域経済と国土・環境の破壊など、国民の生活基盤に深刻な影響を与えています。

こうした中でも、国は、農業の国際競争力強化を掲げ、価格支持政策を全廃し、一定規模以上の農業経営以外の家族経営を、農業の担い手から排除する「新食糧・農業・農村基本計画」を強行しようとしています。農水省の「農業構造の展望」では、2000 年には 324 万戸あつた農家を、2015 年には家族経営で 33 万～37 万戸、法人・生産組織で 3 万戸から 4 万戸に絞り、そこに農地の 7、8 割を集積しよう



しています。農産物貿易の前面自由化を前提にした国内農業の縮小・再編であります。

この新基本計画では、平成 19 年度から「経営所得安定政策」というのが実施されます。町ではこれに参加する認定農業者や集落営農づくりに取り組み始めています。この「経営所得安定対策」のうち、所得、「経営所得安定政策」の内容は認定農業者や農業組織などの担い手に対して、麦、大豆、でんぷん原料用バレイショ、テンサイの畑作 4 品目と水田作を対象にした「品目的横断的対策」、「米政策改革対策」、「農地・水・環境保全向上対策」の三つで構成されています。

町の各地域で集落営農、あるいは、集落営農懇談会が行われていますが、参加する人も少ない上に、これらの対策が複雑で分りずらく、説明を聞いてもよく分らないといわれていますので、直接担当者に聞けばいいことかもしれませんが、この場で質問と答弁を見聞きして、少しでも関係者の方に理解と関心を得ていただければと思います、お聞きしますようお願いいたします。

「経営所得安定対策」の一つの、一つ目の「品目横断的対策」には、諸外国との生産条件格差を是正する格差対策と経営を、経営を対象に収入変動による所得への影響を緩和する収入変動緩和対策とがあります。価格是正対策は畑作 4 品目対象であり、町では麦が対象となりますが、作付けは少なくあまり影響はありません。収入変動緩和対策は価格暴落による所得を補うもので、その年の収入と過去 5 年間の平均収入との損失差額の 9 割を積立の範囲内で、積立金の範囲内で補填するものです。積立金は政府 3、生産者 1 の割合で拠出するものなのですが、初めから価格暴落があると政府が認めているようなものであり、懇談会での説明のように、輸入関税撤廃で米 1 俵 60Kg が 5,000 円から 6,000 円になってしまうということになれば、農業経営が崩壊し、補填で間に合うというものではありません。また、現在でも農業共済制度もありこの補填制度と共済制度の二重の保険が必要となることになるのかということで疑問であります。

二つ目の「米政策改革対策」は、生産調整や産地作り対策ですが、これは先々「品目横断的対策」に移行されます。

三つ目の「農地・水・環境保全向上対策」は農地、農業用水路等の資源を将来にわたり適切に保全するため、担い手を含む集落など一定のまとまりを持った地域の活動組織に、農地面積に応じて支援するものです。水路、農道の泥上げ、草刈、点検などに対する支援で、10 アール当たり水田 2,200 円、畑 1,400 円、草地 200 円を助成し、さらに環境負荷低減や化学肥料、農薬の大幅削減など環境保全に取り組む地域が支援の対象となります。環境保全のためには非常に良い対策と思いますが、しかし、支援対象の営農組織に、面積要件があり、売り上げが 1,000 万以上となるような営農組織が対象になるわけですので、そこで作るお米には更に消費税の負担が必要になります。10 アール当たり 10 俵の収穫とすれば売り上げは約 15 万円くらいなのですが、消費税は 7,500 円となり、逆に 5,000 円以上もの負担増となってしまうことが矛盾になります。

こうして見てみると、政府の進める「経営所得安定対策」は、集落営農をしても

メリットはなく、農業振興には役立たないのではないかとさえ思えてきます。私には、この程度の理解しか難しくよく分かりませんが、町は本当にこれで農業が続けていけるの、いけると思っているのか、また、これ以外どのような効果があるのか、え、お聞きしたいと思います。

営農センターが、国の市町村への営農組織づくりの推進をうけて、各地域で営農組織を立ち上げるために行っている集落営農懇談会では、担い手の条件を示して従わせるのではなく、それぞれの地域の条件を尊重し共同の維持・発展を図るために、誰もが理解できるよう、営農組織の経営のシミュレーションを作り、補助金の額や収支などを示して、説明することが必要だと思います。そうすればいくらかでも理解する事が出来るのではないかと思います。また、この懇談会の進め方では、それぞれの地域で、ワークショップの手法による問題点の解明と、規約作りなどのための意見集約が有効な手法だと思います。さきほどからワークショップの問題出てますが、農業問題ではワークショップはよく使われております。そのためには、リーダーとなるファシリテーターが必要となりますが、町はこの制度をよく理解したりリーダーを養成して、時間をかけて十分話し合って進めるべきと思いますが、お考えを伺いたします。

次に、町長は3期目の政策で、農業改革では営農組合の法人化支援、辰野ブランドのはいひょう、うー、開発を公約し、その中で、安全安心、本物の作物、堆肥センター活用を上げています。是非、しっかりと取り組んで進め、農業を元気にして欲しいと思います。

しかし、先に述べたように営農組合については、経営安定化対策の効果はよくわかりません。また、辰野ブランドの開発は何をどのような方法で進めるのかが、なかなか難しいことです。

新聞などによれば、伊那や下伊那では、道の駅や農産物直売所、地域おこしの食品開発、イベント、お祭りなどの活発な活動や産直・直売サミットなどの計画が頻りに報道されています。町でも、小さくてもそれぞれの地域で頑張っている、頑張っている活動している組織の活動報告や交流によって、新たなテーマが模索できると思います。町でも、このような企画をどんどん進めて欲しいと思っておりますが、いくらかでも計画があるかお聞きします。

また、有機野菜には優良な堆肥が欠かせませんが、町では畜産物農家が激減して、乳牛、肉牛合わせて100頭位しか飼育されておりません。堆肥の原料も足りない状況であります。これも畜産物価格が下がって経営ができなくなったからであります。どれほどの価格とい、価格かといえ、例えば、牛乳はスーパーで1リットルパックが198円くらいですか。水は養命酒駒ヶ根工場の中央アルプス駒ヶ根高原の水500ミリリットル124円、1リットルでは248円です。手をかけて生産した牛乳の方が、殺菌以外は何もしない水よりも安いという状況です。これではやっていけません。

牛が減れば堆肥の原料が減り、堆肥センターの活用ができず、赤字運営となっています。良い堆肥がなければ、良い野菜や果樹はできません。ますます農業が衰退

します。

先日、ある農業者の会合で、「辰野町は、企業誘致は熱心だが、農業政策は活発でなく、他市町村に遅れをとっている。先の展望が見えない」という話で盛り上がったそうです。何ともさみしい話です。

そこで、町長にお聞きします。町長公約の農業改革は具体的にはどのような目標で、どのように行うのか、どうやって農業振興を図るのか、お考えをお示し願います。

次の質問に移ります。12月定例議会で、財産処分金を分担金として処理することに疑義があり、寄付金などで処理できないかとの質問に、会計監査委員は会計監査報告の中で、寄付、寄付金で収納することはできないとし、従来 of 分担金の誤った解釈を適用するか、するしかないと判断し、妥当であるとし、同時に条例違反と条例の整備の検討を指摘しています。

町はこの指摘をどのように受け止めて、どのように対処するのかお聞きします。

この問題は、法定外公共物が国から町に譲渡され、用途廃止、付替え手続きを経て売り払の処理を行った結果のお金であり、分担金とはいえないものであります。適正な処理をしていけば、適正な項目で処理できるはずであります。不適当な処理では不信や不正が生じてしまいます。もう一度、はっきりとした説明をお願いいたします。

最後に、議会の申し入れで、各審議会等への議員の参加人数が変わっています。各審議会等の規則等も変えなければならないものが、現在でも変わっていないものがあります。至急整備するよう指摘して、この場での質問を終わります。

町長

はい、それでは質問順位第9番の宮原功議員の質問にお答えを申し上げます。

町の農業政策についてと、いうことであります。えー、私は企業ということは農業も例えば営農組合が法人化すれば企業である、商業もそうである。法人化すればそう商業もそうである。法人化すればそうである。もちろん、工業も法人化であれば企業、農工商そろって企業立町と、こういうふうなことを謳い出したわけであります。時あたかも、ついこの、今年の、農政改革の中で、認定農家がですね、個人だと4ha以上、団体だと20ha以上でないと補助の対象にしないということになってしまいました。これもまた、えらいことを国が打ち出したもんだなと思っています。これはどういう原因だろうかということをよく考えてみますと、簡単に言うと国がお金がなくなってきたというか、節約してないからお金が出てこないんです。それで出すのを切ってきたんです。地方の地方公共体へ出すのと同じことです。それをどういうふうに切ったかっていうと、今まで出してあるものを切ると大騒ぎになるからってということで政策を転換した。で、日本の農作物は人件費が高い、もちろんそれもありますし、もう1点は非常にあの狭隘な農地を使って作っているのが当然、えー、単価が中国だとかアメリカみたいな大陸、大陸の中で作るのとはわけが違ってコストが高くなりますから高くなる。その国際競争力をつけるのは、やはり日本に農業が大事だとするならば、やはり政府が資金を出していくべきなのであります。それ

を割愛するために、こういうふうな方法になってきてしまった。それで、農家の皆さん方、担い手の皆さん方が勝手に大きくやって、要するに中大規模でなくて大規模にやって、国際競争力を自分でつけなさいと、こういう政策に変わっちゃった。変わりゃあ変わったでいいんでしょうけど、ところが、困ることは小農家が、遊休荒廃、荒廃地がこれからどんどん出ちゃうじゃないかというように私は思います。小農家に対しての補助というものは特にないんです。今、議員のご指摘のとおり、えー、品目横断的な経営安定化対策とかですね、こういった三つの方策を出してやってきましたけども、結局全部見てみると、農林、農林省の農水省の出すお金は減ってくるんです。で、やれる人にできるだけ土地を貸してかなんかして、大きくやってください。しかし、大きくできる所はいいんですね、北海道とか。ですから、北海道また例外で、もうちょっと、あの一、面積広く捉えているようです。大きくしようがないですよ。20ha。辰野で該当者っていったら、本当1、2名ぐらいしかいないですね。それで、えー、だから公約であるから命がけでやれって言っても、激減している時には打てないことがありますよね。しかし、えー、まこうなると、営農組合の連携を考えてもらわきゃしょうがない。ですから、私としては連携を考えて、法人化して、やってってもらおうように、これからまた話をしてかなきゃならないと、こんなふうにも思います。

えー、ワークショップでやれという部分も確かにこれも大事でしょうから、こりゃファシリテーター養成している最中でありまして。ま、だんだんあの住民の皆さん方も一緒にファシリテーターに誰でもなって、誰でも意見が言えて、誰が当たってもファシリテーターになれるというのが一番の理想であります。ま、一気にはいきませんが、段々とこういった話し合いができるようなふうには、もっていきたいと、こんなふうにも思っています。

えー、したがいまして、農、私、あの町としての農業政策はそういうことでありまして。こんなあの国の、確かに政策が変換して町はこれでやっていくのか、って言いましても、町も日本の国にある以上はこれに従わないと法律違反になりますので、やらざるを得ないんですが、ま、工面できるところは頑張って、ま、結果的にはですね、日本はしばらくの間は、ずーと少、少子化というよりも、人口減で進みますが、前から言ってますように2025年には、現在65億人以上になっている世界の人口は、80億人を超えるっていわれてますから、世界中マクロでみると、あの一、農産物、ですかね、食料は不足になるんですよ。不足になってく。えー、そういう中で日本だけが遊休荒廃地があっちこっち増えちゃっている段階ではとても自給率ももう今30%、えー、それから、カロリーベースで初めて4割くらい。このやっとなら47にしようとか、50になるようにしようといってるには、ちょっとあまりにもこの政策がですね、ま、工業、商業に言わせれば農業だけなんで補助金出さなんだっていうんですけど、大きな流れから見てくと、さきほどの小さな所でやってるわけですから、補助金出さないと止めちゃうと。経済の原則で。止めちゃった後は取り返しがつかないことになるぞ、長期的ビジョンの中でやはり国が支えるべきだと思いますし、辰野の場合も、もう少し連携方式で考えていかなきゃならないと、こんなふうにも

思っているところであります。こりゃあの、前に食管法が日本にはずーとありました。やはり管理していかないと農家自由にやったんじゃとても国際競争力、勝てないということで、それからあのー、それが廃法になりまして、えー、「食料農業農村基本法」で、最近はその基本法の中の基本計画の変更で今の三つの大綱が出てきたと、こういうことでありますから、そのー、とにかく、総収的に見ると大変農林省の方はお金を出さなんで農家の方が大きくやっても困る。大きくやったところは補助金がいけますけど、中小規模でやったら本当にまいっちゃうと、こういうようなことであります。ま、それに対しましても、できるだけ検討はしてみたいと思います。

それから工事分担金について、ま、これは条例の解釈なんかでありますけども、監査員の方からも2月3日に月例出納検査の中で指摘いただいておりますので、えー、これ、言葉がですね、分担金か、負担金かっていうその違い、も出てくるんです。えー、きっと最初に訳のわからん人が両方使っちゃったからおかしくなったんだと思いますが、県の条例のとおり、とおりにて言いますか、の中で町が作られてたようでありますので、そういった間違いがおこってきておりますけども、これは議員に言われるまでもなく、監査員さんにご指摘受けてますから至急これは検討するようにして、えー、あまりあれですね、複雑に分りにくい言葉でなくて負担金と分担金どう違うと思いますか。それが、分担金なのか、負担金なのか税法で落せるのが違うんでしょうかね。ま、ある一説によるとこりゃよくわからないところでありますけども、えー、自治法では分担金を使い、道路法では負担金を使っているとか、えー、分担金の中に負担金が含まれるとか、なんだか訳のわからんことをいっていますので、もう少し日本語に立脚した専門用語っていうんだな、そんなの専門用語じゃないです。間違い用語ですから、恐らく。きちっとこれはまあ、辰野独自の条例の中ですから分る言葉で、日本語できちっと書き直せばいいのかな、と思っていますのでご理解いただきたいと思います。えー、課長の方からもお答えを申し上げます。

農林課長

えー、あの地区のリーダーをどうされるかと、そういうお話でありますけれども、その各地区におきまして、えー、地域のとくしょう、特徴があろうし、また地域の状況があろうかと思えます。したがって、町でもって「じゃ、あなたお願いします。」ということはいかないかと思えます。その中で、地域でもって、どちらにしても話し合っ、地域でもって方向を決めて、いってもらわなければいけない事業でありますので、地域のみなさんの中からお互いに、えー、選んでいただき、いただきたいと、そのリーダーに対しましては、町は全面的にも協力していきたいとそんなふうに考えております。

それから、えー、あと、農業共済の関係と補助金の関係でありますけど、えー、今回この法律につきましては国の方では、えー、今年の5月にえー、この法が通るだろうという、そういうように説明しております。で、えー、例えば要綱ですとか、規則ですとかそういうものにつきましては、それが通った時点でないとえー、制定

できないと、いうことでありまして、細部につきましては、えー、我々のところまでは、えー、何も、情報も何も今のところ入っておりません。したがいまして、そういうような細部につきまして、えー、今後要綱等出来て、時点でもってえー、提示された時点でもってまた地域の皆さんにはお知らせしていきたいとそんなふうに考えております。以上であります。

8番（宮原）

はい、今言ったように、その一、これら経営安定所得、所得安定政策というのが出てくる訳ですが、えー、実際には営農組織作ると非常に大変ではないかと思えます。それで、えー、形だけ名目的だけ作ればいいやということで、できればそれぞれの家で自分の所は耕すということになるかと思えます。で、この政策、ま、まともにやって5年も経って、えー、また政府が止めたつた時に、もう一回最初から農家がいろいろ機械を買ったりということも大変かと思えますんで、えー、さっき言ったように名目的なこと出来て、時にこれだけ凌いでいくかというようなことが、凌いで補助金だけもらっておくか、ということができれば非常にいいんですが、ま、政府もそんなふうにかんと思えますが、その辺を上手にえー、やってもらいたいと思えます。それから、そのリーダーの件なんです、えー、例えば竜東を一つの営農組合にするっていうことになれば簡単ですが、実際にはそんなわけにいかなくて、もっと小さく分けてこの懇談会なり、実際はどうなってくんだという説明をしなければいけないと思うわけです。それで、役場でもえー、職員のワークショップ、ファシリテーターの講習もやってますので、小さく分けた所へ、ファシリテーターとして行ってもらうのが一番いいんじゃないかと思うわけです。そん中で営農組合をどういうふうに組織していこうかということ意見を、集めてもらって、それぞれ小さくやって、また、大きくや、あの、大きい一つの組織にしてくっていうようなことにしていかなければなかなか理解できないんじゃないかと思えます。そういう意味で、えー、リーダーということでなくて、あの責任者というか、営農組織の組織人、責任者はこれから皆でこれから決めてくことではしょうが、それでは小さく分かれた懇談会なんかでのファシリテーターみたいなものを、役場での職員がしてもらえば一番いいんだろうし、もしなかったら、そういうものを作って、理解を十分深めるようにしてもらいたいという要請であります。えー、農業の問題はなかなかまだ決まらないこともあったりして、えー、非常に難しいわけなんです、えー、町長も公約で農業頑張るんだということを言ってますので、これからその、どうやったらいいか分らないという農業者が非常におりますので、えー、さきほど言ったように、いろんな活動交流等を町の方で組織して、してもらって、そういう機会を沢山作ってもらって、そん中から新たなテーマを見つけていくということが大事だと思いますので、そういう機会を十分作っていただきたいと思えます。

それからあの一、分担金の問題は分担金だ、負担金だということじゃなくて、私の言ってるのは、えー、公共物というか、土地を売ったのにそういうことじゃなくて、その名目で処理するということがおかしいんじゃないかということ言っとるわけでありまして、分担金、負担金だけの問題ではないと思えます。会計監査員の方も、

もしその辺のこと、えー、分るようでしたら説明してもらいたいと思いますが。

代表監査員

はい、えーと、今の質問あれですか。公共物指定外、要するに赤線、青線の処分したお金をとってという意味ですか。

8 番（宮原）

はい。

代表監査員

今回、私共まだ詳しくあれしてないんですけど、処分したんじゃないんですね、要するにあの、旧南パルさんが、えー、要するに道路土地として、道路開ける度に出す分、青線、赤線は町の方でもってま、中に入ってるから、それを整理して、それで行って来いじゃなくて、それでやって、えー、余った分がおいくらでしたかね。何かあの、前回私休んだんですけども、その時にあのー、まちづくり政策課長の方から、えー、答弁がございましてですね、この控え見ますと、え、その差額が、えー、金額は 250 だが、面積です。面積が、655.53 m<sup>2</sup>発生したと。これは要するに、えー、旧南パルさんで、町の方へ無償で提供したと、こういうことで、お金が、ま、実態が動いてないんですね。正確なやり方でしたら青線、赤線を売却して、な、あの旧南パルさんの方へ売却して、それで町でもってその道路面を買おうと。それがま、正確なやり方なんですけどね。ま、その辺のところちょっとまだ、えー、そういうやり方が本当は正しいだろうと思うんですけども、そうなりますと、どうなんですか、税金関係ちょっとま、急に言われたもんで分りませんが、たぶん町へ寄付採納って形になれば、その分はその、余った分は寄付しますよと。こういうことになれば、その分は寄付金として受けなければいけない、ということになるかと思うんですけど、ちょっとその辺のやりくりは私共よくあの、担当者と確認してございませんけども、その、その面があれですか。あの、問題になってるわけですか。

8 番（宮原）

そうです。

代表監査員

あ、そうですか。じゃ、ちょっと担当の方へ。

まちづくり政策課長

えー、町道 75 号線の分担金の 12 月補正の関係の質問でございますので、えー、南信パルプの用地内にありました、いわゆる赤線、青線と呼ばれている面積の精算でございまして、町は 655.53 m<sup>2</sup>の土地を南パルから無償で提供をいただきました。合わせまして、えー、南信パルプの所に 75 号線の道路を拡幅するにつきまして、えー、生活道路というふうな意味合いもございまして、合わせまして町の企業誘致の一環というようなこともございまして、えー、あそこへ 75 号線を開けてきたという経過の中でございまして、その中で、南信パルプといたしましても、一団の土地の処分を進めたいという考えの中で、道路がなければ処分ができないというような経過もございまして、そんな中で最終的には、えー、この分担金条例にのっとりまして

町長の判断もございまして、250万円を南信パルプからえー、負担をしていただくということで、分担金へ計上したものでございます。なお、今回あの一、通告にございましたように、これを受けまして監査員の方からえー、町の方へ指摘事項ございましたので、そこを含めまして、現在この、お一、負担金条例の、お一、検討を進めている最中でありまして、以上であります。

8番（宮原）

分担金という名目というのが、まだ、いまいち良く分らないんですが、えー、土地が動いたりすることに関しては、できるだけはっきりしておかないと、不信の元になると思います。えー、別にごまかしているというわけじゃないんですが、他の名目でちょっと変えてやってこうとかいうことでなくて、明らかにその土地を動かすなら動かした、えー、売ったなら、売ったっていうことをはっきり、えー分るようにそういうのをやってもらった方がいいと思います。えー、できるだけ正確に適切にやるように要望して終わります。

町長

再質問の中でちょっと問題点感じますので、これははっきりさせたい方がいいと思います。えー、恐らくそれを考えているのは宮原議員だけじゃねえかと思うんですけども。それで、再度ちょっと、こちらの方からですね、またわからなくて、また何度も何度も言わな感じでいただいて、ここではっきり、あの一、別に正しく言ってるわけですので、もし分らんところあったらもう1回あの質問してください。この件に対しては、課長の方からお答えいたします。きちっとやっています。

まちづくり政策課長

えー、今回土木負担金で計上いたしましたものは、辰野町工事分担金条例に基づきまして計、計上させていただいたものでありまして、これは、工事を施行する費用に充てるためにその工事施行により利益を受ける者、ここでいう、言いますと南信パルプという解釈を、か、あ、南信パルプであります。分担金を徴収することにより町財政の合理化と工事迅速施行を計ることを目的とする、ということでございまして、そのえー、負担割合につきましては、別表の中で、えー、町単事業、町道ということで、15%という規定がございまして、これをうけ、受ける中でうー、今回補正へ計上したものでありますので、売り買いとかということではなくて、えー、工事の負担金ということで計上したものでありますのでよろしく願いいたします。

議長

えーと、今まで全て再質問は2回までということで進めてまいりましたけれども、えー、議長判断でこの問題については、もう一回ですね、この答弁の方をしていただくと。こういうことでもって、お諮りしたいと思っておりますけどいかがですね。いいですかね。はい、そうしりゃ、お願いします。

8番（宮原）

分担金で、ことはさっき、こないだ言ったように条例にちょっとね、えー、新設っていうところがないんでということで、それはま、それをまた直してもらえばいい



ことですが、今言ってるのは、えー、赤線、青線を処分してって言って、土地を処分、あの、えー、付け替えあるうがね、えー、どうしようが、土地を処分して、土地のお金だよって言ってといて、分担金であげるということが私はおかしいということを行っているんで、分担金は分担金で別に出すということではないかと思うんですが、その辺がちょっと私には納得いかないところなんですが、皆さんお分りになりますか。

議長

はい、そじゃ分るようにえー、答弁ここまでです。

まちづくり政策課長

えーと、今回上げましたものにつきましては、土地代ということではなくて、あの 75 号線を建設する中で、えー、南信パルプがあの一、応分の負担をしていただくということの中で、えー、あの、土地、土地代ということで町がもらったものではございませんので、あくまでも、75 号線の工事をする費用のえー、応分の負担ということで、南信パブ、パルプから、えー、もらったものでございますので、えー、そんなことでえー、確認をお願いをしたいと思います。以上であります。

議長

はい、えー、お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思います。これにご異議ありませんか。異議なしと認めます。よって本日は、これにて延会といたします。長時間大変ご苦労さまでございました。

延会 午後 3 時 56 分

## 【一般質問 2 日目】

### 8 . 会議の顛末

局 長

ご起立願います。礼。(一同礼)

議 長

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、第 1 回定例会第 5 日目の議会が成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。9 日に引き続き一般質問を許可してまいります。

質問順位 10 番、議席 5 番 矢ヶ崎紀男議員。

### 【質問順位 10 番 議席 5 番 矢ヶ崎紀男議員】

5 番 (矢ヶ崎)

おはようございます。早朝よりの傍聴ご苦労様でございます。それでは一般質問を始めさせていただきます。昨日は、ウォーターパークに関する質問が続いたわけですが、今日は農業問題が続くと思えますがよろしくお願いをしたいと思います。ウォーターパークは断念したとしても、子どもたちは立派に成長していくわけであります。農業は子どもたちの成長にとっても、我々の生活にとっても生きる糧でございます。今日は時間も十分あるようでございますので、ゆっくりとお願いを申し上げたいと思えます。

新たな経営安定対策を踏まえた担い手づくりについてでございます。日本の農業は農業者が急速に減り、また農村では都会以上のスピードで高齢化が進んでおります。このような状況の中で今後の日本の農業を背負って立つことができるような意欲と能力のある担い手を中心となって、農業構造を確立することが待たなしの課題であると政府農水省では言っております。そこで、これまでのような全ての農業者の方を一律的な対象として、個々の品目ごとに講じてきた施策を見直し、19 年度からは意欲と能力のある担い手を対象に限定し、その経営の安定を図る施策、ゆうならば品目横断的経営安定対策に転換することとしております。そこで支援の対象として認定農業者は都府県では 4ha としているが、当町において現在この規模を満たしている農業者は何人くらいいるのか伺います。また一定の条件を備える集落営農は 20ha 以上必要であるということであるが現状はどうかこの点も伺うわけであります。

そこで、これからは今活動している営農組合の数を集約していく必要があると思うが、当面幾つくらいに集約していくことが望ましいと考えているのかこの点も伺います。また、将来的には町全体を一つの営農組合とした組織が望ましいと思うがこの点も伺いたい。また一定の条件を備える集落営農として 5 つの要件が必要とされ、一つ農用地の利用集約目標。二つ規約の作成。三つ経理の一元化。四つ主たる就業者の所得目標を農業生産法人化計画の作成。以上の要件があるが、この要件をどのよ

うな形で指導し農家の理解を深めていくのが大変な時間と労力を要すると思うが、今後の具体的なスケジュール等わかる点だけでもお示しをいただきたい。

次に農地、水、環境保全向上対策についてであります。農業の持続的発展と多面的な機能の健全な発揮を図るためには、効率的、安定的な農業構造の確立と併せて基盤となる農地、水、環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然環境機能を維持増進することが必要であります。このようななか農地農業用水等の資源については過疎化、高齢化、混住化等の進行にともなう集落機能の低下により、適切な保全管理の困難となってきた現状や、ゆとりや安らぎといった国民の価値観の変化等の視点をふまえその対応のなかで、また、これからの資源を基礎として営まれる農業生産活動についても、環境問題に対する国民の関心が高まるなかで農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められております。今後も地域農業者にピーアール等を含め農業者と共に進めていって欲しいものと考えます。

次に、地域防犯についてであります。3月6日信毎の記事のなかでこのほど南佐久署と南佐久防犯協会は、管内6社のタクシー全31台に子ども110番の車、ステッカーを交付したとのことであります。今日まで辰野町内のタクシー会社も積極的に事件や事故に遭遇したら、無線で会社に連絡し警察に通報するなどの協力をいただいているわけであります。この点に感謝を申し上げながらなおタクシーに目立つステッカーを貼っていただくことによって、予防効果の期待できるものであります。地域全体を詳しく知っているというタクシーの利点を活かし、子どもの安全、安心を守るためのお手伝いをお願いしたらと思うがこの点を伺いたい。子どもたちは大切な町の宝であり、子どもたちの安全、安全を守ることは優先して行わなければならない町の使命でもあります。

経費節減についてお伺いいたします。町の会計での経費節減について伺いたい。手数料の件数は年間どのくらいになるのか、またその金額はどのくらいになるのか、去年の金額、今年の金額を伺いたい。また今後経費節減のための手だてについて具体的な努力目標を伺うものであります。以上です。

これが、辰野で今ある15cm、50cmのものでありますけれども、今一般質問いたしました子どもを守る110番、これもやはり佐久警察署に聞いてみたところ15cm、50cmでサイズはぴったり合うと思います。これはトラックのどこえ、これ磁石になってますので、このまんま貼れるわけでございます。これをタクシー全車に貼っていただくことによって予防効果が期待できるものではないかとそんな思いでございます。ありがとうございました。

町長

おはようございます。昨日に引き続きまして一般質問2日目でございます。本日は質問順位10番の矢ヶ崎紀男議員からであります。ご希望によってゆっくりということでございますので、ゆっくりお答えを急いで申し上げたいとこんなふうに思っております。

それでは、最初は新たな経営安定対策ということで、農水省の方から出てまいり

ました昨日に続いての、また農業政策に対する問題であると思います。これが昨日言ったことはだぶって申しませんが、この農水省の方向がこれが果たしてほんとにいいのかというふうなこと、ましかし国の官僚の皆さん方が頭で考えているんなこと踏まえているでしょうが、作られたものは法律でありますので、これに従わざるを得ないということでもありますから、まあ町なりにできるところは少しアレンジをして進めていけというふうなご質問も中に含まれているかと思えます。いずれにしても、品目横断的な経営安定対策ということでもありますから、品目的には麦、あるいは大豆、てんさい、そしてまた馬鈴薯などでありまして、これに対してはゲタ方法ということとならし方法というようなことで、全国あまり格差つけないような補助金はその作柄作況指数によるものでしょうけれども、付けていくというような考え方もあるようでもあります。もう一つは、米政策の改革の推進対策ということでありまして、これに対しましてもゲタ方式とならし方式が組まれているようでもありますけれども、結局これは今までは生産調整、減反政策といいましたが生産調整、休耕するあれも変だったんですが、休耕する政策をとっていましたが、これからは違うと、どれだけ作るかを決めていくと途中から変わりました。でも同じことです、どれだけ減らすかということですから。まそんなようなことの中で、今度はまたそれをがらっと変えて、そういった生産調整については、生産者と農協など集荷される場所で話し合って決めなさいと、政府の方ではデータを提供します。2万人もいる農水省ですので、統計もやっていますが、毎月統計やっています、毎月統計なんか必要ないと思いますね、今のこれからの時代ランドサットでも何でも、あるいは飛行機でバーと見てほしいの概況つかんでいけば十分なことであります。いよいよ収穫の時はしっかり端数まで収穫量というものを出していかなければならいんですが、まああのあれですね配種のときから始まってしっかり調査しているようであんなこと何になるか分かりませんが、ほかの方へそういったものは使ってもらいたいと思っております。そういったことの中で米政策がとられるわけがあります。もう一つは、農地、水、環境ご指摘のとおりでありますけれども保全の向上対策、これも仮称ということでもあります。名前をいっぱい変えてきております。この件に関しましては後で申し上げますが、最初に言った二つに関しましては、ご指摘のとおり個人では4ha、団体では20ha昨日とダブりますけれど、これ大事なポイントでありますので、の人がやったときに補助金を付けるというのですから、それ以外は外れちゃう、それにあつた人を国の認定農業者に指定する。町も今まで国の方針にのっとって町でも大勢認定農業者を作っていました。合計28名ぐらい今現在辰野に認定農業者いらっしゃいます。この人たちに対しましては、過去では借入金の利子補給ほかなどの支援を国策と共に併せてしてきたわけがあります。しかしまた新たに認定と同じ言葉を使われちゃいますが、さきほどの面積要件にかなう人は辰野では個人では2名のみという形になっています。また同時に団体では0であります。団体というのは営農組合。辰野町が営農センターを行ない、今現在辰野町には各地に営農組合15できたところがあります。質問の中にありましたがどのぐらいの規模で幾つぐらいがいいかということでもあります、ほんとはこれ地域によって

ですね、これ農作物ですから水温も違うでしょうし、習慣も違うでしょうし、地温も違う、日照時間も違うということでありますから、できるだけ同じ地区ぐらいいの協同、あるいはまた営農組合、もって法人化していただくと私の公約にも合っまいますので非常にありがたいことではありますが、政府がこういうふうに切っきますと、どうも町も一本化するか、あるいは二三分化するか。これ要件に合わないと駄目ということでありますから 20ha ですからね、20 町歩えらいことです。まあ理由は昨日言ったとおりですからダブリませんけれども、とにかくそうしないと補助金の対象から外れてしまうということでありますから大変な問題であると思います。まあそんな中で一応農協さんとも話をしながら、また農業改良普及センターの県の指導も仰ぎながら、ということの中で現地説明会、あるいはまた出前講座なども鋭意努力してやっていくつもりでもありますが、なんとしても作っていただく生産者の皆さん方がご理解いただいて協調できる足踏みをとらないと、ここではどうしても今の単価だけでは、やはり日本の農業の場合には非常に人工がかかる。人口がかかる。広大なところでもって一気に大きな機械でやってしまうというわけにいかないということが特徴であり、特にこのへんは中山間ですから余計そういうことになってまいりますので、非常にやりにくいところであります。そのへんも相談しながら進めていかなきゃならないとこんなふうにも考えているところでもあります。ま、こういったことの中で町としてはいずれにしましても、このご指摘のとおり町一本化という形にその生産者の皆さんがなれば、それはそれで結構かと思ひますし異存はないところであります。しかしさきほどのような特徴が各地にあるということと、経費の一本化ということで非常に難しさが出るんではないかなあというふうには考えられまして、軽々にはいかなかなあというふうなことであります。したがってよく話をしながら頑張っていかなければならないというところでもあります。いずれ遊休荒廃地が出る方向ですねこれは、どうしても出ちゃいます。小規模、中山間部などではこれに該当しないところはそうやっていっちゃいますよね。これを防がないと国策でとにかくお金を切るための改革策のように一見取れますのでそれだけでは困ったものだなあというふうに思っておりますし、また農協さん市町村を通じて国の方へもこの問題に対して、進めては参りますがそれに対する問題点も提起していかなければならないと、こんなふうにも考えているところでもあります。さきほど申した農地水環境保全の向上対策、しかもこんな難しい名前を付けておいて仮称だと言ってますからまだ決まらないようであります。しかしまあ言わんとする意味は一応理解は理解といひますか解釈はできます。これは地域で全戸加入しなさいというふうなことが条件になっておりまして、もちろん非農家も含めてであります。老人世帯でも皆そうやってしまいます。そういう人たちが加盟して自分たちの労力も出し、お金も出し合ってそこの農水路、あるいはあぜ道、草刈いりあるろうかと思ひます。これ一緒にやってください。そうすれば若干の補助金出しますとこういうことでありますので、これに対しましても今農協さんを中心に説明会行われておりますし、町も出て行って一緒にやっているわけではありますが、ご理解いただけるかどうか進めてみる状態のところにあるところでもあります。またご理解いただい

てご協力をお願い申し上げ陳情は陳情、やることはやること、しっかり分離して進めていきたいとこんなふうにも思っているところでもあります。

次に地域防犯についてということで、町内のタクシー会社の全車に子ども 110 番の車などのステッカーを交付したらどうかということで今見本を見せていただきました。これ塗ってしまったりベタッと貼って後はぐのくに大変だということだとちょっと抵抗があちらこちらにあるのではないかと思います、ま、必要に応じてといいますか、できるだけ長くこういった問題がなくなるまで、という形のなかになりますと磁石式ということで非常にいい提案だったかと思ひますし、これはぜひタクシー会社も載っていただければ、できるだけ頻繁に動くことを専門にしているような車が効果的であると、こんなふうにも思うわけでもあります。すでに辰野町でもあの県よりのステッカーもきて各学校へ配布してありますし、この町の独自のものも 60 枚ほど各学校へすでにステッカーを出させていただいております。今後公用車あるいはまた陸送会社、すでに生コン会社も生コン会社協同組合というようなことで、約 1,000 台ぐらいそういった会社は合わせますと、長野県中ですね、車を要しているようでもありますから、それにすでに自主的に貼っていただいているようでもあります。まできれば統一ステッカーがいいかなあとも思ったり、子供が見たっているんなことが書いたり、それぞれみんな違ったり丸があったり三角があったりしていると、子どももピンとこないとも思ひますのでその点では統一がいいかなあとも思ひますが、しかしこれ子どもが見るんじゃなくて大人のほう、あるいはまた、そういうことをしてはいけないよと、皆が見ているんだよという雰囲気作りが、このこういった事件に対します抑止効果になるわけでもありますから、そういった面ではいろいろ特長があったりして、いずれにしても子供を守る 110 番ということがパット分ればありがたいなと思ひます。郵便局単車なんかどうしたらいいのかわかりませんが、スペースの問題です。郵便局やそういった出歩くところを、機会の多いところにもさらにお願ひをしていきたいと、こんなふうにも考えているところでもあります。えー見た人がすぐにそこで阻止もしてくれるでしょうし、あるいはすぐに無線を使って 110 番通報もしてくれるでしょうし、今ご指摘のようにタクシー会社ほんともう無線がなければやっていけないような時代ですから、無線が相当辰野町相当のところまで届くような範囲に今諏訪あたりからの無線を取ったりしてやっているようでもありますし、有効であると私どもも考えております。ご指摘でありますので早速町のほうからお話を申し上げ、また町議さん方もぜひ一つそういった会社があればなおまたタクシー会社へもお願ひをしていただひいて、そして住民の声として、また行政の声として各社へもお願ひを申し上げていくようにご協力をいただきたいと思ひます。なお民生委員さんなども前にも申し上げましたワンワンパトロールということで、犬にもこのネッカチーフといいますか、首に黄色いの付けて腕章巻いてできるだけ買い物行くようないつでもいいですけど、あるいは犬を散歩させるなら、子どもたちの通学時間帯にまピッタリでなくていいですけどそのへんに合わせて外に出て欲しいというふうなことなどを申し上げたこともあります。また、子どもの安全を守る家の普及ですね、そういったことも同時に合わせて進んで

いかなければならないということでありまして、まあほんとに昔では考えられなかったような事件が頻繁に起こっています。まあ報道も隔々まで行きますので、それを見てまねをするということもあるでしょうし、あるいはまた、どうしてそんなふうになるのか教育の問題にもあるでしょうし、しかし総じて要求すればなんとかなる、自分が努力しなくてもなんとかなる。こういうふうなことがバブル経済の破壊されておりまして、こういう中で日本に横行してしまった。同時にまた我慢ができないというふうなこと、忍耐、そんなようなこともやはり教育の方も必要じゃないのかな。まあご質問にありませんのでいらんことでもありますけれども、そういった根本的なことも考えていかないと、もう一つはいろんな犯罪を起こしやすいような誘因を作るような、昨日も質問にありましたけれども、いろいろ販売図書なども多少の影響、多少といたしますか一つの、10の内ぐらいの一つぐらいの影響はあるだろうと思いますが、まあ根本は考え方、日本の今のこれからの子どもが大人になっていく姿の中のどんなような考え方で進んでいくのかということ、時代が良くなった反面そういった分がマイナス要因として残ってきているなど、大きなリスクを背負った現在の子育てであり、また青少年の育成であり、そしてまた世の中になりつつあると、こんなふうにも見るところであります。共に今後の大事なことでありますので考えていきたいと思っております。

経費節減についてということで、これあの平成16年の4月から初めさせていただいた口座振替の件だと思っております。これに対しましては会計課長の方からしっかりお答えをしたいと思います。と申しますということもありませんけれども、来年度4月1日からは辰野町の身軽な行政ということで会計課長がなくなりますので、その職責としましても最終の答弁になります。なおご本人も現役としての答弁では最終でありますのでしっかりやっていただきたいと、こんなふうに思っております。

農林課長

今後のスケジュールということでありますが、この大綱につきましては平成19年から適用になってまいります。で平成18年の秋蒔きの麦につきましては、生産が19年になりますので該当してくると、そういうことになります。で1月の30日から2月3日にかけて第1回目の説明会を15会場で行いました。でこの3月13日から16日にかけて25会場におきまして、もっと細分化しまして25会場で説明会を行います。でさきほど町長の答弁にありましたが出前講座等にも対応し、また有線放送でもピーアールしております。また諸会議、営農センターの幹事会、あるいは役員会、総会、また辰野町地域の水田農業推進協議会あるいは農政審議会等でもピーアールや説明会をおこなっております。以上であります。よろしくお願いたします。

会計課長

経費節減についてであります。えー平成16年の3月から各金融機関と公金事務取り扱い手数料に関する協定を結びまして、さきほど町長が言いましたように平成16年4月より実施をしているところであります。17年度の件数がまだまっておりますので16年度のベースで申し上げますと、手数料については、口座振替

手数料が1件10円、それから窓口収納が1件30円となっております。口座振替それから窓口納付の取り扱い件数は一般会計特別会計合わせて32万5,100件であります。その内口座振替の件数が27万7,800件でありまして、口座振替率は85.4%となっております。手数料の合計金額では680万1,000円でございます。口座振替の推進をまあ一層進めて経費の節減を図っていききたいということではありますが、さきほど質問にありますように努力目標としては口座振替率を90%まで上げていききたいというふうに考えておりますので、目標に向かって一層努力をしまいたいというふうに思います。

#### 5番（矢ヶ崎）

さきほどのステッカーの件でございますけれども、これあのなんちゅうんですか、磁石になっておりますので、取り外しはすぐ取ったり外したりは可能でございます。それとあの私が付けてみて雨が降っても風が吹いても取れるようなことはございませんし、必要においては取り外しは可能でございます。

それと、農業についてでありますけれども、集落営農組織作りの過程で最も心配される問題は後継者不足であろうと思うが、この点を踏まえ時代の担い手を育てる教育の場を設けることを提言していききたいということと、例えば農家での栽培研修を重ねあるいは新規就農者への目を向けるとか、また法人化を視野に入れた経営の高度化を支援する等、それともう一点農家の高齢化の進んでいる地区では集落の農地を誰か一人に任せるのは大変リスクが多いわけではありますが、えー個別経営を育てる一方でやはり集落全体の共同経営を進めていかなければならないし、これが最も大切で必要なことであろうと思うんですが、この点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

#### 町長

あすみません、あっちこっちなりました。経営の高度化ということですので、まさにあの狭隘な農地を小さな機械で、まあその中国だとか、アメリカ大陸に比べた場合にです、やっていくというのは非常に経費がかかって無理があるわけありますので、勢いその効率を上げるように高度化ということですね、技術上でカバーしていくのが日本の生き方の一つであるかと思いますが、これだけでは全部とても賄いきれませんが、やらないよりいいわけありますので、専門知識ほか町も協力して農協さんにも、今農協さんと一緒になってやって、町の一部出費もしている事業もあるわけありますので、そういう中でさらに高度化進めていきたいと思いますし、またあの

高齢者一人に任せた時のリスクというもの、確かにこれありますので次の担い手、それこそ担い手作りですけれども、すでに協働、まさに協働ですね、おっしゃるとおりであります。協働の農業を進めるようにこれが営農組合、町が営農センター持っておりますので、それからまたいろんな発想を投げかけたり、またご意見いただいたり、そして練る中でできるだけこの例えば地域が変わってもそこへ応援に行くということも、まったく同じ営農組合にしくなくてもできないこともないとも考えております。そういった意味でおっしゃるとおりのこともまた進めて参りたいと思います。



なお農林課長が答弁あるようでありますので続いてお答え申し上げます。

農林課長

さきほど町長の答弁にありましたように、認定農業者につきましては28人中2人、ほれから営農組合につきましては15組合中0というえー規定の面積に達していない状況でありますので、議員さんのご指摘どおり今回の大綱につきましてもご理解いただく中で、集落営農に取り組んで進んでいっていただきたいとそんなふうに思います。そのためにも後継者の育成につきましては、町の方でもできることは協力して一緒に進んでいきたいとそういうふうに思っております。以上です。

5番（矢ヶ崎）

ちょっと一点町長に確認でございますけれども、ちょっと私聞き取れなかったんですが、さきほどのステッカー交付の件ですね、ご説明申し上げた、これは大変前向きな答弁をいただいたということで理解しておりますけれどもそれでよろしいわけでしょうか。

町長

ご指摘でありますので早速取り組ませていただきます。お願いします。

議長

進行いたします。質問順位 11 番 議席 15 番 北條常信議員。

### 【質問順位 11 番 議席 15 番 北條常信議員】

15 番（北條）

笑顔まで出まして本日もまた穏やかな船出、大変すばらしいことと思います。えーお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。辰野町の義務教育、小中学校、今年度も特に各方面にわたりまして、素晴らしい成果を上げその中核となる児童生徒が自信に満ちて卒業の日を迎えるわけですばらしいことだと思っております。

学校全体が一丸となって、一つの目標に向かい皆で力いっぱい頑張るそういう体制の中には非行も不登校もいじめもないわけでございます。卒業される子どもたちの更なる発展を心から願っております。また、県下各方面からおいいただきこの町の子どもたちのために、誠心誠意尽力され転退職される先生方には心から感謝を申し上げ町民皆でお送りしたい、そういう思いでございます。教育界も多事多難でございます。矢継ぎ早の改革のなか、学校も先生方も大変な時であります、温かい町民の支えと先生方のやる気で教育が成り立っていると思うわけでございます。えー町当局も大変厳しい財政事情のなか、18年度予算書、教育関係の予算を見ますとご苦労なさっているそういう姿が良く分ります。教育というのは人を作ることでございます。人を作るといことは町を作るといことでございます。まちづくりでございます。えーさて教育を語るときに一般的によく言われることでございますが、知育、徳育、体育というようなそんな言葉がございます。ご存知のように昨今これに食育が加わったと、こんなことがいわれております。申すまでもなく国民が生涯に

わたくし健全な心身で豊かな人間性を育む、そのためにこの食育を取り上げることが国として緊急課題となってきたと、こういうわけでございます。そのための食育基本法が出されました。子どもたちの健全な心豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるには食が大事だと、さまざまな経験をとおして食に関する知識を身につけ食の安全確保の面から地域の多様性と豊かな食文化を守り育てることを謳っております。これは前回一般質問で同僚議員が発言したとおりでございます。また、学校に対しても体験学習が食に関して理解推進に重要であり、魅力ある食育の推進のため指針作成の支援、あるいはまた、食育のための教員配置についても触れております。

質問です。県や厚生労働省のいう特定原材料いわゆる小麦、ソバ、玉子その他 19 品目がアレルギーの元と指定されております。これは生活の欧米化、大気汚染などが絡み子どもたちを苦しめております。そこで、食育教育推進のお考え、またこれをとおしてより充実した安心、安全な学校給食を行うことについてのお考えをお教えいただきたい。2 番目に食料農業基本計画ですか、食料の自給率の目標設定に加えて、さきほどもお話ございました担い手育成の問題に触れております。学校の総合学習などにも子どもたちが農業に高い関心を示しているということも報告されております。そのことに関係して自分たちで作ったものを自校の給食にということは、これは素晴らしいことでございます。しかしそれができなくともせめて地元で栽培したものをいただく、つまり地産地消の支援と、学校給食についてそのことについてぜひお考えいただきたいと思うわけでございます。地元の農産物を給食で一体どのくらい利用できるか、こけが長期的計画先に利用できれば大変素晴らしいことだと、こんなことを思うわけでございます。三番目の問題ですが、栄養教員、栄養教諭といいますが、この配置についてでございます。4 月 1 日からどうのこうのと言われていますが、これ偏食だとかあるいはアレルギー対応など食のカウンセラーとして大事なものでないかと思うわけでございます。栄養教諭の配置についてお考えをお聞かせください。次に大きな二番目の質問でございます。町の将来像ビジョンを掲げてその実現のための施策の大綱を示すまちづくりの指針が第四次総合計画としてできております。計画にあることが順次行われて素晴らしい町になると思うわけでございます。そのために行政、町民の共にいき合う温かい心の支えあい、通じ合いによってそれらが成し遂げられると思うわけです。私はこの町が温かく住みやすい町だと思っております。町民憲章にも「思いやり深く」を謳っております。一口で言えば人権でございます。温かい思いやりの心これは世界人権宣言の文面でございます。多くの町村はこれを基に人権条例などを作りまして、その理解、浸透に努めております。わが町も平成 13 年人権擁護条例、これは作ってはあります。条例ですので誰もが見るといこともなく、まして人権宣言の町の記録はございません。ある町は人権擁護の町宣言として、人権の意味に触れ、私たちは相手を尊び互いに思いやり、明るく住み良い町を目指し頑張ります。全ての人々が心豊かに安心して暮らせる町を築くことを誓い、人権擁護の町とすることを宣言します。また、人権尊重の町宣言をして、広告塔に大きく「人権宣言の町」と書いてある町も

多くございます。学校だって学校人権宣言をしていじめをしません、善悪の判断をきちっとします。思いやりと愛情をもちます。困っている人を助けます。そんなような内容にしているところもあるようであります。そこでわが町も人権宣言条例、これを作り人権宣言の町のシンボルタワーを作り素晴らしいまちづくりのための人権啓発をしたらどうかと、温かい心の人を育てることが町の発展の基礎基本です。

次に、この二番目ですが、関係しまして幼児児童虐待防止地域ネットワークというのがございます。これについてご説明をちょっとしていただきたい。もう一つ 4月1日からの高齢者虐待防止法、こんなようなのがいったいどんなように対応していくかというようなこと、これもちょっとお聞きしたいと思います。虐待もない虐めもない、お互いを思いやる温かい心で町づくりをしたいと、そういうことを思うわけでございます。質問以上です。

町長

それでは引き続き、質問順位 11 番の北條常信議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。ご指摘のとおり学校教育の中で知育、徳育、体育、それにプラスして今度の食育ということはまさに同感でありますし、そのようにまたもっと積極的にも進めていく必要があるとこんなふうにも思っております。後で教育長の方からの見解も述べさせていただきますが、いずれにしましても安全、安心の食物、食べ物ということが非常に叫ばれてきています。反面まあ日本中どこへ行っても金太郎飴というような状態中で業者の方策もあるでしょうし、とにかく長距離へ同じようなものを運ぶ、勢い長期間持たせなければならない、同時にまた食文化も欧米文化などもだいぶ導入されてきている。そして味覚などもだんだんそのように日本も変わりつつある。反面日本人のまだ DNA はそこまで対応できるようなふうになってきていないというかたちのなかで、スピードアップのなかでの大変にいろいろな問題が起こってきているわけでありまして。まず薬品の問題、防腐剤の問題なども相変わらずとりざたされておりますし。また消化機能がそこまで対応できていないのにそういった食べ物、便利だからと、正にコンビニとは便利という意味ですから、コンビニが悪いわけじゃありません。しかしそういった便利性だけが追求されていくとどこか置いてきぼりになるところがあるだろうというふうなことであります。あのアレルギーになってくるのはだいたいアレルギーという言葉は、ギリシャ語でアレルギーということなんですかね、ラテン語ですね、ラテン語で分らないという意味だそうでした、非常に医学界でも難しいんだそうですが、いずれにしましてもアレルギーはアレルゲンによって起こる。そのアレルゲンが人によって違うし、だいぶあのそういったことに反応する子どもも増えてきている、大人もふえてきている。また同時に一人の人がそのアレルゲンの数がだんだん増えていくという状況下にありますから、どうも消化酵素、消化できない。自分で反応してしまう、抗原抗体反応が盛んに行われすぎちゃうということですかね。いうことで大変問題化と思っております。こういったなかで、このそれも含めてのやっぱり食育の教育、ま専門家も入れてということではありますが、現在西小と中学校に一人ずつ県の職員が栄養職員として来ているわけではありますが、今後もそういった方々を増やすか、あるい

はまた他の学校の方までやはりあの栄養管理士のほうもいりますので、そういった人たちと連携してもう少しあのしっかりとした教育もしていかなければならないと思いますが、しかし今ご指摘のあったあの麦とかソバとかですね、牛乳とかそういうふうになってしまいますと、そうでないそれ全部カットしてしまうというわけになかなかいけませんので、そういう特定のお子さんに対してはそれをカットすることはできますが全体から排除してしまうと、あの食べ物がなくなっちゃうという部分が出てきますので、その辺しっかり教育するなかで、またもう一つそれを乗り切る方法なども、医学会の方としてまったく分らないわけじゃありませんので、一時的にこうステロイドで押さえるとかそういうことはできてますが、そうでない根本治療の方だって少しずつは進んできているはずですから、そういったことを導入して共にまた安全な学校給食の研究に入っていかなければならないと私もそういうふうと考えております。えーあの地産地消ということでありますが、まさにそうで、やはり人間はその全部じゃありませんけれど、その地に育ってその地にあるところの物を食べている。動物界はそうになっておりますが、動物界だってこの辺に住んでいる猿が九州の物たくさん食べていると病気になるかもしれません。というようなこともありますので、できるだけ地産地消、目で見て安心できる、そしてその地域にあったもの、その地域からあの合うような栄養を人間も食することがいいのではないかなというふうなこともありますので、ぜひ一つ一緒に地産地消をどんどん進めてまいりたいというふうにも思っております。教育長の方からまたお答え申し上げます。

まちづくりと人権についてということであります。これはあの世界では昭和 23 年に世界人権宣言が交付されました。我が辰野町は平成 10 年に当時同和の問題、差別の問題、いろんなことが、いろんな差別もあります。人種差別から始まって、高齢者差別、児童差別、同和の問題、いろんなことがあります。そういったもの全部包含して人権擁護という形で人権擁護条例を作らせていただきました。それののって今現在いろんな各政策なども進められているところでありますが、なおこれにかてて加えまして平成 12 年からは児童虐待防止地域のネットワーク化をいたしました。そしてまたそういった町の要保護児童対策地域協議会というものも設置させていただいて、代表者会もついこの間 17 年の末 12 月に代表者会をおこなって、それぞれチェック機能、そしてまた対応策なども検討されたところであります。これにかてて加えてご指摘の高齢者の虐待防止法というものがこの 4 月 1 日から施行されるわけであります。これに対しましては、まず地域包括センターがこれ同時にスタートいたしますので、そういうなかでも取上げていきたいと思っておりますし、まずは保健師、ケアマネージャー、ホームヘルパーなどが訪問した時などの状況を見て、あるいはまたお医者さんの方もかかっている方があれば見させていただいて、子どもと同じようなチェックをし、そしてまた連携をしよう。もちろんこういったことに対しましては守秘義務がありますからそのへんをしっかりと踏まえたうえでこの対応にあたっていきたいということであります。ゆうことであります。国の方もそんなような考えもありまして障害児と一緒にやってこの高齢者の虐待防止法も進めていけというふうなことであります。えー人権宣言条例をさらに作り、またシンボ

ル塔ということではありますが、それはあのやった方がやらんよりはずっといいと思いますが、もうすこしあの施行するのが4月からでありますし、まずはまた住民の皆さん方の意識改革、また意識を高揚させること、これが大事でありますので少し様子を見させていただいて必要な状態において、また検討させていただきたいと思えます。まずは住民の皆さんに対する啓発、それから虐待というものは、特にまた高齢者虐待まあ児童もそうではありますが、これは皆がしてはいけないということになっている。わかっていることです。しかも一回ここで皆でもって再確認をする。世間通念上それは悪いことだということをお互いに広めていく。そういうことなかで抑止効果が出ればという部分もあります。今のように自由だ自由だ何やっても自由だと、何ゆっても自由、何やっても自由、これ自由のはき違いのなかでちょっとそういったことが出てくる可能性もありますので、やってもいけないこともあるんだよ、法律じゃなくても、もちろん法律もいけませんけれども、社会通念上習慣法の中でもいけませんよというようなことをもう一度住民の皆さん方がさらに今いったように確認しあうことも大きな抑止効果になる。ついにこうなんかいらした時にいろんな虐待出てしまう時の第一歩の阻止がないと進むと言われていきますので、第一歩拡大する前に押さえていく、ご指摘のとおり進めさせていただきたいと思えます。あと関係課長、教育長の方からお答えいたします。

#### 教育長

えーはいじゃ北條議員の一つ目の質問についてお答えいたします。この質問については皆さんもご存知のように12月議会で遠藤議員、下田議員から同じ内容の質問も出てましたので、それとダブらない部分についてお答えしたいと思います。えーさきほど北條議員のおっしゃったように、食育基本法ができる前から食育の本当に深刻な問題がもう子どもたちに非常に影響しており、まあ食環境がものすごく変わってきている中で、子どもたちの食の問題が子どもたちの生活だけじゃなくて、えー人格形成までにあの影響及ぼしている、えーこれはこの前も言いましたが、問題行動起こしている子ども、不登校の子ども分析しますとかなり食生活が影響しているというようなことが言われております。そんなことで、あの食教育の推進とそれから給食の安全配慮、地産地消の支援事業についてある小学校の例を基に述べさせていただきます。えーまず食育についてですが、えーま通常あの参観日があるわけですが、この学校では給食参観日というのを設けております。これかなり他の学校もそんなやり方をしております。えーそういうことをしたり給食便りで保護者に従来はほとんど給食の理解が中心でしたが現在は家庭での食指導の啓発にもかなり努力をしています。その他今肥満児が増えておりますので、えー肥満児への個別指導とか学年ごとの目標に応じた食指導やその他たくさんあのおこなっております。次に給食の安全面の配慮ですが、えー今盛んに問題になっている遺伝子組み替え食品、それから狂牛病関連の食品については非常に厳しく選別をしております。それから基本的には全て加熱処理で子どもに給食を提供しているとか、それからさきほど申しました食アレルギーの対応食、これは本当に今あの学校では非常に大変であります。えーこの小学校ではあの現在えー7、8人いるんですが、それぞれいろいろタ

イブが違うのを合わせてですが、まあ一応除去食と言っているんですが、これを作るだけでも従来の普通の業務とは別個のことですのでほんとに現場は大変なようです。これが今後減るのではなくて増えていく可能性があるということで非常に深刻であります。えーまあその他あのいろいろなあの安全配慮をしております。それから地産地消支援事業については、この学校では年3回地域食材の日を設定して郷土料理を提供しているわけですが、まあこれらとおして、子どもたちがあの郷土料理に非常に関心を持ってきた。今非常にあの貧しい食事ということが問題にされていますが、そんな点非常にありがたいかなと思います。であの現在地元食材についてですが、かつてはあのなかなか小口であるとか、それからなかなかそのきれいなまんまでこういただけないというようなこともあって、いろいろと課題があったんですが、最近是非常にその点が精査されてきて、従来より地元で供給可能な食材はかなりあの学校給食に使われるようになっております。それから最後に栄養教諭のことですが、えーこの前もお話しましたように栄養士ではなくて栄養教諭ということになります。つまり栄養教諭になるとその教科または学級担任の先生の代わりに授業ができるということです。これがかなり今までと違って、今の栄養士さんは基本的にはある手順を経ないとクラスに行き行って授業したりすることができないということになっておりますが、そこが大きく違うわけですが、本年度各学校の栄養士の方々は、あの講習を受けまして県費の栄養士今町長がおっしゃった中学と西小の栄養士は完全に資格を取りました。町、町費の栄養士もかなり単位を取りまして、資格を取れる状況に近づいております。でその点で来年度栄養教諭の配置を県に希望したわけですが、県では最初の年度ということもあってわずかしが県内配置できませんでしたので、町では来年度希望がかなえられなかったわけですが、非常に大事なことでありますので現在の栄養士さんに可能な限り、非常に大変であります。食教育を自校で進めていただくようにあの校長会とおして働きかけております。以上であります。

#### 保健福祉課長

それでは私の方から虐待の方の関係若干補足をさせていただきます。まずあの児童虐待の関係でございますが、ご承知のとおり平成12年ですが、この当時非常に虐待に関する事件、事案等が増加をしたということをごまえて、県の方からこの児童虐待防止についての連絡会を組織するようというようにございました。それでさっそく12年の8月に児童虐待に関する連絡会というものを立ち上げて今日にきておるわけでございますけれども、その後平成14年2月には辰野町の児童虐待防止ネットワークということで立ち上げていただきました。それで児童福祉法の一部改正によりましてこれがあの窓口が市町村になるということになったわけでございます。昨年12月8日ですか名前も変わって、辰野町要保護児童対策地域協議会ということで設置をさせていただいたところでございます。なおこの会議につきましては委員が38名ということで児童相談所、福祉事務所、保健所、民生委員の皆さん等々が加わっていただいております。それでこの会議の中で3つの会を作るということで、全体の38名の代表者会議、それから個別のケ

ース検討会議、実務者会議というようなことで組織をされております。次に高齢者虐待防止法の関係でございますが、ご承知のとおり昨年の11月1日に法律が成立いたしましたして、議員ご指摘のとおり4月1日から施行となるわけでございます。それでこれも窓口が市町村になるというようなことで、ただ今町長が答弁を申し上げたとおり、地域包括支援センターこの職員がもし何かあつた場合には、その家庭に立ち入ることができるというようなことになっておりまして、そんなことで地域包括支援センターを核といたしまして今後対応していきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

15番（北條）

えーお願いいたします。答弁いただいたわけでございますが、学校によってはその食育のあり方検討委員会、こんなようなものを設けて研究をしていると、指導研究をしていると、こういうところもあります。PTAなどとも一緒になって効果的に進めることが良いかとこんなことと思いますので、また研究ご検討いただきたいと思います。

その次、えーこのですね食農教育、こういう本がございます。これは現場の先生方がこれを買って求めて実は使っております。これを見て野菜の作り方や水稻の作り方やいろいろ研究をしてそれで子どもたちに教えているというようなそういうことがございます。いわゆる農業の次世代担い手を育てる面からも、子どもの頃からやはり農業に親しむ農業体験を含む学習を組織すると、このことは学校にとって大変意味のあることだと思えます。このような面で関係各課ですね、あるいは農協だとか関係団体などで用地を斡旋しておあげしたり、あるいはまた、栽培技術の指導などを積極的にこうやっていただければありがたい、こういうことを思います。要望でございます。その次、えーと学校給食これ教育長さんからのお話で十分に気を配っておられるということが伺われてありがたいわけでございますが、学校給食というのはその学校の子どもの顔を知っている給食の先生が食を作っております。いわゆる食育の面を一人ひとり考えてやはり作っているんだと、そう思うわけでございます。献立の説明などもあり楽しい給食になるための配慮がございます。まさに安心安全な給食とこうゆうべきであります。アレルギー等への対応などもその子に応じてやはり学校で考えてくださっておる、心のこもった学校給食心の温かさが通じる学校給食、未来を担う子どもたちのために、この学校給食をより育てていただきたいとそういうことを思うわけでございます。もう一つ最後に人権条例のことでございますが、どうも13年ですか、人権擁護条例というのが私ちょっとみさせていただきましたが何か漠然としているんですね、しっかりした人権条例をこれ作りたい、そしてシンボルタワーなども建てることについても、これは研究をしていただけるとこういうことでよろしいでしょうか、よろしく申し上げます。

町長

ご指摘のとおり養護の条例が漠然とされているということでありますので、えーなお今後検討してみたいとこういうことでありますのでよろしく申し上げます。前段の部分は要望ですのでいいですねお答えは、じゃあ失礼します。

15番（北條）

はい、ありがとうございました。

議長

進行いたします。質問順位 12 番議席 2 番 福島主計議員。

## 【質問順位 12 番 議席 2 番 福島主計議員】

2 番（福島）

質問する前に申し上げておきます。昨日から今日に至ってこの時期的な問題の農業改革の質問が多くございましたので、私の質問とダブル面におきましては、えー省略していただいて時間を有効に使っていただきたいと申し上げておきます。それでは質問します。19 年度から経営安定対策の導入について質問いたします。昨年農業分野において大きな改革がおこなわれ、担い手への施策集中を基本とする 19 年度産からの新たな農業改革が決まり、これまでの農家組合員の平等を基本に進めてこられましたが、新たな経営安定対策として大きな決断を必要とされることになりました。この改革は戦後の農政改革として、全農家の底上げという方針を大きく転換するものと受け止めています。しかし、最も重要な課題は支援対策となる担い手と農地の利用集積、遊休、耕作放棄の発生防止に向けて取り組んでいるものと理解しておりますが、経営所得安定対策の大綱は、担い手の要件とした農業認定者の 4ha、集落営農組織では 20ha の経営面積が必要要件ととなっております。小規模農家の大半においては経営面積の対応は厳しい条件であります。19 年度産からスタートするには、本年 8 月までに農地、農作業、組織化、担い手の認定と新たな経営安定対策への加入手続が必要かと思いますが、町の各地域での取り組みはどのくらい進捗しているかお伺いいたします。また、国からの集中的な支援と引き換えに担い手は地域に対する大きな責任を課せられていますが、担い手育成本部構成の今後の指導についてお伺いいたします。

次に、農地基本台帳の電子化について、経営規模要件の認定は農地基本台帳で行いさらに改正基盤強化促進法を推進する上でも、農地一筆毎のデータが不可欠であります。台帳は電子化し電子地図システムの特長を取り入れた対策が必要かと思しますので提案いたします。地図システムの特長は、「現状把握に優れ共通認識の情勢が容易にできる」また、「シミュレーションを含めた時系列の変化を表示できる」最大の特徴は、誰が見ても分るように画像情報という点であります。特に農地の利用集積に向けた集落での合意形成活動でも威力を発揮できると思います。

次に、農業委員会の役割について、農業集積や担い手育成などの役割が不可欠ありますが、昨年の農業委員会法改正では、市町村の裁量の拡大、業務の重点化などスリム化の処置を講じていますが、新たな農業政策については、農業委員会の活動について大きな期待をしているところであります。これらの集落農業の組織化、法人化、耕作放棄の解消に向けた指導等の取り組みは、基本計画に基づく構造改革の成否に直結しており、力強い農業づくりのために必要不可欠の存在であります。



現在農家の皆さんは、将来的農地として維持管理について模索中でありますので、担い手育成本部の連携をさらに密にいただきご指導をお願いし、以上で質問を終ります。

町長

それでは質問順位 12 番の福島主計議員の質問にお答え申し上げたいと思います。さきほど来の農政の問題でありまして、将来の担い手作り大変重要な問題だと思っております。営農組合がなくても地域ごとに町と共に相談に乗ってやっていくという方法もあるんですが、町が特別財源を出せない、出したくても出せない状況にありますので、いろんなあの知恵支援の方はやってまいりますが、そういったことも一つ営農組合だけでなく、こういうふうな国の法律が変われば大きくやっていか、また、小さくやるならどういうふうにしたらいいかというふうなことも考えていかなければならないと、こんなふうにも考えております。国の対策はさきほどいったこととダブリませんが、マクロ的な国際競争間に勝つというための方策は一部いいと思いますが、やっぱりミクロ、今度は地域地域で遊休荒廃地をつくらないということに対しては今回の改正は合っておりません。そういうようなことで大変辰野町の場合は緩傾斜、急傾斜地も多いところでありまして、さきほど言ったように中山間、あるいは山間部、もっと狭隘なところ谷間農業だってあるわけでありまして、それに対する方法は今後またご指示をいただいたり、またご意見をいただいてまた町なりにも考えていかなければならないというふうにも考えております。一方政府の保有米と昔言いましたが、今政府備蓄米というような、同じことではありますがでてきております。あの時は当時 300 万トンぐらい、それから WTO の方でどんどん買えといわれて、政府も困っちゃってだんだん減らしていきたい。250 万トン、その辺で足踏みしていてなかなかそれが減らなかったと、それで考え出したのが米の減反政策、次の言葉は生産調整政策、その次の言葉は、さきほど言ったように作る農業なんていって、同じことなんです、そんなことの変遷があって、現在は一応 100 万トン規模になってきたようでありまして。100 万トン規模だと何かあった時緊急米、それからまた他用途米いろんなことあるわけでありまして、政府もようやく一応のところにきたら、そうしたらもう切り離して減反政策の方はさきほど言ったように生産者と集荷する方の団体と話し合って自分で決めてきなさい。情報は出します。それだけならいいんですが、とも補償ということをしなくなっちゃったんですね、あの今やってますけれどそれは郡とそれからまた、生産者の中でお金出し合ってやっていますが、前は、前と違いますか、ついこの間まで、政府の方もとも補償に対しての補助金が出ていました。これが打ち切りです。というようなことも細分化してみていくと、結果的にガサガサと動かして政府の出すお金が減っているということでありまして。まあそういうなかで非常に厳しいわけですが、さりとて放置しとくわけにもいけません。食の問題でありますし、今後の食糧問題に起因する大事な問題でありますので、ご指摘のとおりまた地域の農業支えるような担い手づくりに対して町も鋭意努力し、相談もし出前講座もし、そしてまた、えーご示唆もそんななかで生かせるようなふうに協議をし、また深めていきたいとこんなふう

も考えているところでもあります。農林課長の方からもお答えを申し上げたいと思います。なおまた、えー農地の基本台帳の電子化、地図システムというこういうタイトルのご質問であります。平成9年に上伊那広域の電算センターの中へ現在はその台帳が組み込まれておりますし、また、この昨年から地図システムも導入したところでもあります。ただあのそれがどのように利用できるかでありますけれども、ここに一番理想であります、どんどん引き出してということになりますと、まずセキュリティーの問題、他の問題も出てきますので、どんなふうにあれですかね止めれるかということもありますし、まあもう一点はそのことよりも今度使用料の問題で各行政体が使えるようなふうには現在では組まれておりますので、お金を出し合っていますから、お金出しあって自由に使いじゃなくて、また利用頻度によってもお金を取られる。お金を取られるといいますか、出し合うように上伊那広域で作ってある情報センターですから、これがまた今度個々上伊那郡中全部やりゃあ同じことなんでしょうが個々でもってやるとそれに対する対応の料金の問題も出てまいりますし、ましてこれも今後の課題ではありますので今後は住民の皆さんが有効に使えるようなセキュリティーをしっかりと備えて、そしてまた、えー利用料金もですねまあ電子を使ってどんどんやるわけですからそんなに使って事実上の経費がかかるわけありませんので、そんなふうになった時に合わせて広域の問題として提案もしていきたいと思っています。今どこかやるとそこだけ利用度があがるんで、利用料金が上がる、こういうふうになっちゃいますので、そのへんのシステム考えながらご指摘のことも考えていきたいとこんなふうに思います。農業委員会の指導活動に対しては、私どもも同様に期待をいたしているところでもあります。それぞれ一生懸命取り組んで、また国の政策のしょっちゅう変わることにもめげず取り組んで理解をして、それをどうやって生かしていくかというふうなことも一生懸命考えていただいているようであります。いずれにいたしましても大事な食文化を育てなければならないことでもありますので、町も町なりの支援を一生懸命考えているところでもあります。農林課長の方からお答えを申し上げます。

農林課長

一番目のご質問であります、その地域によりまして、地区によりまして状況も異なると思います。また、えー抱える問題も異なってくると思います。そういうものに対しまして、町の方でも地域の皆さんと一緒に解決できるよう協力して進んでいきたいと、そういうふうに思っております。それから2番目の農地基本台帳、それから地図システム化、この問題であります、えー町長の答弁のとおりでありますけれども、個人情報法、そういう面もありますのでそれらも合わせて今後も検討していきたい、そういうふうを考えております。以上であります。

2番(福島)

この農業改革については、ま非常に各地域でいまいどうしたらいいかということで悩んでいる現状であります。したがってこの政府の取り組みについては非常に理解できない面がございますし、この今まで担い手関係で補助出してきたのがですね、今回非常に厳しい対応の中で出しているということは、非常に金銭的なことも

詰めた中での厳しい対応じゃないかと思えますし、また内容見ますと5年後には法人化を進めるというような内容が示されておられるわけですが、こうなりますとなお一層法人課税とかいろいろな面で税金の問題も吸い上げにいたるというような、非常に厳しいこうした対応でございまして、理解が非常に苦しむわけですがいずれにしましても現在の農家の皆さん方はですね、代々自分で食べる米は自分で作ろうということで対応してきているわけですが、今回こうした面積を集めて一括しますとですね、全部だして自分の食べる米は保有米というようなことで変わっていくと、こういうような結果になろうと思うわけですが、そういう点も非常に複雑なわけですが、ここらへんのところも地域の説明等によく理解できるような方法で取り組んでいただきたいと思っています。また特に営農組合の関係でこの組織のなかで進めていく上にはですね、非常に面積が責められておまして、現実町の状況見ますと、まあ大まかな4つの対応というようなことで示されておたわけですが、その中でもですね、これから即そうした対応がすぐできるかということ、このへん所も一つ検討の非常に難しい面があるかと思えます。えーこのへんの所もなお一層指導していきたいと思っております。いずれにしましても日が迫っている対応でございしますので、えー特に農林課長さんにはですね、非常に大変かと思えますが、いいご指導をですね、課長さんの手腕をしっかりとご指導いただいてがんばっていただきたいと、こう申し上げまして質問終了です。ありがとうございました。

議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時35分といたします。

休憩 11時20分  
11時35分

議長

休憩前に引き続き再開いたします。質問順位13番議席1番 根橋俊夫議員

### 【質問順位13番 議席1番 根橋俊夫議員】

1番(根橋)

最後になりましたが、私は3点について質問をしたいと思います。最初に誰でも安心して医者にかかれる国民健康保険制度にするための対策についてであります。辰野町国民健康保険は加入者が約9,000人、加入世帯が約4,600世帯と、健康を守る制度として非常に大きな役割を果たしております。近年退職者の増加により加入者が年々増加をしております。現在現役で働いている方々もいずれは国保に全員加入してくるわけで、その意味では国保制度をどのように運営していったらよいか、正に町民的関心ごとであります。私は12月議会で低所得者の皆さんの生活に対して、辰野町が果さなければならない役割について質問をいたしましたが、その後年が明

け、国会での論戦や新聞テレビ等で所得格差の問題が大きく取上げられてきています。今朝の朝日新聞でも保険、年金、こぼれる弱者と特集をしております。町が先に実施したアンケートの中にも働いている時は高額な税金を払ってきたのに、停年退職後これから本当に生活していけるのだろうかという不安の気持ちがかかれています。年金の段階的な削減と相次ぐ医療制度の改悪で、病人を抱えている家族にとっては一体この先どうなるだろうかという大きな不安にさいなまれる毎日かと思えます。小泉政権が誕生した当初は、構造改革が進めば経済は回復をする、多少の痛みはセイフティーネットがあるから大丈夫と盛んに宣伝をいたしました。景気は確かにトヨタ自動車1社で1兆円というふうに大企業は史上空前の利益を上げていますが、地方の中小企業は一向に回復せず、自営業者に至っては廃業の連続であります。医療制度や年金制度は当時の制度すら維持できず、いまやぼろぼろの大穴で正に底からこぼれてしまう町民が多くなっているのが現実ではないでしょうか。こうした状況下において、この数年の町の国民健康保険制度の運営はどうであったでしょうか、私は上伊那地域の中でも評価される内容であったと思います。具体的にみれば一人あたりの平均保険料は下から5番目であり、加入者全員に頭数で課される均等割りの税額は1万4,000円と最低でありました。そして若干問題点でもありましたけれども、基金は最高時は3億6千万もありました。それが今回一気に20%もの保険税の引き上げという改悪案になったわけであります。なぜこうになってしまうのか、この最大の原因は医療費の増大の一方で、国の負担率が大幅に減少してきている、約10年前40%ぐらいあったものが最近のものみると、国庫補助率20%台であります。小泉政権が進める構造改革、三位一体改革による小さな政府論からの補助金や交付金の大幅な削減にあることは明らかであります。その点に関しては町長の言われるとおりであり、国に対する怒りを共有するものであります。問題はこうした国の地方自治体や国民への攻撃に対しどのように戦っていくのか、どのように町民の生活を守っていくのかであります。確かに国保運営が大変になった責任は町にはないでしょう、しかしながら町民の生活の安定と福祉の向上、これに取り組む責務というのがまちにある以上、文句があるなら国に言ってくれということだけではなく、町としてできることを歯を食い縛っても頑張っていくという責任が町長にはあるものと考えております。ところで高遠町は一人あたりの年間医療費は40万を越えて、上伊那の中では長谷村に続いて2番目に高くなっておりますが、国保税は上伊那1安く、辰野町の6割ぐらいであります。なぜこんなことができるのか、いろいろ調べてみますと、やはり一番違うのは一般会計からの繰り入れ額が大きく違うということであります。つまりここに対して、国保に対する町の考え方の違いがでてきているのではないかと思います。今回の町の提案は、均等割りを一律一人5,000円引き上げて1万9,000円に、世帯割も一律2,000円引き上げて1万9,000円に、所得割を1%引き上げるものであります。均等割りの引き上げは低所得者ほど酷になるになる課税方式であります。せっかく今までそうならないように配慮してきたのに、一気に軽視的平等主義に陥ってしまったことは弱者に冷たい改悪としかいいようがありません。こんなに一気に上がってしまえば大変だ、国保税が払えなくなるとい

う町民の声は大げさではないと思います。これだけの大きな改革をわずか 2 回の審議会の議論で終わってしまったこと、これも問題かと思えます。こうしたことから、今議会には安易に国保税を上げないでほしいという陳情書も提出されております。具体的にお伺いします。まず低所得者の皆さんの生活実態について、町長はどのように感じられているのか。また、国の政策に対してどのように対峙していくおつもりなのかお伺いをいたします。また今回の町の原案を強行すれば滞納が益々増加する一方で、受診抑制が進み、その結果病気になれば手遅れで高額医療費の増額となって跳ね返ってくるという悪循環に陥ってしまうと考えられますが、そうした心配はないのかお伺いをいたします。また、18 年度の国民健康保険特別会計の予算案をよく検討してみますと、現状のままでは確かに歳入不足は約 9,000 円となり、基金の残額 5,000 万円を投入すると不足額は約 4,000 万円ぐらいと推定されます。今回の引き上げ案では、均等割りだけで増える金額が約 4,000 万円を越えると思われれます。ここに今回の最大の問題点があると考えます。そうしたことから原案は一旦撤回をして一般会計からの繰入金を増やしてできる限り保険料を下げるとか、負担方法を見直す、あるいは辰野町は高額医療費も高いほうですのでそうした医療費の減らす対策などを幅広く町民的な議論を経て、国保のあり方について検討していくということが必要かと思えますが、その辺についてどのように考えるかお伺いをいたします。

次に、国保税の滞納者に対する対応であります。このことについては過去にも質問をいたしました。現在資格証明書の方、短期保険証の方はどのくらいおられるのか、また資格証明書も短期保険証も発行されていない、いってみれば無保険証の方はおられるのだろうかどうか、おられるとすれば何人おられるのかお答えをいただきたい。採算議論になっているとおり滞納者への対応は大変な事務であります。しかし本当に大変なのはその本人であります。役場への相談はなかなかできずに一人で悩んでいるのが実体かと思えます。そうした方々が気楽に役場に相談にきていただいて滞納をどうやってなくしていくのか、親身になって相談をしていくために事務室とは区切られた相談場所を確保して専任の相談員を指定をして相談に乗って欲しいと思えますが、そうした相談室を作っていく考えはないかお伺いいたします。国保に関する最後に 16 年の 12 月議会でも質問いたしました、国民健康保険法第 44 条の一部負担金徴収猶予及び減免制度について郡段階で研究、検討するとのことでしたが、その後どうなったのかをお伺いいたします。また、委任払いによる高額医療の自己負担分の支払いについて、これは非常に望められている制度であります。このことをご存知ない加入者がおられると思えます。この制度についても周知徹底を図っていくことが大切だと思えますが、このことについて必要な対策についてお伺いいたします。

次に、町民から信頼される病院作りについてお伺いします。私は過去何回もこのことに関し質問をし、院長にもこの議場においていただいて切実な声を直接聴いていただきました。その都度適切な対策を取るとの力強い回答がありました。その後いくつかの取り組みがあったかと思えます。しかしながら大変残念なことではあります。辰野病院を利用された患者さんの生の声や町のアンケート調査を見ますと、依

然として評判がかんばしくありません。もちろん医師や看護師はよくやっているという意見もありますけれども、多くは看護師の態度は親切心がなくて冷たい。いばっているなどなど、以前からいわれている感想が同じように述べられています。こうしたことから病院の新築も結構であるが、その前にやることがあるのではないかと、もっと中身の充実を考えるべきではないかとの意見も寄せられております。この間の経過をみればこの課題はなかなか難しい課題だと思います。しかしながらこれから新しい病院を作って病院間の競争のなかで経営を安定的にしていくには辰野病院に診てもらって良かった。そういう評判を得ていくことが建物を新しくする以上に大事なことであることは、自明のことです。よって以前にもまして接遇の改善や医療ミスの防止などこうした病院の内部における取り組みが必要だと思われませんが、このことについて町長はどのように認識をされ具体的にはどのような取り組みをされていくつもりなのかお答えをいただきたいと思います。

最後に病院の建設場所と今後の取り組みであります。建設場所については昨日も議論がありました。簡潔に申し上げたいと思います。ワークショップでの検討結果を読むと、全面的な比較検討がなされて、大変立派な報告だと感じました。大方の参加者の皆さんの結論のとおり私も組合飼料工場跡地が最もふさわしい場所だと考えます。またこのことは中部や北部あるいは川島等々住民の切実の願いでもあります。昨日の答弁ではゆえないということでしたが、方向性については町長として明言すべきと考えますがいかがでしょうか。次に今後の進め方です。病院運営の在りりかた、資金計画など、なお町民的にワークショップで継続して議論を積み上げていくことが大事な点が残されていると思います。同時に設計準備など専門家による検討が必要な作業も増えてくるとは思われますが、さらにワークショップでの検討が有意義だと思いますが継続していく考えはないかどうか、また、資金計画については公表されているものを見ますと起債の計画が主になっているわけですが、町民から直接借り入れる縁故債や寄付金を募る考えはないでしょうか、先日辰野病院に入院されたことのある方と話をしておりましたら、その方は病院には大変お世話になったと、町は金がないというなかで病院の新築をやるようだ、最近お寺さんへ 20 万を越える寄付をしたと。お寺さんへの寄付も大事であるが、病院への寄付もしてもいいと思っているとの大変ありがたいお話でした。額の多少にかかわらずこうした町民の皆さんの善意を積極的に受け入れていくことも町民みんなの病院を作っていくという意味においては大変重要で意義あることだと思いますが、こうした点について取り組んでいく考えはないかお伺いして質問を終わります。

町長

最終ですが 13 番質問順位の根橋俊夫議員の質問にお答えいたします。最初の国保税についての値上げの件であります。今回議会の方へ陳情が出て、まったく同じようなかたちでしておりますので、今回この答弁は町が提案する側のお願いの今現在議会にしているところでもありますので、そちらのほうでも慎重審議をいただきたいわけにありますから、その範囲内のお答えに止めたいと思います。まず、国保税が一気に上がってしまったということでもあります。なぜ一気に上げたかということ、これ毎

年毎年上げていて一気にこう大きく上げたわけではなくて、辰野町の場合はできるだけ安くそして住民の皆さん方の負担を軽減するということ、国保も国保税ですから、そういうような意味で10年間ずっと据え置きで上げてこなかった。えーいよいよあの基金の方も底を突いてまいりましたし、また高度医療、また高齢者ほかのなかで医療費が加算できてどうしてもやむにやまれず上げなければいけないというかたちのなかで、我慢に我慢のなかでこのようになったわけでありませう。同時にまた介護保険もスタートしてからは、辰野町はずっと据え置いております。いつも対比で言われるなら参考にさせていただきたいですが、箕輪町ほかすでにこの国保税についても3年連続で上げた、この3、4年前ですかね、というようなところもあるようではありますが、そういうふうなことと対比したときに、たまたま辰野町は10年間上げてなかったということも反面見ていいと思います。それで一般会計からの繰り出しをというようなことも今いわれていると思うんですが、一般会計がそのまま国の方のご指摘のとおり、国保税に対する国の持分がそこだけ下がったんじゃない、一般会計も下がっているんですね、一般会計も一緒に下がっているのに、どっからどうやって繰り出すのかということをお考えいただきたい。それで本来一般会計から繰り出すものでなくて、国保税どこでどういうふうにそういうふうに考えているか知れませんが、元来相互扶助で始めたというのがこの国保税です。ただ私のいつも言っているのは、こういった保険ですから、国保税といえども保険ですので、保険は小さい規模でやっても意味なさない、いい時はいいんですし極端な時は破壊しちゃうというのが保険の原理原則であります。したがって、各市町村といっても大きいとこ小さいとこあるわけですから、これこそほんとは県単位とかですね、郡単位ぐらいでやっていかないと公平公正な保険というものの成立がならないだろうと、こんなことは考えております。しかし現在法律のなかで各市町村単位で行えということでもありますので、現在進めています。ただ国保というものの自体は諸外国と比べて日本は国民皆保険ということで皆が入る保険、これ非常にまずはこの皆保険があることは非常にいい制度だとこんなふうに思います。したがって少しでもこれがやっていけなく赤字になりつつある、あるいは今後見据えて成り立たない、その場合は安易に一般会計から持ち出す、そういうような議論にはならないものであります。したがってえーやれるようなふうに相互扶助の原理で行っていかなくちゃならない。こういうことでもありますからあのご承知おき頂きたいと思っております。現行でも100万円ぐらいは一般会計から持ち出してあります。じゃあ他所がどんどん出したらどうなるかといいますと、これは今度は減らしてきている国の、国負担がそれだけ一般会計から持ち出すなら余裕がある町だと見てさらに交付金が下げられます。というなこともあるということをお聞きしております。これ歴代そうしておりますので、えーそのように私も現在解釈しているところですが、実際それやったことないんであれですけども、高遠町の例が今挙げられておりますけれども、これは一般会計からしっかり出しているせいだということでもあります。えーここで大きくは申しあげられませんが、高遠町の場合特殊事情なども勘案されておりますので、そういった郡下でも極端に安い国保税の推移があった

のかと思われます。しかしこの今回の論題は18年度以降ということですので、18年度以降は高遠町は伊那市へ加盟するわけでありまして、激変緩和処置は取られるようでしょうけれども、結果的には何年かすると伊那市と同じになるはずでありますから、これはまあ辰野町よりずっと上がるのではないかとこのように思われます。これだけ辰野が上げたとしても、箕輪町より箕輪町の現行よりまだ低いという段階に押さえて、えーまあ競争してやっているわけじゃありませんが、たまたまそういう数字がはじき出されましたので、ご承知おきを見ていただきたいとこのように思います。したがって比べるなら右も左も真中も上も下もよく比べてあのご判断をいただきたいと思っております。そして基金のことにつきましても、基金も一応持ってないとこれは実際にやっていけない部分があります。だいたいまああの医療費の支出金の3箇月分くらいは保有しているというような指導があるわけでありまして、そのくらい持って、今もそこまで、底ついちゃって駄目ですが、そのくらい持っていないと、じゃインフルエンザが急にはやった、何かがあった、災害で大勢の皆さんが病院にかかるようになった、災害は災害でまた後で別途の話になるかも知れませんが、一応まずは国保は国保で対応します。その時の動きが取れないということで、一応そのように辰野町も保険給付金の約3月くらいを目途に基金は作っていききたいというふうに思っております。応能応益割合の問題であります、これは辰野町は今までもそうでありまして、今回審議会でも協議をいただいたところでありますけれども、まずあの応能応益の割合を応能、能力に応じて払うというふうな一応決めになっておりますが、これを6割、応益要するに世帯割だとかですね、均等割りの部分を4割に押さえておりますから、6対4で軽減処置を図って、それをまだ続けておりますのでこのへんもご理解いただきたいとこのように思っております。後は滞納者への適切な処置などがどうかということでありまして、適切な処置を今も進めておりますし、また今後も当然言われるまでもなく進めております。進めていきたいと思っております。えーと、それから無保険者の有無ということでありまして、あの担当課長、主管課長のほうからお答え申し上げますが、一応退職されて今度国保へ入る、その間の無保険の時もあるのかも知れませんが、これに對しましては、つかみようが実はないわけでありまして、それに対する対応、だからずっと入っていないということはおそらくないと思っておりますので、その間病気になられた時の対処などもしなければいけませんけれども、なんとかいい方法でつかんで、国民皆保険でありますので、社会保険の方が一般の健康保険が終わったら今度国保の方へ加入するように話はしていきたいと、このように思っております。以上であります、えーまだまだこれだけ上げても辰野は郡下でトップを切ってずっと抜きん出て高くなったということじゃありません。合併協議会の際にも提示したわけでありまして、議員ご指摘のとおり辰野はまた軽減されている推移ですと来たわけでありまして、水道料と並べて非常に安い範囲、住民の皆さんに負担を掛けない方法でいったわけでありまして、一旦これに乗せませたら、またそうなるようにおそらくほかの方はもうまた次の値上げに入ってくる、あの原理原則からみてこうデータ出して見ますと、安易に一般会計からはいはいなんて出しているところありませんので、またそう



いうことやるべきじゃほんとはない。本来はないはずでありますので、きっと上がってくるはずでありますから、辰野の方はまた低い方へと推移していくとこんなことであります。こういった意味で今回の値上げを提案いたしておりますので、いらん説明ではございますけれども、あの委員会の方でご審査をしっかりといただきたいとこんなふうに思います。

次は病院問題であります。病院問題でえー文書によりますとアンケートによると、辰野病院に対する町民の評判は依然としてあまり良くない。ということであります。議員も言っておられましたけれども、こちらには非常にいい病院だという人もたくさんありますがね、それでこれは辰野病院だけかと思って私ども気になって調査しておりますけれども、これはあのどこにでも有りうることです。だからいいということではありません。それで辰野病院はより良くしようということで CS 方式ということで、カスタマーズ・サジス・ファクションということで顧客満足度を上げるためにということで、つい昨今からあの病院内でもって話し合っていて、患者さんほかのいろんな投書や苦情があると、それに対してどういうふうに対応しましたということをあの大きく文書に書いて貼り出す方法を今とっております。そして、そういったもし失礼なことがあった場合にその人の反省にもなりますし、また、人の振りをみてわが身を直せということで、またそういうことを知らない方もいっぱいいるわけありますので、職員の中です。また、それをみて自分も直していくというふうなことで、堂々と書いてやるようなふうにならざるを得ないので、きっとこれもまた功をなしてくるのではないかなとこんなふうに思います。えーまた病院の事務長の方からそれに対する逆のあの声もあったようでありますからそこで詳しく述べていただきたいと、こんなふうに思います。いずれにいたしても、自主的にそういったことにも打ち出しておりますので、えー悪いとこだけ突くんでなくて一つ総体的にみて、ほんとにほかの病院と比べて総体的にほんとは対比的に悪いのか、そのへんもわれわれも注意をして、よくみて頑張っていかなければならないとこんなふうに思っております。それから病院の建設場所はどうかということですが、これは昨日山岸議員に答えたとおりであります。重複でありますので割愛します。えー方向性ぐらいは明言すべきだということですが、方向性は場所の問題だと思いますので場所は決めておりませんので、方向性明言ができません。寄付金ほかなども財源的に捕らえたらどうかという新たな質問でありますので、これは言われるまでもなくすでに病院方で企画をされております。また事務長の方からお答えいたします。以上であります。

#### 町民課長

それでは根橋議員の国保関連のご質問についてお答えを申し上げたいと思います。「資格者証」短期保険証の発行の実態、無保険者の有無などについてということですが、現在辰野町では、当初資格者証 39 件発行いたしまして、現段階では 32 件ということで 7 件、これはあの分納だとか窓口で相談きていただいて、えーこれから資格者証から短期証の方へ移っていただいた。こんなような効果が出ておるのが現状であります。えー今日の朝、県の国保室の方から届いた全県的なアンケートの

速報でありますけれども、現在県下で資格者証を発行している市町村 28 市町村ありまして、全体で 632 件、ま平均しますと 22 件から 23 件程というような現状であります。また、短期証につきましては辰野町 49 件現在発行をいたしております。これも県の状況でいきますと 69 市町村 1 万 3,735 世帯、平均しますと 1 市町村 200 件ぐらいを発行しているというのが現状のようであります。まだあの今朝届いた部分でありますので、細かい分析等はしてありませんが、一応現状がこのような状況になっているということでもあります。また無保険者の有無ですが、さきほど町長答弁ありましたように、現段階ではあの社会保険等資格喪失の届出をいただいて、町の国保の方へ来て届出をしていただくというふうなかたちになっておりますので、社会保険からの連絡が直接役場にあるわけでありませぬので、本人が来ていただかないと、来ていただければもちろん国保の方へは入っていただくという状況ですが、まあたまたま本人が持ってきていただかなければ、これはもちろん入れませぬので、その実態がどんなようになっているかということは、町の方で現在つかむ方法がないというのが実情であります。ただまあ皆さん会社等辞められて町の方へ来て入っていただいているものと思っております。あと 3 番目の低所得者に対する国民健康保険税、医療費負担の軽減や医療費扶助策の拡充についてということですが、根橋議員 12 月の質問のなかで質問いただき現在上伊那で検討中ということでお答えいたしました。それで現段階では、駒ヶ根さんがもう実施に移っているということで、上伊那の市町村、現在今 4 月 1 日に要領を作成して、実施していけるような状況で今準備を進めているところであります。できるだけ間に合うようにして 4 月 1 日からこの要領については施行していきたい、こんなふう考えております。以上であります。

#### 病院事務長

それでは私の方から病院の取り組みについてお答えさせていただきます。ただ今町長申し上げましたように CS 活動ということで町長の指示により、本年の後半、17 年度後半から病院の中にある意見箱に入れられた意見については、全て文書で回答して病院の入ってきたすぐ横の所と、職員の通用口の所へ 2 箇所へ貼り出すようにして取り組んでおります。具体的な中身につきましては、やはりあのま当初ありましたように、看護師さん、非常に病んでるなかですので看護師さんにもう少し親切にして欲しかったとか、そういう内容でありますので、そのことについての取り組みはお詫びを掲示させていただきました。来院者の反応につきましては、両面でありまして非常に良い取り組みだと、あの概ねの大方の職員はかなり努力されているんだけど、一部の職員にやはりまだそういうことが残っているんじゃないかというご指摘もあり、これからも続けて欲しいというご指摘、また、逆にあの忙しいなかで一生懸命あの看護してくれてる看護師さんにえーこんなことしたら可愛そうだという言葉もありました。えーそれであの建設の方の関係でありますけれども、えーワークショップでは非常にあの大勢の方が真剣に取り組んでいただきまして、せっかくここまで病院の方のことでいろいろ議論したんだからこれからはっきり話し合いに参加させて欲しいということで、病院としては基本計画とか図面の案ができた段

階ではご意見いただくように希望者方には参加していただきたいということで取り組みを進めていきたいと思っています。あと資金の関係でありますけれども、やはり資金計画につきましては、あの建設段階だと、今までの場合はどうしてもとんとんに行くとか、若干こうふうにすればなんとかなるという計画がなっていますけれども、これからは具体的に本当の意味ではこういうふうになるんだけれども、ここをこういうふうに頑張りたいというような資金計画を提示しながらやっていきたいと思ひますし、ご提案の縁故債については条例上法的问题等につきまして無利子の縁故債を町または病院が発行できるかどうかも含めて検討し、寄付については以前から町長の方から指示いただいておりますので、具体的な取り組みについて検討して進めてきております。近隣で岡谷病院の建設基金につきましては、昨年基金を設けたところさっそく大きな寄付が集まっているということでありますので、その取り組み等を例に研究しながらやっていきたいと思っております。以上です。

税務課長

さきほど滞納者への適切な対応についてということでご質問ありましたけれど、町長答弁もありましたが、あの十分プライバシーには配慮しているつもりですが、現状についてあの説明させていただきます。現在滞納者の方が税務課の窓口を訪れたさいなんです、一般の方たちがいるということで、1階奥にありますけれど、ミーティングルームがございます。そこは衝立等で遮られておりますので十分あのプライバシーには配慮しているつもりでございます。その際にはあの徴収係、また国保担当係りも同席しての相談に応じておりますので十分な対応はさせていただきます。それでさきほど別室を設けてというような話もございましたけれど、現在そのような対応をさせていただきますので、別室を設けてまでは現在のところ考えておりません。以上です。

1番(根橋)

えーと、それではいくつか再質問したいと思います。えー一つはあの当然ですけれど一般会計が大変だということで議論なって、これはもうあらゆるところに関係してくるわけですが、そのことについて若干質問してみたいと思ひます。今議会にも18年度予算と17年度の補正予算、両方出ているわけでありまして、それをみますとですね、まず補正の方をみますと、町税は約1億6,000万ぐらいですかね、増税、やというか予算より増えたと、交付税と臨時財政対策債についてはほとんど予算どおりということでありまして、後は変わらないというか、要するにあの町税が2億ぐらい増えたということと、あと最大の違いは基金からの財政調整基金からの繰り入れが当初4億4,000万くらいだったけれども、えー2億ぐらい、2億円ぐらいですんだというような内容じゃないかと思うわけでありまして、18年度予算を今度見ても、町税は何か22億4,000万ということで、前年当初なみということなんですけれども、これはあのいろいろほかのデータ見たり、ほかの町の予算なんかをこうやって新聞等で見てみましても、町税については若干の景気回復等もあって増えるだろうというふうに予測されていると思うわけですね、そういうこともあってこの補正でも増えてきたんじゃないかと、それともう一つは、辰野町は従来からこ

の収入については非常に堅く見るといいますかね、そういう事務的な傾向ありまして、この間一貫してあの補正では増えてくるというようなことが繰り返されてきたと思います。そういった点ではあのこの町税の見込みというのは非常に厳しすぎるのではないかと、であのえー地方交付税交付金と臨時財政対策債については、町長が再三強調しているように 2 億円余の減額ということは事実なわけですが、なぜか町長が一言も触れないのは、まあ不十分ではありますけれども、いわゆる税源移譲に伴う地方譲与税の 1 億円の増ということがあるわけでありまして、それを全部足算しますとやや減ると、えーこれをまあ要するにまあ町長も言っていることを私反対しているわけじゃないんですが、この三位一体改革でえー補助金、地方交付税交付金を減らす分に見合うだけの税源移譲はないんだと、特に農村の町である辰野町にとってはそれ深刻だと、箕輪などに比べれば深刻だということは非常に良く分りますけれども、中身的にはそうなっておりまして、まートータルすると予算を比べますとまあそんなに差はない。ただ実際はその財政調整基金はですねだいたい毎年 2 億円ぐらいは投入していかないとやっていけないということは、これ事実でありまして、そういう意味では今財調残高が今 9 億か 8 億ぐらいですかね、えーぐらいしかないなかでは、このままやっていたら 4 年しか持たんということはそれも良く分っているわけでありまして、それに加えてまあ辰野町のこの特殊性というのが、この負の遺産ということで昨日も議論ありました。おおきくって新町工業団地のこの実情 10 億を越えるようなこの負債、あるいはそれを除く土地開発公社のですね負債、これトータルして 28 億というようなまあまったく負の遺産を引きずっていかなくちゃいけないという点の特殊性、これも良く分っております。そういうなかでいいたいことはですね、あの町長言われているように、この町の基本施策というのは、政策優先課題、優先は何かということを考えなければいけない。それもそのとおりだと思います。そういうなかであのさきほど申し上げましたこの国保加入者、これは国保加入者だけじゃありませんけれども、非常にあの再三言うように生活実態というのが、年々早く言えば悪くなってきている。特にあの無視できないのは医療制度の改悪ですよね、これはご存知のとおり今の国会に出されている内容というのは、大変深刻でありまして、ものすごい内容になっているんですがとりあえずこの 10 月からみても新たにですね、70 歳以上の方の、えー療養型病床についてはホテルコストの導入だとか、高額医療もですね、これは全員です。若い方も含めて高額医療の自己負担を 8,000 ぐらい上げていくと、こういうことがもう今の法案のなかから先が見えてきているなかで、非常な不安が起きている元での対応はどうかということをお聞きしたわけでありまして、あのま確かに安易に一般会計からなんでもかんでも入れればいいのか、そういう乱暴な議論しているわけではなく、例えば今年の国保見ればですね、非常に寒いなかで亡くなる方が非常に多くて、葬祭費だけでも多分数百万、7・8 万ぐらいいっているんじゃないかと思うんですね。それに見合うだけの今年も金額はとていっていない。えーそういうようなことでもう少しやっぱりこのなんていうんですかね、一般会計からの繰り入れというものも検討していかなくちゃいけないのではないかというふうにあの考えております。

そのへんについてどうかということでもあります。それからあと基金なんですけれども、これは辰野町はなぜか従来から3箇月、3箇月ということを繰り返しているんですね。ところが私県庁の保健、健康保健室の方へ聞いてみましたところ、県はそういう指導はしていないと、5%以上まああの積み立てていただきたいということで、行政指導しているというふうにあの返事がありました。であるいはまあ上伊那管内でも、これは駒ヶ根市の資料ですけれども、駒ヶ根なんかは1.5箇月分ということになっているんですね、3箇月にこだわる、まさきほどインフルエンザとか災害といわれましたけれども、このインフルエンザ確かにこれ波があるんでしょうけれど、過去にねインフルエンザがあって支払不能になった月があるんでしょうか。そのへんもお答えいただきたいと思います。私は基金は県の指導のとおり5%あればいいじゃないかと、特にこういう厳しい時代ですから、それで十分やっつけけるのではないかと、過去の実態もそうではなかったかということをお願いいたします。えー次にあの病院関係ですけども、えーとですね、町長言われたCSというのが私ちょっとわからないです。それあのかくあのそれともう一点その前提となったあのアンケート調査ですけども、それ私がやったじゃなくてこのこれ例のあれですね、基本計画、後期基本計画のアンケート読ましてもらおうと非常にそういうものが多いということをお願いいたします。あのもちろんいいのもありますけれども、あの前から言われているようなことがまた並んでいるということがまああるわけですね。ですから、そういった点でやはりあのまずそういう実態があるということをお願いしているようなんです。そのCSというのがその今だといろいろ苦情やなんかをこの紙へ貼り出して見て貰うということだけしているのかちょっとよく分かりませんが、具体的に住民満足度を上げるための、おー対策というのはほかになんか考えているのかどうか、そのへんについて質問をしたいと思います。まずそこまで。

町長

再質問にお答えをいたします。えーこの案件はあの委員会に付託してありますので、そちらの方でしっかりご審議をいただきたいとこんなふうに思います。ただあの不思議に町長は言わないといいましたがはっきり言います。三位一体改革のなかでこんなこと言うと時間がかかるから言わない、差し引いて私はいっているんです。えー税源移譲は辰野町に対しましては、平成16年3,700万端数は割愛します。平成17年4,100万平成18年は9,500万きます。逆に引かれている分がありますので、それで差引きすると辰野町の場合は、平成16年で2億2,000万円のマイナスです。国からの委譲から交付税といわず交付金、国からくるお金と言っているのはそういう意味です。平成16年は2億2,000万円のマイナスです。国からこなくなりました。平成17年はそれよりまた1億6,000万円下がりました。差引きするとです。平成18年は今まで言っていますように、今の今年度17年より18年の方が差引きすると2億2,000万下がります。したがって16、17、18年度で辰野町は国からくるお金が6億円下がったとこういうことでもあります。まだ詳しく言えばあれですが、そういうことじゃないと思いますので、このことは税源移譲についても組み込んで

いるということを申し上げたわけでありまして。それからえー辰野町は堅い予算で、ということでありまして、それは堅くみますそれは、健全財政責任上、それで多くなれば結構のことです。ただ今ここで景気が少し回復気味だからといって政策ポーンとうっちゃって、一般会計から繰出した。また駄目になったら繰出せない、こんなことできませんから、やはり中長期的に見通しをつけながらこういうものはやっていくわけでありまして。で根橋議員がそのへんの話は今される時に最後のほうに言われたから、それが当たっているから良かったんですが、結果的にどうあれ町の基金は下がってきております。どう判断してみても下がってきている。それほど筒いっぱい以上に仕事をしているということでありまして。それで来年度に繰り越したお金が、しかし繰り越したお金がないと18年度予算が立たないということですよ、この予算書見てください、それから繰り入れて、また作ってますから、どこでもそりゃそうです。そうしないと末端行政はできない仕組みになっておりますので、あてにならない、くるだろうというお金を当てにして予算を作ってはいけないことになっております。同時にこれむりからぬところですが、県国の方の予算がはっきり決定するのが6月以降とかになってきますので、その数字をはっきり見てそれで入れてって、あまった、あまったじゃないんですね。時に入れてあるものを戻していただくだけです。で、言っていることをご理解いただければこれ結構であります。前になんか言われましたね、あまったらなぜそれを仕事しないなんて、それ使ってみましょう、今ごろもう基金なんか無くてはちゃめちゃになって、町もあれですね、国から監督官が入ってやっていくようなことがなっちゃいますよ。まああの多くないですけれども基金も必要だ、それもまあ取り崩し気味でありますので心配だということでありまして。えーと、後は負の資産もありだということでありまして、生活密着型医療制度の改正、医療制度の改正はほんとに困ったものですね確かに、国の方がやっているとこです。えー基金をそんなに取り崩したことがあるかどうか、インフルエンザほかでということですが、無くて結構であります。辰野町は、どうあれ後でもってあの課長の方からお答えいたしますけれども、3箇月くらいの余裕は持った基金を持ちたいと、私は決めております。以上であります。

次に、CS のことではありますが、それ以外にありえないといったって、今やり始めているのを軌道に乗せているところでありまして、それはあのいろんな皆さん方、そのかかって治った方あるし、治らなんだ方もあるでしょうし、また手の掛かる患者さん、掛からない患者さんいろいろあります。そういうなかでそういった苦情を減らしていくようには努力しております。懸命にやっております。そのなかのCSも一つであります。以上であります。ああの課長の方からお答えいたします。

町民課長

それではさきほどの根橋議員の質問のなかで、葬祭費の関係があったかと思われまして。えー現在辰野町では、1件につき5万円ということで葬祭費を支給しております。2月末現在151件、755万円ということで支払いをしてあります。ただこれにつきましてはあのほかの社会保険でも同じような形態を取っているということで、これはあの一般会計からということではなくて保険料、国民保険の会計の中から支払

うのが当然ではないか、こんなふうに考えておりますのでお願いをしたいと思います。あと基金の関係さきほど 5%というような県の指導ということでありましたけれど、これそのま前段がありまして、国保会計においては、決算上剰余金が生じた場合にはというところがあるかと思えます。その場合には 5%という数字が出てきておりますけれど、ただ予算の編成についてというなかでは、過去 3 年間ににおける保健給付費の平均年額の 25%以上を有していることが望ましい、こういうこともあります。25%現在辰野町で給付費年間 12 億から 13 億、約月 1 億円というのがだいたい平均であります。それでさきほど町長言われたように 3 箇月分 3 億円というのが今現在うちの会計のなかでは目安になっているということでご理解いただければと思います。

まちづくり政策課長

一般会計にかかわる基金の問題、それから今回の税の補正等の問題を質問いただきました。今回町税につきましては、極めて特殊な事情に基づきまして、増額ができた部分がほとんどございまして、そんなことで 18 年度の予算も例年どおり見込んだということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。なお、財政調整基金、戻す戻さないという話のことでございますが、現在市町村の財政事情極めて厳しいわけございまして、国並びに県の自治体に対する指導の中では、基金に頼らない予算を作れ、それが健全財政の第一歩であるというふうに指摘、指導をいただいているところであります。当町におきましては、17 年度の当初予算で 3 億 9,700 万円の財調を繰り入れないと 71 億の予算ができなかったという、しかも現在の段階で 1 億 6,000 万ほど戻すことはないだろうというふうな見込みのなかで 18 年度も同じように 3 億 4,000 万円の取り崩しをしないと、70 億 8,600 万という予算ができなかったというのが実態でありまして、極めて厳しいことございまして。これでいきますと、18 年度の末におきましては、財調は 2 億 1,000 万円ということでございまして、19 年度の予算につきましては、今年と同じレベルあるいは縮小するなかで財政調整基金によって対応が 18 年度についてはできるだろうという見込みはありますけれども、19 年度以降の予算編成あるいは財政運営につきましては極めて厳しいという危機感をもって現在進んでいるところでございまして、財政調整基金につきましては、極力戻して町全体の町政運営の財政基盤の強化を目指しながら基金を活用していきたいという立場で現在進めておりますのでよろしく願いいたします。以上であります。

議長

時間が経過しておりますので、完結をお願いいたします。

1 番（根橋）

質問は完結にいたします。1 番はあの最初三つあります。一つは町長の決意表明というか、そのさきほど言ったようにこういう国、地方自治体に対する国からのさまざまな締め付けというか、兵糧攻めみたいなことあるわけなんです、こういったものに対してどのように対峙していくのか、基本的なお気持ちをお聞かせいただきたい。二点目はあの国保の会計のことなんですけれども、まああの特にあのあれで

すね、細かく見ていきますと保険税の伸びというのはどうしても退職者の方が増えてくるから、多少は延びていく。ところが医療費の方はですね、辰野町のこのあれみると6%給付があつた伸びるという予測なんです、あのそんなに延びないじゃないか、というのはそのえ今度はご存知のとおり医療費の改定で3.16%4月から減額、報酬の減額あるわけですね、そういったもので差し引くと、増えるのあつてもそれ差し引くとそんなには延びないじゃないかというふうに思うわけで、その辺ではこのそのへんのその数字ですね、数字の根拠について伺いをします。であの三つ目は病院のやっぱりこの予算なんですけれども、ワークショップで示されたような長期的な資金計画と、今度病院の予算ね、これかなり数字が帰りがあつたんですよ、実際のさっきも答弁ありましたが、建設にかかわる資金計画というものが実際はどっちなのか、えーはっきりしていただきたいと思つています。以上です。

町長

質問にお答えをいたします。こういった国がいろいろやってきて、地方に非常に冷たく、地方切り捨てのような状況にある。そのなかで町長はどうやって対処するかということでありまして。粘り強く対処してまいります。事業選択をおこない、スリム化し経費節減をし、できるだけあの優先順位を決めたりして、そして住民生活密着型をできるだけ優先する中で対応していきたい。こういうことでありまして。病院の問題に付きましては事務長がお答えいたします。

町民課長

国保税の来年度予算の関係で、医療費の伸びということでありまして、これらあの療養給付費等でも10.5%、この過去3年間の伸び等を比べまして10.3%とか、あと療養費で13.6%と伸びが伸びますが、さきほど議員申されたように診療報酬3.16%の減額、これらを含める中で全体に11.01%というような形で算定をさせていただきます。予算については以上であります。

病院事務長

えーと確かにあのえー財政計画につきましては、今年度の18年度予算とえー当初ワークショップに出した数字は変わっておりまして、ワークショップの方では22億3,300万、今回は23億ということでありまして、医療費報酬の改正のなかでせっかく町民の需要に多い療養型病床を導入するというふうな考えのなかで、現実には療養病床については将来3分の1に減らすというような国の方針が変わってきたということ、またえー135床であつた計画をしましてやってきたなかで、実際にそういうことの療養病床が導入できなければ更に少なくなる。ほいで現在はえー114床目標にやってきているなかで、実質平均107人の患者数というようなことありますので、えー若干そういうところで差が出てきているということでありまして、これからについてもっと本との近い2~3年後についてはこういうことになるということを含めてやっていこうということでありまして、収支見通しと現実の予算提案についての差についてはそんな事情があるということ、ご理解いただければと思つていますけれど。

議長



以上で一般質問は全部終了いたしました。本日の会議はこれにて散会といたします。

大変ご苦勞様でございました。なお、この後 1 時 30 分から町長要請によります全員協議会を行いますので、1 時 30 分までに全員協議会室へお集まり下さい。ご苦勞様でございました。

散会 12 時 31 分